

四国税理士会 研修会

知らないと危ない！
税理士のための倫理・人権研修

2026年8月21日～28日
和田倉門法律事務所
弁護士 内田久美子

目 次

第1 税理士法違反にかかる裁判例

- 1 税理士法 3 6 条（脱税相談等の禁止） . . . 4
- 2 税理士法 3 7 条（信用失墜行為の禁止） . . . 2 8
- 3 税理士法 3 8 条（秘密を守る義務） . . . 5 3
- 4 税理士法 4 5 条（脱税相談等をした場合の懲戒） . . . 7 1

第2 〔参考〕採用時の留意点（人権尊重の観点からの情報収集） . . . 1 0 6

第3 ハラスメント対応と裁判例

- 1 ハラスメントとは . . . 1 1 2
- 2 パワーハラスメントとは . . . 1 1 8
 - 2－2 事業主としての対応義務
 - 2－3 パワーハラスメントの重要判例（パワハラと指導の境目はどこにあるのか）
- 3 セクシャルハラスメントとは . . . 1 6 0
- 4 マタニティハラスメントとは . . . 1 6 4
- 5 カスタマーハラスメントとは . . . 1 7 0

第 1 税理士法違反にかかる裁判例

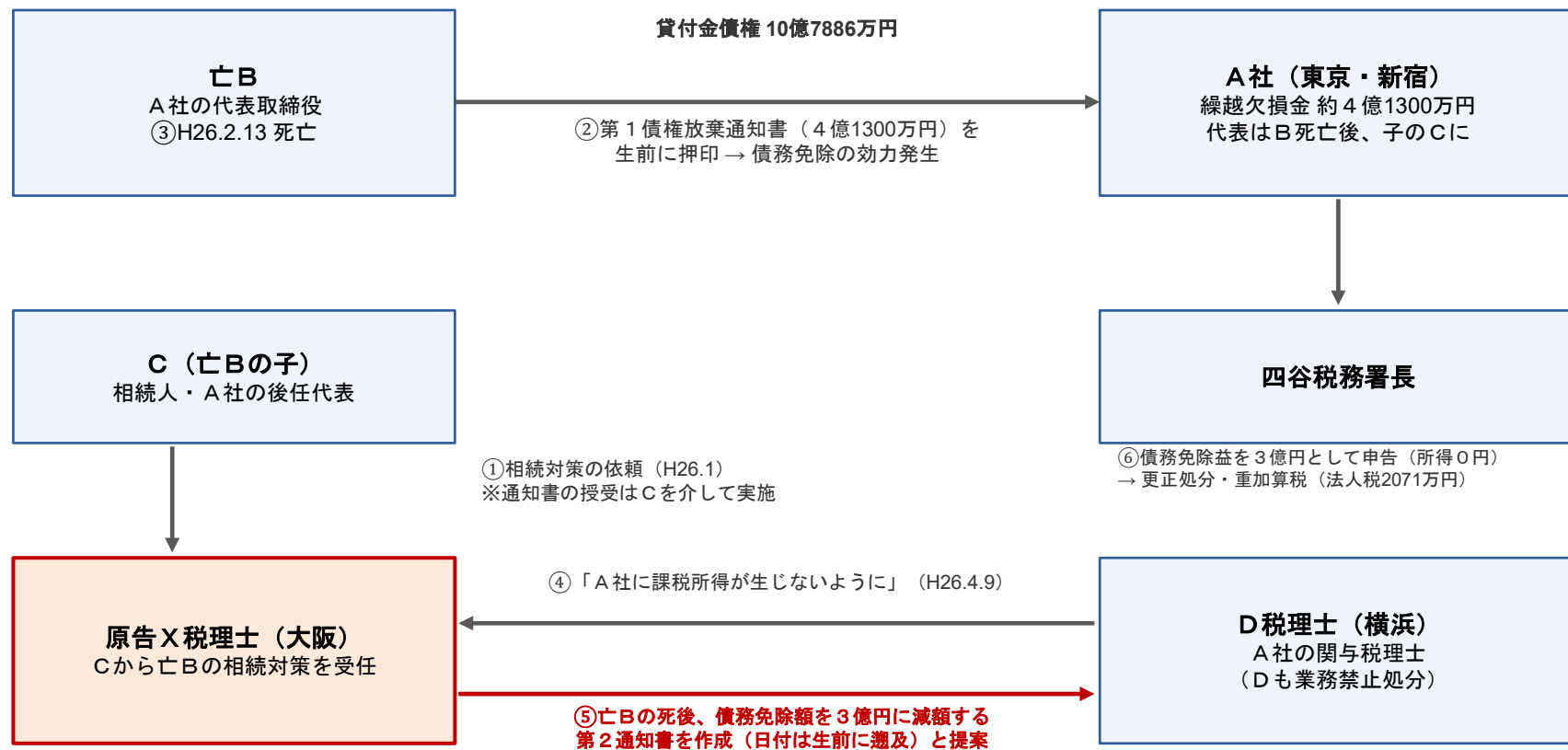
1 税理士法 36 条 (脱税相談等の禁止)

大阪地裁令和 3 年 5 月 27 日判決

大阪高裁令和 3 年 12 月 2 日判決

1 税理士法36条（脱税相談等の禁止） 事案の概要

大阪地裁令和3年5月27日判決／大阪高裁令和3年12月2日判決（税理士業務禁止処分取消請求）



【処分】財務大臣は原告Xに税理士業務の禁止処分（令元.6.6）。不正所得金額は1億1300万円。

【判決】他の税理士からの相談でも36条の「相談に応じ」に該当。悪質・重大であり処分は適法（請求棄却・控訴棄却）。

1 税理士法36条（脱税相談等の禁止） 時系列

大阪地裁令和3年5月27日判決／大阪高裁令和3年12月2日判決

年月日	経 過
H26.1.28～29	原告X、Cから「亡Bの余命が僅か」として相続対策の依頼を受け受任
H26.2.3～6	第1債権放棄通知書（A社への貸付金4億1300万円の債務免除）を作成、亡Bが押印
H26.2.13	亡B死亡
H26.4.9	D税理士から「A社に課税所得が生じないように」と依頼され、債務免除額を3億円に変更する旨提案
H26.5.28	A社、債務免除益を3億円として法人税申告（所得金額0円）
H26.6.4～12	第2債権放棄通知書（3億円・H26.1.30付）を作成しCに交付、第1通知書の破棄を指示
H26.12.11	亡Bの相続税申告書を提出（押印済み第2通知書の写しは未確認のまま）
H28頃	東京国税局が相続税申告を調査 → 相続人らが修正申告、重加算税の賦課
H30.9.28	A社に更正処分・重加算税（納付すべき法人税2071万1500円に更正）
R1.6.6～	原告に税理士業務の禁止処分 → 取消訴訟：地裁請求棄却（R3.5.27）、高裁控訴棄却（R3.12.2）

【大阪地裁】主文／事案の概要

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

処分行政庁が令和元年6月6日付けで原告に対してした**税理士業務の禁止の処分**を取り消す。

第2 事案の概要

税理士である原告は、東京都新宿区に本店を置く株式会社A（以下「A」という。）の平成25年4月から平成26年3月までの事業年度（以下「平成26年3月期」という。）の法人税の申告に当たり、Aの関与税理士であったD（横浜市に事務所を置く税理士。以下「D税理士」という。）からAの所得金額を圧縮することの相談を受け、Aの代表取締役であった亡B（平成▲年▲月▲日死亡。以下「亡B」という。）がAに対する貸付金債権のうち4億1300万円について生前に債権放棄していたにもかかわらず、亡Bの死後に債権放棄額を3億円に減額する旨の債権放棄通知書を作成しAの債務免除益を1億1300万円減少させることによって、その相談に応じたが、その行為は税理士法36条、45条1項の規定に該当するとして、処分行政庁から、令和元年6月6日付けで、**税理士業務の禁止の処分**（以下「本件処分」という。）を受けた。

本件は、原告が、原告の行為は税理士法36条が禁止する脱税に関する「相談」に当たらないから本件処分は違法であるなどと主張して、被告を相手に、本件処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令等の定め

（1）税理士法の定め

ア 脱税相談等の禁止

税理士法36条は、税理士は、**不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない旨規定する。**

関係法令等の定め

イ 懲戒の種類

税理士法 4 4 条（平成 2 6 年法律第 1 0 号による改正前のもの。以下同じ。）は、税理士に対する懲戒処分は、次の 3 種とする旨規定する。

1 号 戒告

2 号 1 年以内の税理士業務の停止

3 号 税理士業務の禁止

ウ 脱税相談等をした場合の懲戒

税理士法 4 5 条 1 項（平成 2 6 年法律第 1 0 号による改正前のもの。以下同じ。）は、財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は同法 3 6 条の規定に違反する行為をしたときは、1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる旨規定する。

（2）平成 2 0 年財務省告示第 1 0 4 号（平成 2 7 年財務省告示第 3 5 号による改正前のもの〔乙 8〕。以下「本件告示」という。）の定め

ア 量定の判断要素及び範囲

本件告示Ⅰ（総則）第 1 は、税理士に対する懲戒処分の量定の判断に当たっては、本件告示Ⅱ（量定の考え方）に定める違反行為ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定する旨規定する。

① 行為の性質、態様、効果等

② 税理士の行為の前後の態度

③ 懲戒処分の処分歴

④ 選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響

⑤ その他個別事情

イ 税理士に対する量定

本件告示Ⅱ（量定の考え方）第 1 の 1 項は、税理士が税理士法 4 5 条 1 項の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる旨規定する。

1 号 故意に、真正の事実反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は税理士法 3 6 条の規定に違反する行為をしたとき。

前提事実

税理士の責任を問い得る不正所得金額等（国税通則法 68 条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は偽装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）に応じて、6 月以上 1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止（2 号略）

2 前提事実

当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実は、次のとおりである。

(1) 当事者等

ア 原告

原告は、平成▲年▲月に、日本税理士会連合会の税理士名簿に登録を受けた税理士であり、平成 26 年当時、大阪市に事務所を置いていた（乙 3）。

イ A

A は、室内装飾用織物の卸及び設計、施工等を目的とする株式会社であり、昭和 52 年 4 月 26 日に設立され、東京都新宿区に本店を置いている（資本金の額 4800 万円）。A の代表取締役は、平成 17 年 3 月 16 日以後、亡 B が務めていたが、亡 B が平成▲年▲月▲日に死亡したため、同月 26 日以後は亡 B の子である C（以下「C」という。）が A の代表取締役を務めている。（甲 2、乙 4 の 1・2）

ウ D 税理士

D 税理士は、平成 26 年当時、横浜市に事務所を置き、A の関与税理士であった（乙 1）。

(2) 第 1 債権放棄通知書のデータファイルの作成等

ア 相続対策の受任

原告は、平成 26 年 1 月、C から、亡 B の余命が僅かであるとして、相続対策の依頼を受け、これを引き受けた（乙 1）。

前提事実

イ 第1債権放棄通知書のデータファイルの作成

原告は、亡Bが、Aを含む亡Bが実質的に経営する会社（以下「亡B経営会社」という。）に対する多額の貸付金債権を有していたことから、**相続財産となるべき貸付金債権を減らす**こととして、平成26年2月3日、Aの平成25年3月末現在の繰越欠損金の額が約4億1300万円であったことから、**亡BがAに対する貸付金債権のうち4億1300万円について債務免除する旨の平成26年1月30日付けの債権放棄通知書（以下「第1債権放棄通知書」という。）のデータファイルを作成し、同年2月6日、同データファイルを印刷したものをCに交付した。**

Cは、その頃、入院中の亡Bに対し、第1債権放棄通知書に押印するよう依頼し、亡Bからこれらの押印を受けた。（乙1）。

（3）亡Bの死亡

亡Bは、平成26年2月13日に死亡した。原告は、同日、Cから、亡Bが死亡したことの連絡を受けた。（乙1）。

（4）第2債権放棄通知書のデータファイルの作成等

ア D税理士からの申入れ

原告は、平成26年4月9日、亡Bの相続に係る相続税の申告に関するCらとの打合せの際に、**D税理士から、電話で、「Aの平成26年3月期において8000万円の利益が発生してしまうことが判明し、亡BのAに対する4億1300万円の貸付金債権の債務免除によってAに課税所得が生じてしまうが、これが生じないようにしてほしい。」旨言われ、これに応じることとした。**（乙1）

イ 第2債権放棄通知書のデータファイルの作成

原告は、平成26年6月4日、**亡BがAに対する貸付金債権のうち3億円について債務免除する旨の同年1月30日付けの債権放棄通知書（以下「第2債権放棄通知書」という。）のデータファイルを作成し、同年6月12日、同データファイルを印刷したものをCに交付した上、第1債権放棄通知書を破棄するよう伝えた**（乙1）。

ウ 亡Bに係る相続税申告

原告は、押印のある第2債権放棄通知書の写しを確認することなく、亡Bの相続に係るC及び亡Bの妻の相続税の申告書を作成し、平成26年12月11日、これを麻布税務署長に提出した。

前提事実

(5) Aの法人税の申告及び更正処分等

ア Aの法人税の申告

Aは、平成26年5月28日、平成26年3月期の**所得金額は0円であり、法人税額は0円**（還付金額9020円）であるとして、平成26年3月期の法人税の申告書を四谷税務署長に提出した。上記申告書に添付された損益計算書の「**特別利益**」の項には、「**債務免除益**」の額として**3億円**が記載されていた。また、上記申告書の税理士署名押印欄には、D税理士の氏名が記載されていた。（乙5）

イ Aの法人税の更正処分に至る経緯等

東京国税局は、平成28年頃、**亡Bに係る相続税申告**について、税務調査を実施した。東京国税局の調査担当者は、その頃、原告に対し、亡Bに係る相続税申告の内容について説明を求めた。上記税務調査の結果を踏まえて、亡Bの相続人らは、上記**相続税申告に係る修正申告書を提出し、その後、重加算税が賦課決定**された。

大阪国税局の担当者は、平成30年4月16日、大阪国税局において、税理士法55条に基づき、原告に質問し、原告から回答を受けた（乙1）。

ウ Aの法人税の更正処分等

四谷税務署長は、Aに対し、平成30年9月28日付けで、Aの平成26年3月期の**法人税額等に係る更正処分及び重加算税の賦課決定処分**をした。これにより、Aが平成26年3月期に納付すべき法人税額は2071万1500円に更正された。

上記各処分に係る通知書には、更正処分の理由として、要旨次のとおり記載されていた。

すなわち、**Aは、亡Bが生前に債務免除した金額は4億1300万円であるにもかかわらず、亡Bが死亡した平成26年2月13日より後の日付である同年6月4日に、3億円の債権放棄通知書が同年1月30日付けで作成されたかのように装い、債務免除益を過少に計上したものと認められるため、亡Bが債務免除した金額4億1300万円から平成26年3月期の申告で計上した債務免除益3億円を差し引いた金額1億1300万円を債務免除益として同期の所得金額に加算した旨記載**されていた。（乙6）

前提事実／争点

(6) 本件処分等

ア 本件処分

処分行政庁は、令和元年6月6日、原告に対して本件処分をし、その頃、原告にこれを通知した。
本件処分に係る通知書には、処分理由として、要旨次のとおり記載されていた。

すなわち、原告は、Aの平成26年3月期の法人税の申告に当たり、Aの関与税理士（D税理士）から、Aの所得金額を圧縮することの相談を受け、Aの所得金額を圧縮するため、亡BがAに対して有する貸付金債権のうち4億1300万円について債権放棄していたにもかかわらず、債務免除額を3億円に減額した債権放棄通知書を作成しAの債務免除益1億1300万円を減少させることによって、その相談に応じたというものである旨記載されていた。（甲 1）

イ B税理士に対する税理士業務の禁止の処分

処分行政庁は、令和2年1月17日付けでD税理士に対して税理士業務の禁止の処分をした（乙2の1・2）。

(7) 本件訴えの提起

原告は、令和元年11月29日、本件訴えを提起した。

3 争点

- (1) 原告の行為が税理士法36条、45条1項の規定に該当するか否か、具体的には、原告の行為が「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為」に該当するか否か
- (2) 本件処分が、考慮すべき事情を考慮せず、過度に重い処分を課すものとして、比例原則に反し、処分行政庁の裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があるか否か

当裁判所の判断

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる（なお、原告は、大阪国税局の担当者が原告に質問を行った際に作成された質問応答記録書〔乙1。以下「本件記録書」という。〕は、違法収集証拠であって証拠能力を欠く旨主張する。しかし、後記2で説示するとおり、本件記録書の証拠能力を否定すべきであるということとはできない。）。

（1）原告

原告は、昭和59年に公認会計士名簿に登録を受け、昭和61年に公認会計士として開業し、平成元年に税理士としても開業した後、平成19年に大阪市内に税理士法人を設立してその代表社員に就任し、以後、大阪市内で税理士として開業している（乙1）。

（2）原告と亡Bとの関係

原告は、平成12年頃、Aが東京国税局の査察調査を受けた際に納付計画等のアドバイスをしたことをきっかけに、亡Bと知り合ったが、それ以後、亡Bとの関わりはなかった（乙1）。

（3）Cからの相続対策の依頼

原告は、平成26年1月28日、Cから、電話で、「父（亡B）が末期がんであり、相続対策をしてもらえないか。」などと相談を受けた。原告は、同月29日、Cから、原告の事務所（大阪市内）において、「父（亡B）が余命2～3週間で、法人や個人の関与税理士であるD税理士に相談したが、相続税の申告書は作成できないと断られたので、以前お世話になったX税理士にお願いしたい。」などと依頼され、これを引き受けることとした。（乙1）

（4）相続対策の方針

原告は、以前にAに関与した際に、**亡BがAを含む亡B経営会社に対する多額の貸付金債権を有していることを認識していたため、これを減らすことを相続対策の軸の1つにしようと考えた。**

そこで、原告は、平成26年1月29日、CからD税理士に依頼してもらい、D税理士から、亡BのAを含む亡B経営会社に対する各貸付金債権の額を記載した書面をファクシミリで受領した。これにより、原告は、亡BのAに対する貸付金債権の額が10億7886万2047円であること等を確認した。

当裁判所の判断

また、原告は、同日頃、D税理士に電話し、Aの平成25年3月末現在の繰越欠損金の額が約4億1300万円であることを確認した。原告は、同月31日、D税理士から、Aは労働組合との関係で赤字決算にするという指示があった旨を記載した書面をファクシミリで受領した。（甲3、乙1）

（5）第1債権放棄通知書のデータファイルの作成等

ア 第1債権放棄通知書のデータファイルの作成

原告は、検討の結果、亡Bの亡B経営会社に対する貸付金債権の一部について債務免除をすることとして（Aに対する貸付金債権については、Aの平成25年3月末現在の繰越欠損金の額の範囲で債務免除をすることとして）、平成26年2月3日、原告の事務所のパソコンで、亡Bの亡B経営会社（4社）に対する貸付金債権の一部を債務免除する旨の債権放棄通知書のデータファイルを作成し、Aに対する貸付金については、4億1300万円について債務免除する旨の債権放棄通知書（第1債権放棄通知書）のデータファイルを作成した（乙1）。

イ 第1債権放棄通知書の交付等

原告は、平成26年2月6日、Cに対し、Cの自宅において、上記アの第1債権放棄通知書を含む各債権放棄通知書のデータファイルを印刷したものを交付し、亡Bに確認してもらってこれらに押印してもらうよう伝えた。

Cは、その頃、入院中の亡Bに対し、上記各債権放棄通知書に押印するよう依頼し、亡Bからこれらの押印を受けた。（乙1）

（6）亡Bの死亡

亡Bは、平成26年2月13日に死亡した。原告は、同日、Cから、亡Bが死亡したことの連絡を受けた。

（7）第2債権放棄通知書のデータファイルの作成等

ア B税理士からの申入れ

原告は、平成26年4月9日、亡Bの相続に係る相続税の申告のために必要な事項を聞き取る必要があったため、Cが代表取締役を務める会社（東京都内）において、C、亡Bの妻及び同人の弟の3人と打合せをした。打合せの際に、Cは、D税理士に電話をしたところ、D税理士は、原告に対し、①平成26年3月期において、Aに8000万円程度の利益が生じることが判明したため、亡BのAに対する4億1300万円の貸付金債権の債務免除によって、Aに課税所得が生じてしまう旨、②Aに納税するための資金はないし、組合対策のため課税所得を生じさせないよう亡Bから指示を受けていたため、Aに課税所得が生じないようにしてほしい旨を依頼した。

当裁判所の判断

原告は、D税理士の話をもとにCに伝えた上、Cに、D税理士がいう8000万円程度の利益は概算額であるので、念のため1億円ほどの利益が生じるとみて、亡BのAに対する債務免除額を3億円に変更することを提案した。これに対し、Cは、そのとおりにしてもらいたい旨返答した。また、原告は、D税理士にもその旨を話したところ、D税理士はこれを了解した。（乙1）

イ 第2債権放棄通知書のデータファイルの作成

原告は、平成26年6月4日、原告の事務所のパソコンで、亡BのAに対する貸付金債権のうち3億円を同年1月30日付けで債務免除する旨の債権放棄通知書（第2債権放棄通知書）のデータファイルを作成した。原告は、同年6月12日、Cに対し、Cが代表取締役を務める会社（東京都）において、第2債権放棄通知書のデータファイルを印刷したものを交付するとともに、第1債権放棄通知書を破棄するよう伝えた。その際、Cは、第2債権放棄通知書に責任を持って押印すると述べた。

その後、原告は、Cと相続税の申告書作成の打合せで顔を合わせる都度、押印のある第2債権放棄通知書の写しを送るよう依頼したが、Cからは、保管場所が分からないので待つてほしいとの返答を受けるのみで、相続税の申告書の作成期限が迫っても写しの送付を受けられなかった。そのため、原告は、押印のある第2債権放棄通知書の写しを確認することなく、亡Bの相続に係るC及び亡Bの妻の相続税の申告書を作成し、平成26年12月11日、これを麻布税務署長に提出した。

ウ 亡Bに係る相続税申告

原告は、平成27年1月、Cに対し、押印のある第2債権放棄通知書を送付するよう再度依頼するとともに、参考として第2債権放棄通知書を再送したところ、Cから、亡B名義の印影が顕出された第2債権放棄通知書の写しの送付を受けた。（乙1）

（8） Aの法人税の申告及び更正処分等

ア Aの法人税の申告

Aは、平成26年5月28日、平成26年3月期の所得金額は0円であり、法人税額は0円（還付金額9020円）であるとして、平成26年3月期の法人税の申告書を四谷税務署長に提出した。上記申告書に添付された損益計算書の「特別利益」の項には、「債務免除益」の額として3億円が記載されていた。（乙5）

当裁判所の判断

イ Aの法人税の更正処分に至る経緯等

東京国税局は、平成28年頃、**亡Bに係る相続税申告**について、税務調査を実施した。東京国税局の調査担当者は、その頃、原告に対し、亡Bに係る相続税申告の内容について説明を求めた。上記税務調査の結果を踏まえて、亡Bの相続人らは、上記**相続税申告に係る修正申告書を提出し、その後、重加算税が賦課決定**された。

大阪国税局の担当者は、平成30年4月16日、大阪国税局において、税理士法55条に基づき、原告に質問し、原告から回答を受けた(乙1)。

ウ Aの法人税の更正処分等

その後、Aは、四谷税務署から、平成30年9月28日付けで、平成26年3月期の**法人税額等に係る更正処分及び重加算税の賦課決定処分**を受け、Aが平成26年3月期に納付すべき法人税額は2071万1500円に更正された(乙6)。

2 事実認定の補足説明(本件記録書の証拠能力について)

原告は、平成30年4月16日、税理士法55条1項、57条1項に基づく質問を受け、応答の要旨が記録された本件記録書に署名押印をしたが、**署名押印を拒絶できることを知らず、むしろ、大阪国税局の担当者の説明により、署名押印が義務であると考えて署名押印をしたものであるから、本件記録書は違法収集証拠として証拠能力を欠く旨主張する。**

そこで検討すると、民事訴訟法は、自由心証主義を採用し(同法247条)、一般に証拠能力を制限する規定を設けていないから、違法収集証拠であっても、それだけで直ちに証拠能力が否定されることはないが、違法性の程度、証拠価値、訴訟の性質等の事情を総合勘案して、当該証拠を採用することが訴訟上の信義則(同法2条)に反するといえるような場合には、**当該証拠の証拠能力が例外的に否定されるものと解される。**

そして、質問応答記録書は、国税庁の調査関係事務において必要がある場合に、質問検査等の一環として、調査担当者が納税義務者等に対し質問し、それに対し納税義務者等から回答を受けた事項のうち、課税要件の充足性を確認する上で重要と認められる事項について、その事実関係の正確性を期するため、その要旨を調査担当者と納税義務者等との間の質問応答形式等で作成する行政文書である(甲10)。その上で、本件記録書は、その末尾に原告の署名押印がされ、これに続いて、「以上のとおり、質問応答の要旨を記録して、回答者に対し読み

当裁判所の判断

上げ、かつ、閲読させたところ、回答者は誤りのないことを確認し、署名押印した上、各頁に確認印を押印した。」と記載されているところ、**原告に対する質問・検査を担当した大阪国税局の担当者が、原告に対して本件記録書への署名押印を強要したり、署名押印が義務であると誤信させる説明をしたりしたことを認めるに足る証拠はない**から、原告の上記主張は理由がない（このことは、本件記録書の記載内容や原告の知識・経験等に照らしても、変わるものではない。なお、本件記録書の記載内容からは、原告が、平成30年4月16日当時反省の態度を示していれば寛大な処置がされると期待していたことや、Aの法人税の遁脱に関して責任を問われることはないと考えていたことがわかるものの、これらのことは、原告の当時の主観的な認識・願望にすぎず、本件記録書が違法収集証拠であることを基礎付ける事情とはいえない。）。そうすると、本件記録書が違法収集証拠として証拠能力を欠くということとはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

3 争点1（原告の行為が、「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為」に該当するか否か）について

（1）「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、…相談に応じ、」について

税理士法は、税理士が、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をすることを禁止し（同法**36条**）、税理士が同条に違反する行為をしたときは、財務大臣は、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる旨定めるほか（同法**45条1項**）、刑事罰として、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金を定めている（同法**58条**）。これは、税理士が、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする立場にあることから（同法1条参照）、税理士が不正に租税の賦課・徴収を免れることにつき相談に応じる等の上記税理士の使命に反する行為に及ぶことを禁止した上、これに違反した者は税理士として不適格であるとして、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分という重い懲戒処分又は刑事罰をもって臨むものとする趣旨であると解される。

当裁判所の判断

そうであるところ、税理士が、不正に租税の賦課・徴収を免れ、又は不正に租税の還付を受けるための一般的な方法についての相談相手となるにとどまらず、そのための具体的な方法についての相談相手となり、これに対して肯定的な回答をすることは、上記の税理士の使命に反する行為であるというべきであり、当該税理士は税理士として不適格であるといえる。そうすると、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けるための具体的方法についての相談相手となり、肯定的な回答をすることは、税理士法 36 条が禁止する「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、…相談に応じ」に当たると解される。

(2) 本件について

上記認定事実によれば、①原告は、Cの依頼を受けて亡Bの相続対策を引き受けて、その一環として、第1債権放棄通知書のデータファイルを作成してその印刷したものをCに交付し、亡Bにその内容を確認させて押印させたのであるから、これにより亡BのAに対する貸付金債権のうち4億1300万円について債務免除の法的効果が生じていたにもかかわらず、②亡Bの死後、D税理士から、Aは納税するための資金がないので、課税所得が生じないようにしてほしいと依頼を受けたことに対し、亡BのAに対する債務免除の額を3億円に変更することを提案したというのである。原告の上記②の行為は、Aが法人税の納税義務を免れるための相談を受けたのに対し、亡BがAに対して生前にしていた債務免除額を減額させ、Aの債務免除益を減額させることを装い、Aが法人税の納税義務を免れることを提案したものといえる。そうすると、原告は、Aが法人税の賦課を免れる具体的方法についての相談相手となり、肯定的な回答をしたといえる。したがって、原告の上記②の行為は、税理士法 36 条の「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、…相談に応じ」に当たる。

(3) 原告の主張について

ア 原告は、①税理士が他の税理士から脱税に関する相談を受けたとしても、当該他の税理士の判断のもとで税務申告書類の作成が行われるものであり、相談を受けたこと自体によって納税義務の適正な実現は阻害されないこと等からすれば、税理士法 36 条が禁止する脱税に関する「相談」とは、納税義務を負う依頼者から実在する事案について脱税に関する相談を受けることと解すべきである、

当裁判所の判断

②原告は、**D税理士**から、Aに課税所得が発生しないようにするために亡Bがした債務免除の金額を減らして繰越欠損金を残してほしいと**指示された**のであって、**税理士法36条**にいう「相談」を受けたものではない旨主張する。

しかし、**上記①**については、**税理士法36条は、その文理上、「相談」の相手方について特に限定を設けていない上、税理士が直接の依頼者ではない者や他の税理士から脱税に関する相談を受ける場合であっても、相談の内容が一般的なものとどまらず、同条が禁止する相談に至った場合、すなわち、税の遁脱の具体的方法について相談相手となり、肯定的な回答をする行為に至った場合には、当該行為は上記の税理士の使命に反する行為であり、当該税理士は税理士として不適格であるというべきである。**これらのことからすると、同条は「相談」の相手方を納税義務を負う依頼者に限定していると解することはできないし、また、**同条の「相談」の相手方には他の税理士を含まないと解することはできない。**（なお、Aの法人税の申告についての関与税理士であったD税理士としては、Aの平成26年3月期における法人税の納税義務を免れるためには、亡Bの相続に係る相続税の申告内容とAの法人税の申告内容とが矛盾しないように、**相続税の申告に関与していた原告の協力を得る必要があった**のであるから、原告がAの平成26年3月期の法人税の遁脱に寄与した程度は小さくない。したがって、相談の相手方が税理士であるD税理士であったからといって、原告の行為によって納税義務の適正な実現が阻害されるおそれがない。）

また、**上記②**については、**上記（2）で認定・説示したとおり、原告の行為は、D税理士から相談を受けて、Aの債務免除益の減額を装う具体的方法を提案した**というものであるから、D税理士から指示を受けてこれに従ったとは認められない。

したがって、原告の**上記主張は採用することができない。**

イ また、原告は、税務調査の経緯に関し、東京国税局が、亡BのAに対する債務免除額を3億円とすることについて承認し、また、四谷税務署の担当者が、原告は責任は問われない旨の発言をしていた旨主張する。

しかし、これらの事実は、原告がD税理士からの相談に応じた後の事情であるから、原告の行為が税理士法36条の「相談に応じ」に該当するとの上記判断を左右するものではない上、これらの事実を認めるに足りる証拠もない。

したがって、原告の**上記主張は採用することができない。**

当裁判所の判断

(4) 小括

以上のとおり、原告の行為は、税理士法36条が禁止する「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ…ることにつき、指示（講師注；相談の誤記？）をし」たものといえる。

4 争点2（本件処分が、考慮すべき事情を考慮せず、過度に重い処分を課すものとして、比例原則に反し、処分行政庁の裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用があるか否か）について

(1) 判断枠組み

税理士法は、税理士に対する懲戒処分は、戒告、1年以内の税理士業務の停止及び税理士業務の禁止の3種とすると定め（同法44条）、税理士が、同法36条の規定に違反する行為をしたときは、財務大臣は、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができるとして（同法45条）、**幅のある処分**を定めている。しかし、**同法は、税理士について懲戒事由がある場合において、懲戒処分をすべきか否か、懲戒処分をすることでどのような処分を選択すべきかについて基準を定めていない**。このことを踏まえると、上記の点についての判断は、**当該行為の性質、態様、結果、影響等のほか、当該税理士の上記行為の前後の態度、懲戒処分の処分歴、選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮してされるべきものであり、この判断は、懲戒権者である財務大臣の合理的な裁量に委ねられている**と解するのが相当である。したがって、**財務大臣の合理的な裁量権の行使としての懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に限り、違法となる**ものというべきである。

ところで、税理士に対する懲戒処分の量定の判断要素及び範囲については、**本件告示が定められているところ**〔前記関係法令等の定め（2）〕、本件告示は、税理士が税理士法36条の規定に違反する行為をしたときについては、①税理士の責任を問い得る不正所得金額等に応じて、6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止を基本としつつ、②〈ア〉行為の性質、態様、効果等、〈イ〉税理士の行為の前後の態度、〈ウ〉懲戒処分の処分歴、〈エ〉選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響、〈オ〉その他個別事情を総合的に勘案し、決定する旨規定する。税理士に対する懲戒処分に関する判断に当たって考慮されるべき要素は上記のとおりであることに照らせば、**本件告示の上記の考え方は、合理性を有するもの**というべきである。

当裁判所の判断

(2) 本件について

これを本件についてみると、次のとおりであるといえることができる。

ア 税理士の責任を問い得る不正所得金額等〔上記(1)の考慮要素①〕

(ア) 上記3(2)で認定したとおり、原告は、亡BのAに対する貸付金債権のうち4億1300万円について債務免除の法的効果が生じていたにもかかわらず、亡Bの死後、D税理士から、Aは納税するための資金がないので課税所得が生じないようにしてほしい旨の依頼を受けたことに対し、亡BのAに対する債務免除の額を3億円に変更することを提案した。そして、前記前提事実(4)イ、(5)ア・ウのとおり、Aは、平成26年3月期の法人税の申告において、第2債権放棄通知書に記載された金額どおり、Aの債務免除益(亡BのAに対する貸付金債権の放棄額)を3億円として申告することにより、所得金額を1億1300万円不正に圧縮して申告し、その後、更正処分を受けた。そうすると、Aの平成26年3月期の法人税の申告において、原告の責任を問い得る不正所得金額等は1億1300万円というべきであって、極めて多額であるといえる。

(イ) 原告は、Aの平成26年3月期の法人税の申告は、Aの税務代理を受任していたD税理士が自己の判断と責任において行ったことであるから、原告がAの法人税の遁脱について責任を問われ得る不正所得金額等はない旨主張する。

しかし、上記3(3)アで説示したとおり、税理士法36条の「相談」の相手方には他の税理士を含まないと解することはできないところ、原告は同条が禁止する脱税に関する「相談に応じ」たものであるし、原告の提案どおりAは所得金額を不正に圧縮したのであるから、原告がAの法人税の遁脱について責任を問われ得る不正所得金額等はないということとはできない。そして、本件について、原告の責任を問い得る不正所得金額等は、Aが不正に圧縮した所得金額である1億1300万円であるといえるべきである。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ 行為の性質、態様、効果等〔上記(1)の考慮要素②〈ア〉〕

原告の行為は、税理士である原告が、Aの法人税の申告に関してAに課税所得が出ないようにしてほしいとのD税理士からの依頼に応じ、亡BのAに対する債務免除額を亡Bの死後に減額して債務免除益の減額を装うという具体的方法を提案したというものであって、それ自体が悪質な行為である上、当該行為に関連して原告が

当裁判所の判断

データファイルを作成した第2債権放棄通知書は、亡Bが既に死亡していることを原告が認識した上で死者である亡Bの名義を冒用したものであるから、原告の行為は、納税義務の適正な実現を図るという税理士の使命に反する悪質性の高い行為であるといえる。

また、上記認定事実（8）のとおり、原告の行為によりAが免れた法人税額は2071万1500円と多額であるから、原告の行為は、重大な効果を及ぼしたものであるといえる。

ウ 選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響〔上記（1）の考慮要素②〈エ〉〕

上記イのとおり、原告の行為が税理士の使命に反する悪質かつ重大な行為であることに鑑みれば、他の税理士による同種の行為を防止するとともに社会における税理士に対する信用を保護する観点からも、原告に対しては厳重な処分が選択されるべきであるといえる。

エ その他個別事情〔上記（1）の考慮要素②〈オ〉〕

原告は、税理士業務の禁止の処分は税理士に対する懲戒処分の中で最も重い処分であるところ、原告の知る限り、税理士法36条に違反する行為に対して税理士業務の禁止の処分がされた例はなく、本件で、原告が相談を受けた相手が税理士であるD税理士であり、原告は従属的な立場にあったから、一般の納税義務者から脱税に関する相談を受ける場合と比較して、納税義務の適正な実現が阻害される程度は低い旨主張する。

しかし、上記3（2）で認定したとおり、原告は、D税理士からの相談に応じて、亡BのAに対する債務免除額を減額し、Aの債務免除益を減額することを装うことを自ら提案したのであるから、原告は従属的な立場にあったということはできず、むしろ、上記3（3）アで説示したとおり、原告がAの平成26年3月期の法人税の遁脱に寄与した程度は小さくないといえるから、原告の行為によって納税義務の適正な実現が阻害される程度は低かったなどということはいえない。なお、前記前提事実（6）イのとおり、D税理士に対しては税理士業務の禁止の処分がされているところ、原告の行為の性質・態様の悪質さ、その効果の重大さ等は上記のとおりであるから、原告に対して税理士業務の禁止の処分をすることが、D税理士に対してした処分と均衡を失するということはいえない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

当裁判所の判断

オ 総合勘案

以上のとおり、原告の責任を問い得る不正所得金額等は極めて多額であり、原告の行為の性質・態様は悪質であって、その効果も重大であることに加え、他の税理士及び社会に与える影響も勘案すれば、原告に対しては厳重な処分が選択されるべきである。そうすると、原告には懲戒処分歴がないという事情〔上記（１）の考慮事情②〈ウ〉〕を考慮したとしても、処分行政庁が原告に対して税理士業務の禁止の処分をしたことが、社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものということとはできない。

（３）小括

以上のとおり、本件処分が、考慮すべき事情を考慮せず、過度に重い処分を課すものとして、比例原則に反し、処分行政庁の裁量権の範囲を逸脱し、又はその濫用がある、ということとはできない。

５ まとめ

以上によれば、本件処分は適法である。

第４ 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【大阪高裁】当裁判所の判断（抜粋）

（９） 原判決２２頁２行目の次に改行して次のとおり加える。

「**控訴人は**、税理士法４５条は、税務の専門家である税理士が、同法２条により独占的に行うことを認められた税理士業務全般において、納税義務の適正な実現を害する事態を生じさせた場合には、財務大臣は当該税理士に対して懲戒処分を科すことができるとしたものであるところ、同法**２条**は、税理士業務を上記のように「**他人の求めに応じ**」で行うものであると定義するのであるから、税理士に対する懲戒処分は、当該税理士が納税義務者から税務代理、税務申告書類の作成又は税務相談を**具体的に「求め」られた場合、すなわち、当該税理士が納税義務者と同法２条に規定された税理士業務に係る税務上の契約関係（税務上の契約関係）にある場合にのみ科されることがあると解すべき**であり、実質的に考えても、税務上の契約関係がない者に対して税の遁脱の方法を教示するということは、当該税理士にとってみれば、税務上の否認や懲戒のリスクをとりながら、これに対する**報酬対価等の一切のメリットを伴わない**ことになるから、税理士が、税務上の契約関係がないにもかかわらず、脱税相談に応じ、これによって、納税義務の適正な実現を害する事態を生じさせることは考え難いと主張する。

しかしながら、税理士法**４５条**は、財務大臣が、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は**同法３６条の規定に違反する行為をしたときは**、１年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる旨規定しており、税理士が、**当該税理士が納税義務者から具体的に「求め」られた場合に不正な行為をしたときとは別に、同法３６条の規定に違反する行為をしたときも処分の対象としているのであるから**、税理士に対する懲戒処分が、当該税理士が納税義務者から具体的に「求め」られた場合、すなわち、**当該税理士が納税義務者と同法２条に規定された税理士業務に係る税務上の契約関係（税務上の契約関係）にある場合にのみ科されることがあると解することはできない**（なお、当該税理士が納税義務者から具体的に「求め」られた場合でなく、直接の依頼者ではない者や他の税理士から脱税に関する相談を受けた場合であっても、**当該税理士が、税の遁脱の具体的方法について相談相手となり、肯定的な回答をする行為に至った場合には、上記の肯定的な回答を契機に、上記の直接の依頼者ではない者や他の税理士が脱税に至る可能性が高まることは否定できない**から、当該行為は税理士の使命に反する行為であり、当該税理士は税理士として不適格であるというべきである。）。なお、税務上の契約関係がない者に対して税の遁脱の方法を教示した場合、**そのこと自体に対する直接の報酬対価等が伴わないとしても、**

【大阪高裁】当裁判所の判断（抜粋）

それを契機に、将来、上記の税務上の契約関係がない者から何らかの便宜を図ってもらえることを期待し得るのであるから、税理士が、税務上の契約関係がないにもかかわらず、脱税相談に応じ、これによって、納税義務の適正な実現を害する事態を生じさせることは考え難いとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

また、控訴人は、Aの債務免除益の減少なるものは、Aから法人税申告の税務代理を受任しているD税理士が、税務仕訳を行い、法人税の申告書を提出すること、法人税申告時点においてAの実質的代表者になっていたCが債務免除益の減少を承認することによって行われ得るものであるから、**Aの法人税申告について何らの税務上の契約関係もない控訴人が、Aの債務免除益を減少させることは不可能であると主張する。**

確かに、Aの債務免除益を減少させるためには、Aから法人税申告の税務代理を受任しているD税理士が、税務仕訳を行い、法人税の申告書を提出すること、法人税申告時点においてAの実質的代表者になっていたCが債務免除益の減少を承認することが必要であるから、**控訴人のみでAの債務免除益を減少させることは不可能であるが、控訴人において、D税理士やCと共同して、Aの債務免除益を減少させることは可能である**（なお、Aの法人税の申告についての関与税理士であったD税理士としては、Aの平成26年3月期における法人税の納税義務を免れるためには、亡Bの相続に係る相続税の申告内容とAの法人税の申告内容とが矛盾しないように、**相続税の申告に関与していた控訴人の協力を得る必要があったのであるから、控訴人がAの平成26年3月期の法人税の遁脱に寄与した程度は小さくない。**）。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。」

条文解説

税理士法 36 条（脱税相談等の禁止）

税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

- ・ 脱税相談の対象となる税目は**すべての租税**であり、税理士の独占業務に掲げられる租税（法第2条）に限られない（印紙税、関税なども対象）。
- ・ 行為
 - 「**指示をし**」・・・脱税等の内容、方法をその可能性を具体的に示唆して教示するとともに、その実行を促すこと。
 - 「**相談に応じ**」・・・質問に対して、具体的に脱税等の内容、方法を示して、その可能性があることを回答すること。
 - 「これらに**類似する行為**」・・・納税義務者に脱税等の内容・方法を示唆して脱税等の実行を企てる意思を抱かせる目的で具体的な見解を表明する等の行為。

税理士法 44 条（懲戒の種類）※現行法

税理士に対する懲戒処分は、次の3種とする。

- 一 戒告
- 二 2年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

（1）戒告

- ・ 義務に違反した税理士に対し、その違反事実に関して本人の将来を戒める旨を申し渡すもの。
- ・ 3種類の懲戒処分の中で最も軽い懲戒処分。

条文解説

- ・戒告処分を受けた税理士は、この処分によって税理士業務や税理士資格には何らの制約を受けず、引き続き税理士業務を行うことが可能。
- ・しかし、戒告処分を受けた税理士は、個人的な名誉や業務上の信用を失うことになり、この点に懲戒処分としての機能が存する。

(2) 2年以内の税理士業務の停止

- ・平成26年改正により、「1年以内」から「2年以内」に伸長された。
- ・税理士業務の禁止と異なり、税理士登録は抹消されないため、税理士資格や税理士たる身分を失うものではない。
- ・しかし、業務停止の通知を受けたときから、一切の税理士業務を行うことができなくなる（顧問契約は解除しなければならない）。

(3) 税理士業務の禁止

- ・3種類の懲戒処分の中で最も重い懲戒処分であり、税理士資格をはく奪する処分。
- ・税理士業務の禁止処分を受けた税理士は、税理士登録を抹消され（法26条第1項第4号）、税理士会を当然退会することになる（法49条の6第7項）。
- ・税理士業務の禁止処分を受けた日から3年を経過しない者は税理士資格を有しないものとされる（法4条第7号）。規定の年数を経過して登録申請がなされた場合、税理士業務を行わせることがその適性を欠くおそれがある者は、税理士の登録を受けることができない（法24条第6号ロ）。

参考判例）東京地裁平成30年8月30日判決（税理士登録拒否処分が争われた事例）

～原告について、法24条第6号ロ、及び第7号（税理士の信用又は品位を害するおそれがある者
その他税理士の職責に照らし税理士としての適格性を欠く者）の登録拒否事由に該当するものと認められるとして本件処分を適法とした。

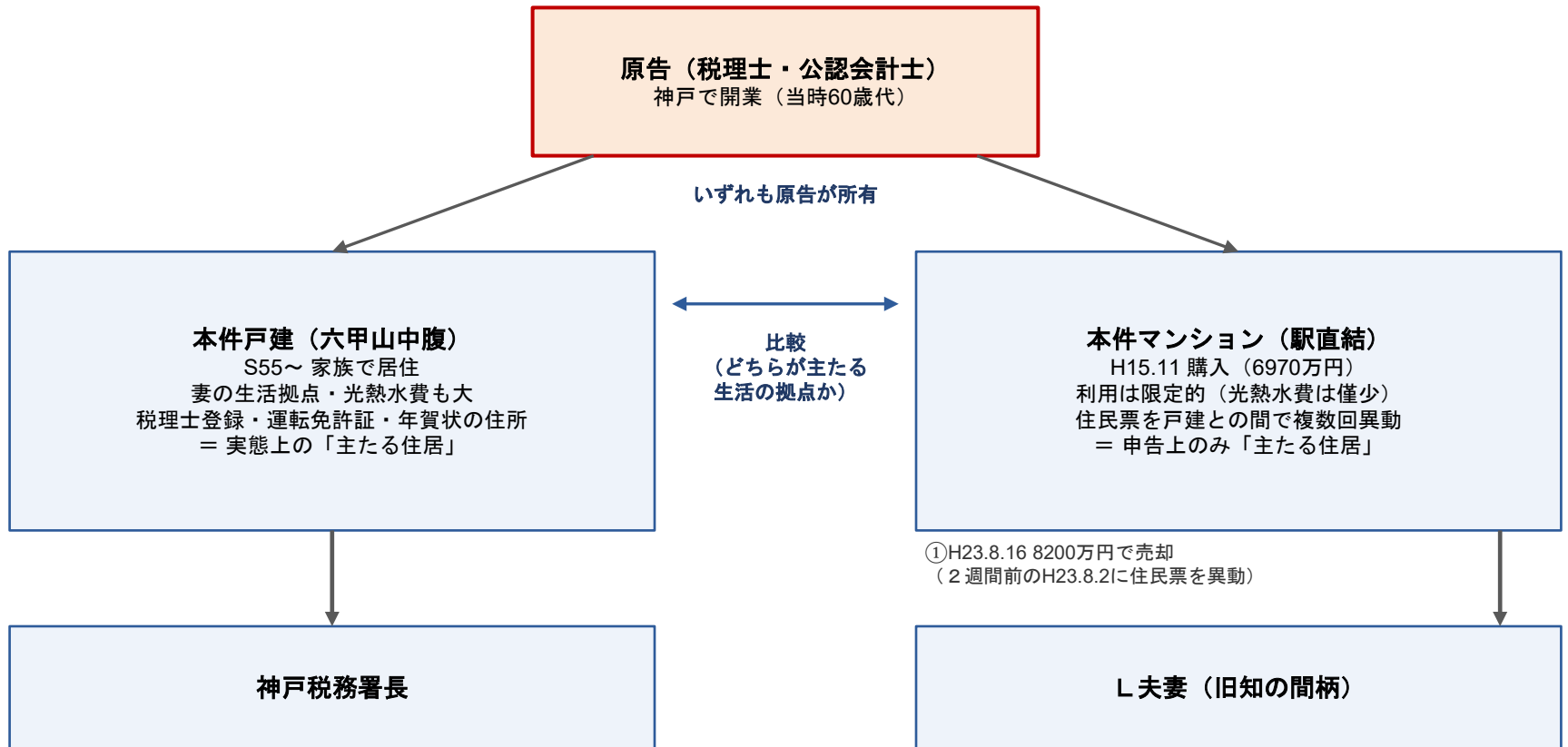
2 税理士法 37 条 (信用失墜行為の禁止)

大阪地裁平成 30 年 8 月 2 日判決

大阪高裁平成 31 年 2 月 20 日判決

2 税理士法37条（信用失墜行為の禁止） 事案の概要

大阪地裁平成30年8月2日判決／大阪高裁平成31年2月20日判決（懲戒処分取消・国家賠償請求）



②H24.3.8 措置法35条（居住用財産の3000万円特別控除）を適用し課税長期譲渡所得0円で確定申告（マンション所在地の住民票の写しを添付＝偽装行為） ③指摘を受け修正申告（所得1511万114円）・重加算税

【処分】財務大臣は「自己脱税」（37条の信用失墜行為）として税理士業務の停止3月（H27.6.9）。

【判決】停止期間経過後は取消しを求める訴えの利益なし（却下）。処分は適法で国賠請求も棄却。高裁も控訴棄却。

2 税理士法37条（信用失墜行為の禁止） 時系列

大阪地裁平成30年 8 月 2 日判決／大阪高裁平成31年 2 月20日判決

年月日	経 過
S55.6	原告、本件戸建（六甲山中腹）を購入し家族で居住開始
H15.11.18	本件マンションを6970万円で購入・住民票を異動（以後、戸建との間で複数回異動）
H20～22	マンションの借入金につき住宅借入金等特別控除を申告（更正の請求・確定申告）
H23.8.2	譲渡の2週間前、住民票を戸建からマンションへ異動
H23.8.16	L夫妻に本件マンションを8200万円で売却（本件譲渡）
H24.3.8	措置法35条の特別控除を適用し、課税長期譲渡所得0円で確定申告（住民票の写しを添付）
H26.3.7／3.28	税務署の指摘により修正申告（課税長期譲渡所得1511万114円）→ 重加算税の賦課決定
H27.2.25	税理士業務の廃止を届出（懲戒手続中のため登録抹消は保留）
H27.6.9	業務停止3月の懲戒処分（自己脱税＝信用失墜行為）。同6.30 税理士登録抹消
H30.8.2／H31.2.20	地裁：取消しの訴え却下・国賠請求棄却／高裁：控訴棄却

【大阪地裁】主文／事案の概要

主文

- 1 第一事件に係る訴えを**却下**する。
- 2 第二事件に係る原告の請求を**棄却**する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 第一事件

財務大臣が原告に対し平成27年6月9日付けでした**税理士懲戒処分**を取り消す。

- 2 第二事件

被告は、原告に対し、**220万円**及びこれに対する平成27年6月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

第一事件は、税理士業を営んでいた原告が、自己の所有する神戸市α区β所在のマンションの一室（以下「本件マンション」という。）及びその敷地利用権（所有権）の売却（以下「本件譲渡」という。）をしたことについて、租税特別措置法（平成25年法律第5号による改正前のもの。以下同じ。）35条に基づく居住用財産の譲渡所得の特別控除の適用があることを前提に、課税長期譲渡所得金額を0円として平成23年分の所得税の確定申告（以下「本件確定申告」という。）をしたところ、財務大臣から、原告は本件マンションを主としてその居住の用に供していないにもかかわらず上記所得金額を不正に1511万0114円圧縮したなどとして、平成27年6月9日付けで業務停止3月の懲戒処分（以下「本件処分」という。）を受けたため、被告を相手に、本件**処分の取消し**を求める事案である。

第二事件は、原告が、違法な本件処分により**原告の名誉等が侵害された**などとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として、被告に対し、**慰謝料等220万円**及びこれに対する本件処分の日である平成27年6月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。これに対し、被告は、第一事件に係る訴えは**訴えの利益を欠き不適法**であるとして、これを**却下**する旨の裁判を求めるとともに、第二事件に係る原告の請求を**棄却**する旨の裁判を求めた。

法令の定め等

1 法令の定め等

(1) 税理士法（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）の定め等

ア 信用失墜行為の禁止

税理士法37条は、税理士は税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない旨規定する。

イ 税理士に対する懲戒処分

税理士法44条は、税理士に対する懲戒処分は、戒告（1号）、1年以内の税理士業務の停止（2号）及び税理士業務の禁止（3号）の三種とする旨規定し、同法46条は、財務大臣は税理士が同法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、同法44条に規定する懲戒処分をすることができる旨規定する。同法47条4項は、財務大臣は同法46条の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは国税審議会に諮り、その議決に基づいてしなければならない旨規定する。

ウ 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成27年財務省告示第35号による改正前の平成20年同省告示第104号。以下「本件告示」という。甲3）

本件告示は、「Ⅰ 総則」「第1 量定の判断要素及び範囲」において、税理士に対する懲戒処分の量定の判断に当たっては、「Ⅱ」に定める違反行為ごとの量定の考え方を基本としつつ、①行為の性質、態様、効果等、②税理士の行為の前後の態度、③懲戒処分等の処分歴、④選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響及び⑤その他の個別事情を総合的に勘案し、決定するものとする旨定め、「Ⅱ 量定の考え方」「第1 税理士に対する量定」「2」において、税理士が税理士法46条の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲について定め、その「（2）イ」では、**税理士法37条の規定に違反する行為のうち、自己脱税（自己の申告について、不正所得金額等（国税通則法68条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）があるとき）**について、**不正所得金額等に応じて、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止**を掲げる。

(2) 公認会計士法の定め等ア 信用失墜行為の禁止

公認会計士法26条は、公認会計士は公認会計士の信用を傷つけ、又は公認会計士全体の不名誉となるような行為をしてはならない旨規定する。

法令の定め等

イ 公認会計士に対する懲戒処分

公認会計士法 29 条は、公認会計士に対する懲戒処分は、戒告（1 号）、2 年以内の業務の停止（2 号）及び登録の抹消（3 号）の三種とする旨規定し、同法 31 条は、公認会計士が同法又は同法に基づく命令に違反した場合には、内閣総理大臣は、同法 29 条各号に掲げる懲戒の処分をすることができる旨規定する。

なお、懲戒の処分に係る内閣総理大臣の権限は、**金融庁長官に委任**されている（同法 49 条の 4、公認会計士法施行令 32 条参照）。

ウ 金融庁が公表している処分基準

金融庁が平成 20 年 6 月 23 日付けで公表している「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（平成 25 年 4 月 12 日改訂前のもの。以下「**金融庁基準**」という。乙 3）は、「基本的な考え方」として、公認会計士に対する懲戒処分等について、①虚偽証明・不当証明に対する懲戒処分等、②法令違反に対する懲戒処分等の二つに分け、それぞれの事由ごとに「基本となる処分の量定」を定め、個別事情・周辺事情等により基本となる処分を加重又は軽減することとし、具体的な違反行為の態様とそれに応じた処分の量定及び加重・軽減事由については別紙に掲げることとしているところ、同別紙は、**懲戒根拠を「公認会計士法違反（信用失墜行為違反）」、懲戒事由を「自己脱税 刑事訴追の対象となった場合や税理士法違反による業務停止処分が行われた場合等重大な場合」「不正所得少額（1 億円未満）」として懲戒処分をする場合の基本となる処分の量定を、業務停止 1 月と定めている。**

（3）租税特別措置法等の定め

租税特別措置法 35 条 1 項 1 号は、**個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるものの譲渡又は当該家屋と共にするその敷地の用に供されている土地の譲渡をした場合には、一定の場合を除き、同法 31 条 1 項の「課税長期譲渡所得金額」から最高 3000 万円まで控除することができる特例（居住用財産の譲渡所得の特別控除）について定めるところ、**租税特別措置法施行令（平成 28 年政令第 159 号による改正前のもの。以下同じ。）23 条 1 項は、**同令 20 条の 3 第 2 項の規定は同法 35 条 1 項に規定する政令で定める家屋について準用する旨規定し、同令 20 条の 3 第 2 項は、同法 31 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する政令で定める家屋は個人がその居住の用に供している家屋（当該家屋のうちにその居住の用以外の用に供している部分があるときは、その居住の用に供している部分に限る。以下同じ。）とし、その者がその居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供していると認められる一の家屋（以下「主たる住居」という。）に限るものとする旨規定する。**

前提事実

2 前提事実（当事者間に争いがなく、掲記の証拠等により容易に認定することができる事実。以下、書証番号は特記しない限り各枝番を含む。）

（1）原告等

ア 原告（昭和17年▲月▲日生まれ）は、公認会計士資格を有する者であるところ、昭和49年6月25日に**税理士名簿に登録され、それ以降、税理士業を営んでいたが、後記（5）オの経緯により、現在、その税理士登録は抹消されている。**

また、原告は、税理士業と共に公認会計士業も営んできたものであり、**現在も公認会計士名簿には登録されている（弁論の全趣旨）。**

イ 原告は、昭和55年6月13日、神戸市α区γ（住所省略）の**戸建住宅**（以下「本件戸建」という。）を**購入し（甲20）、同月16日、妻B（以下、単に「妻」といい、原告と併せて「原告夫妻」という。）**、**長女C及び次女Dと共に同所での生活を始め、その後、長男Eが出生した（甲7）。**本件戸建は、昭和55年5月30日に新築され、昭和62年8月1日に増築された木造瓦葺2階建ての住宅であり、その床面積は1階が80.60平方メートル、2階が94.80平方メートルである（甲20の2、乙8）。本件戸建は、六甲山の中腹（海拔約240m）の高台にある（甲38）。

（2）本件マンションの購入及びその後の住民票の異動

ア 原告は、その子らがいずれも成人するなどして独立した後は、本件戸建において妻と共に生活していたところ、平成15年11月18日、**本件マンション及びその敷地利用権**（以下、両者を併せて「本件マンション」ということがある。）を**代金6970万円で購入した。**その際、原告は、F銀行から3700万円を、H公庫から3070万円を**借り入れた。**（以上につき、甲7、8、13、21、34）本件マンションは、同年9月4日に新築された、神戸市α区β（住所省略）所在の○階建てのマンション・Ⅰの○階の一室（部屋番号省略）であり、**床面積は122.07平方メートルである。**上記ⅠからK駅へは**2階エントランスから屋根付きのペデストリアンデッキで接続されている。**（以上につき、甲21、35）

イ 原告夫妻は、**本件マンションを購入した平成15年11月18日付けで住民票を本件戸建から本件マンションに異動したところ、それ以後の原告夫妻の住民票の異動の経緯は、別紙1のとおりである（甲7、18、乙18・添付書面⑫⑬）。**

前提事実

(3) 原告による住宅借入金等特別控除の申告等

ア 原告は、平成22年3月12日付けで、神戸税務署長に対し、**平成21年分の所得税**の確定申告書を提出したところ、同申告においては、上記(2)アの**借入金のうちF銀行からのもの**につき、租税特別措置法41条1項に基づき**住宅借入金等特別控除の申告**をした(甲23, 24, 乙37)。併せて、原告は、同日付けで、同税務署長に対し、**平成20年分の所得税**について、上記借入金に係る**住宅借入金等特別控除の控除漏れがあったとして、更正の請求**をしたところ、同税務署長は、上記特別控除を認め、平成22年4月14日付けで本税の額を28万0400円減額する旨の**更正**(以下「平成22年更正」という。)をした(甲14, 15, 53)。

イ 原告は、その後、**平成22年分の所得税**の確定申告においても、上記借入金に係る**住宅借入金等特別控除の申告**をした(甲25, 乙38)。

ウ 他方で、原告は、上記(2)アの借入金のうちH公庫からのものについては、**住宅借入金等特別控除の申告等**をしたことがなかった。

(4) 本件譲渡及び本件確定申告等

ア 原告は、**平成23年8月16日**、L及びM(以下「**L夫妻**」という。)に対し、**本件マンションを代金8200万円で売り渡した**(乙18・添付書面⑨。本件譲渡)。

イ 原告は、平成24年3月8日、神戸税務署長に対し、**平成23年分の所得税**の確定申告(本件確定申告)をしたところ、本件確定申告においては、**本件譲渡につき租税特別措置法35条に基づく居住用財産の譲渡所得の特別控除が適用されるとして、課税長期譲渡所得金額を0円とした**。

ウ 原告は、**神戸税務署長からの指摘**を受け、平成26年3月7日、本件譲渡につき上記特別控除は適用されないとして、**課税長期譲渡所得金額を1511万0114円とする平成23年分の所得税の修正申告**をした。なお、これによる**増差税額は226万6500円**であった(乙11)。

エ 神戸税務署長は、平成26年3月28日付けで、原告に対し、**原告は本件譲渡に租税特別措置法35条を適用することができないことを知っていたにもかかわらず意図的に同条を適用して確定申告を行ったなどとして、79万1000円の重加算税賦課決定処分**(乙11)をしたが、原告は、同処分に対し**異議申立て**をしなかった。

前提事実

(5) 本件処分に至る経緯等

ア 財務大臣は、原告に対し、平成27年2月24日付け**税理士懲戒処分予告通知書**（乙17）をもって、行政手続法30条に規定する**弁明の機会の付与の通知**をしたところ、原告は、同年4月3日、**弁明書及び証拠書類等**（乙9、18）を提出した。

イ 財務大臣は、平成27年4月20日、原告に対する税理士懲戒処分について、**国税審議会に諮問**した（乙19）。

ウ 原告は、平成27年5月1日、大阪地方裁判所に対し、本件処分の差止めの訴えを提起するとともに（同裁判所同年（行ウ）第122号事件）、仮の差止めの申立てをした（同裁判所同年（行ク）第90号事件）ところ、同裁判所は、同年6月5日、上記仮の差止めの申立てを却下する旨の決定をした。

エ 財務大臣は、国税審議会の答申を受けて、平成27年6月9日付けで、原告に対し、**3月の税理士業務の停止の懲戒処分（本件処分）**をし、原告は、同月17日、本件処分に係る**通知書**（甲1）を受領した。同通知書に記載された**本件処分の理由は、要旨、原告が、自己の平成23年分の所得税の確定申告に当たり、その所有する本件マンションを主としてその居住の用に供していないにもかかわらず、本件マンションを譲渡する直前に住民基本台帳に係る住所を本件マンションの所在地に異動し、当該所在地が記載された住民票の写しを確定申告書に添付することにより、租税特別措置法35条の規定の適用を受け、所得金額を不正に1511万0114円圧縮して申告したのは、税理士法37条に違反し、同法46条に該当するというものであり、本件処分は、原告による上記過少申告行為が、前記法令の定め等（1）ウの「自己脱税」に該当するとしてされたものである（弁論の全趣旨）。**

本件処分による**業務停止期間は、平成27年6月17日から3月**である（乙1）。

オ 原告は、平成27年2月25日に税理士業務を廃止するとして、近畿税理士会に対し同会宛て退会届（乙15）及び日本税理士会連合会宛て税理士登録抹消届出書（乙16）を提出し、同日、これらの書面は近畿税理士会に受理されたが、原告については税理士法47条の2に規定する税理士が懲戒の手續に付された場合に該当することから、同条の規定により、同手續が完了するまで税理士登録は抹消されず、同年6月30日、原告の税理士登録が抹消された（乙20）。

前提事実／争点

(6) 本件訴えの提起等

ア 原告は、平成27年7月22日、神戸地方裁判所に対し、第一事件に係る訴えを提起したが、同裁判所は、同年11月27日付けで、第一事件を大阪地方裁判所に移送した（顕著な事実）。

イ 原告は、平成28年4月14日、行政事件訴訟法19条に基づき、第二事件に係る訴えを第一事件に併合して提起した（顕著な事実）。

3 争点

(1) 本件処分 of 取消しを求める **訴えの利益** の有無（本案前の争点）

(2) 本件処分について裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか（具体的には、**本件マンションが主たる住居に該当するか、原告に偽装行為**（国税通則法68条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を偽装する行為をいう。以下同じ。）**その他の信用失墜行為があったか**）

(3) 財務大臣その他の公務員の**過失**の有無

(4) **損害の発生及びその額**

当裁判所の判断

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件処分の取消しを求める訴えの利益の有無) について

(1) 処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった場合には、当該処分を受けた者がその取消しを求める訴えの利益は失われるのが原則であるが、当該処分を受けた者がなお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有するときは、その取消しを求める訴えの利益は失われない（行政事件訴訟法9条1項括弧書き参照）。具体的には、処分を受けたことを理由とする不利益な取扱い（例えば将来の処分を加重するなどの取扱い）を定める法令の規定がある場合（行政手続法12条1項により定められ公にされた処分基準に不利益な取扱いが定められている場合を含む。）に、当該処分を受けた者が将来において上記の不利益な取扱いの対象となり得るときは、上記規定等により上記の不利益な取扱いを受けるべき期間内はなお当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があり、訴えの利益が認められるものと解するのが相当である。他方で、処分を受けたことを理由とする将来の不利益な取扱いを定めた法令等の規定がなく、処分を受けたことが将来の処分における情状として事実上考慮される可能性があり得るにとどまる場合には、それは処分の法的効果ではなく処分がもたらす事実上の影響にすぎないといわざるを得ず、また、当該処分が取り消されないことにより当該処分を受けた者の名誉、感情、信用等が損なわれる可能性があるとしても、それも処分の法的効果ではなく処分がもたらす事実上の影響にすぎないといわざるを得ないから、このような事実上の影響の除去を図ることをもって、処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるとはいえず、そのことを理由として訴えの利益を認めることはできないものと解するのが相当である（最高裁判所昭和55年11月25日第三小法廷判決・民集34巻6号781頁、同裁判所平成27年3月3日第三小法廷判決・民集69巻2号143頁等参照）。

(2) ア この点について、原告は、**原告の名誉及び信用**は本件処分の取消しによって回復すべき法律上の利益に該当する旨主張するが、上記のとおり、処分により当該処分を受けた者の名誉や信用等が損なわれる可能性があるとしても、それは、当該処分の法的効果ではなく、**事実上の影響にすぎない**というべきであり、この理は、本件処分のような懲戒処分についても同様に妥当するから、原告の上記主張は採用することができない（最高裁判所昭和56年12月18日第二小法廷判決・集民134号599頁参照）。

原告は、本件処分が取り消されなければ原告が**受勲対象者から除外される**とも主張するが、**受勲自体いかなる特権も伴わないものである上**（憲法14条3項）、原告の上記主張は、結局、本件処分を受けたことが将来勲章を受けられるかどうかの決定において**事情として考慮される可能性がある**というにすぎないから、いずれにせよ、これを採用することはできない。

当裁判所の判断

イ また、原告は、**金融庁基準**を理由に、**税理士として本件処分を受けたことにより、将来、公認会計士としても懲戒処分を受ける仕組みとなっているとして**、本件処分の取消しを求める訴えの利益を有する旨主張するところ、確かに、前記法令の定め等（２）ウのとおり、公認会計士に対する懲戒処分等について定める**金融庁基準別紙は、懲戒根拠を「公認会計士法違反（信用失墜行為違反）」、懲戒事由を「自己脱税 刑事訴追の対象となった場合や税理士法違反による業務停止処分が行われた場合等重大な場合」「不正所得少額（１億円未満）」として懲戒処分をする場合の基本となる処分の量定を業務停止１月と定めているから、原告が、今後、金融庁長官から、懲戒事由を自己脱税とする公認会計士業務の停止処分を受ける可能性**があることは否定することができない。

しかしながら、公認会計士に対する懲戒処分は、総理大臣から権限の委任を受けた金融庁長官が公認会計士法に基づいて行う処分であって、財務大臣が税理士法に基づいて行う税理士に対する懲戒処分とは、**その処分庁も根拠法規も異なる**のであって、**金融庁長官は、その独自の調査に基づき、公認会計士としての懲戒事由の有無を判断し、その合理的裁量に基づき公認会計士法に基づく懲戒処分を行うべきものである**。原告が将来受ける可能性があるという公認会計士業務の停止処分は、仮にその懲戒事由が本件処分と同じく自己脱税であるとしても、飽くまで公認会計士法２６条に違反する信用失墜行為に該当するものとして懲戒処分がされるものである。金融庁基準も、冒頭で、「なお、懲戒処分等の決定に当たっては、個々の事案により、内容、背景等が異なり、様々な特性、特徴を有していることから、的確に事実関係等を把握し、個々の事案に応じた適切な懲戒処分等が行われるよう努めることとします。」としているほか、同別紙の上記定めについても、「**税理士法違反による業務停止処分が行われた場合**」を「**重大な場合**」の例示として挙げているものと解されるところである。以上に述べたところからすれば、**金融庁基準は、自己脱税を理由に税理士業務の停止処分を受けたこと自体を公認会計士業務の停止処分の根拠事由としているものではなく、税理士業務の停止処分を受けた事実をもって、自己脱税として重大な場合に該当するかを判断するに当たって考慮すべき一事情としているにすぎないものと解するのが相当である**。

そうすると、金融庁基準があることをもって、処分基準に処分を受けたことを理由とする不利益な取扱いが定められているということはできず、原告が自己脱税を理由に税理士業務の停止処分（本件処分）を受けたことは、将来、公認会計士業務の停止処分を受ける場合の**情状として事実上考慮される可能性があるにとどまる**と解するのが相当である。原告の上記主張は、採用することができない。

当裁判所の判断

ウ 本件告示においては、前記法令の定め等（１）ウのとおり、懲戒処分量の判断に当たって総合的に勘案すべき事情の一つとして、**懲戒処分等の処分歴を掲げているが、これは処分を受けたことが将来の処分における情状として事実上考慮される可能性があり得ることを示すにとどまるもの**と解されるし、他に、税理士業務の停止処分につき、その業務停止期間の経過後も、同処分を受けたことを理由とする不利益な取扱いを定める法令等の規定は見当たらない。

（３）以上のとおり、**税理士業務の停止処分につき、その業務停止期間経過後においてもなお同処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるとは認められないところ**、前記前提事実によれば、本件処分の業務停止期間は既に経過しているから、原告には本件処分の取消しを求める**訴えの利益は認められない**。

したがって、第一事件に係る訴えは、訴えの利益を欠く**不適法なもの**というべきである。

2 争点（２）（本件処分について裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか）について

（１）認定事実

前記前提事実に加え、証拠（甲２，５，８～１５，２２～２７，３０，３４～４６，５１～５３，乙１０，１２～１４，１８，２３～２８，３２～３４，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件マンションの購入

前記前提事実（２）アのとおり、**原告（当時６１歳）は、子らの独立後、妻と共に本件戸建で生活をしていたところ、平成１５年１１月１８日、本件マンションを購入した**。原告は、その際、Ｆ銀行及びＨ公庫から借入れをしたところ、Ｆ銀行からの借入れに関し、保証会社宛てに、自己居住用として本件マンションを購入する予定であり、本件戸建については「セカンドハウス」として利用する予定で賃貸はしない旨を記載した自用念書を提出した。

原告は、本件マンションを購入するに当たり、駐車場２台分及びトランクルームを借り受けたほか、自治会にも加入して自治会費を支払った。また、原告は、同年１２月中に約５８０万円を出費して、本件マンションに夫妻二人分の家具・家電等を買そろえるとともに、衛星放送の契約をし、固定電話も設置した。原告夫妻は、前記前提事実（２）イのとおり、**住民票を本件戸建から本件マンションに異動したが、３か月足らずで、再び本件戸建へ異動した**。その後も本件戸建と本件マンションとの間で複数回の住民票の異動がある。原告夫妻の住民票の異動の経緯は、別紙１のとおりである。

当裁判所の判断

イ 原告夫妻の生活状況等

(ア) 原告は、平成15年頃から平成23年頃までの当時、神戸市（住所省略）のTにおいて税理士業を営むとともに、東京に主たる事務所のあるO事務所所長などとして公認会計士業を営んでおり、上記期間の当時、平均すると、1か月に七、八日は東京に出張していた。

(イ) 原告は、上記期間の当時、仕事からの帰りが遅くなったときなどに本件マンションに帰宅して就寝したり、休日に本件マンションで休養や仕事をしたりしていた。原告は、心房細動等の持病があることなどから、本件マンションではシャワーを浴びることはあっても入浴をすることはほとんどなく、入浴は本件戸建でしていた。また、原告が本件マンションで自ら炊事・洗濯をすることもほとんどなかった。

専業主婦である妻は、本件戸建を主たる生活の拠点としており、本件マンションを訪れて掃除をしたり原告と共に時間を過ごしたりしても、午後10時頃には本件戸建に戻って就寝することが多かった。また、妻が本件マンションで入浴したり洗濯したりすることはほとんどなく、本件マンションから本件戸建に洗濯物を持ち帰って洗濯するなどしていた。

(ウ) 原告は、税理士及び公認会計士の登録上の住所を本件戸建の所在地としており、これを本件マンションに変更したことはなく、毎年の確定申告書にも本件戸建の所在地を記載していた。また、原告は、年賀状の差出人の住所を本件戸建の所在地としており、運転免許証の住所も本件戸建の所在地としたままであった。

(エ) 原告夫妻は、平成20年頃、δのリゾートマンションを約5000万円で購入し、その後は、同リゾートマンションで週末を過ごすことがあり、本件マンションで週末を過ごす機会は減少した。

(オ) 原告がした確定申告によれば、平成20年から平成23年までの原告の収入金額等は、以下のとおりであった。

平成20年 1億1171万6105円 平成21年 1億2696万6766円

平成22年 8549万9502円 平成23年 6972万8228円

ウ 本件戸建及び本件マンションの電気・ガス・水道の使用量等

平成18年1月から平成23年9月までの間の本件戸建及び本件マンションにおける電気・ガス・水道の使用量（ただし、水道については同年8月まで）は、別紙2記載のとおりである。ただし、ガス・水道の使用量については、1立方メートル未満が切り捨てられている可能性があるため、「0」と記載されているからといって、全くガスや水道を使用していないということではない。

当裁判所の判断

これによると、本件戸建における電気使用量は、本件マンションにおける電気使用量の4倍から5.5倍程度である。

本件マンションにおけるガス・水道の使用量は、単身世帯の平均の使用量よりも相当に少なく、電気の使用量も、単身世帯の平均の使用量の65%程度である（本件マンションにおける平成18年から平成22年までの1年間の平均の電気使用量は1666.8kWhであるのに対し、平成28年の単身世帯の推計使用量は2604kWhである。）。

エ 本件マンション及び本件戸建の所在・設備等

(ア) 本件戸建の所在・構造等は、前記前提事実(1)イのとおりであり、六甲山の中腹の高台にあるところ、本件戸建から最寄り駅までの間は急傾斜地が多く、**交通手段は、實際上、自動車**（自家用車又はタクシー）によるほかない（原告夫妻はそれぞれ自家用車を保有しており、原告は本件戸建からその自家用車で通勤し、妻もその自家用車で買い物に行くなどしていた。）。本件戸建は、**公道から建物敷地までに高低差**があり、門扉から玄関まで23段の階段を上らなければならない。

(イ) 本件マンションの所在・構造等は、前記前提事実(2)アのとおりであって、**交通の便は良く、バリアフリー構造**で家の中に段差はなく、緊急の場合には**24時間対応の管理室直通ベル**も備わっていた。

(ウ) 本件戸建も本件マンションも、同じ神戸市α区内にあり、**その間の距離は約3km**であり、所要時間は自動車で10分程度である。

オ 平成22年更正の経緯等

(ア) 原告には、本件マンションの購入以降、F銀行及びH公庫から、租税特別措置法41条1項に基づく住宅借入金等特別控除の申告に当たって必要となる、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書が送付されてきていたが、**平成19年分以前の所得税については、原告の合計所得金額が3000万円を超えていたため、上記特別控除の対象とならず**、現に、原告は、上記アの各借入金について、上記特別控除の申告をしたことはなかった。

(イ) 原告は、平成22年3月頃、当時原告の事務所の職員であったUから指摘を受けたため、**平成20年分及び平成21年分の所得税につき、上記特別控除の適用を受けようと考え**、前記前提事実(3)アのとおり、**平成20年分の所得税について更正の請求**をするとともに、**平成21年の所得税の確定申告において上記特別控除の申告**をした。

当裁判所の判断

もっとも、上記確定申告等の事務の補助作業をした上記Uの手元にH公庫からの借入金に係る上記証明書がなかったため、F銀行からの借入金についてのみ更正の請求及び確定申告をすることとなった。

(ウ) 神戸税務署長は、原告の上記更正の請求により、原告の平成20年分の所得税について、原告の上記アのF銀行からの借入金に係る住宅借入金等特別控除を認め、平成22年更正をしたところ、平成22年更正をするに先立ち、神戸税務署担当者は原告から聞き取り調査を行い、**本件マンションの購入の経緯等について事情を確認**した。なお、上記借入金につき住宅借入金等特別控除が認められるためにも、本件マンションが主たる住居である必要があったものである（租税特別措置法施行令26条1項参照）。

(エ) 原告は、平成22年分の所得税の確定申告においても、上記F銀行からの借入金についてのみ住宅借入金等特別控除の申告をし、H公庫からの借入金については同特別控除の申告をしなかった。

カ 本件譲渡及び本件確定申告

(ア) L夫妻は、原告夫妻と旧知の間柄であったところ、その子の就学の都合等から本件マンションの購入を強く希望し、平成23年4月頃、原告に対し、その旨の申出をした。原告（当時68歳）は、同年6月頃、この申出に応じることとし、前記前提事実（4）アのとおり、同年8月16日、**本件マンションをL夫妻に売り渡した**（このように、本件譲渡は、L夫妻の強い希望によるものであり、原告の資金繰りのために売却したものではなかった。）。なお、原告は、別紙1記載⑪のとおり、**本件譲渡の2週間前である同月2日に住民票を本件戸建の所在地から本件マンションの所在地に異動していた**。

(イ) 前記前提事実（4）イのとおり、原告は、平成24年3月8日にした**本件確定申告**において、本件譲渡につき租税特別措置法35条に基づく**居住用財産の譲渡所得の特別控除が適用される**として、課税長期譲渡所得金額を0円とした。その際、原告は、本件マンションの所在地を住所とする住民票の写しを確定申告書に添付して神戸税務署長に提出した。

(ウ) 前記前提事実（4）ウのとおり、原告は、**神戸税務署長からの指摘**を受けて、平成26年3月7日、本件譲渡につき**上記特別控除は適用されない**として**修正申告**をし、これに基づき、増差税額226万6500円を納付した。神戸税務署長は、前記前提事実（4）エのとおり、同月28日付けで原告に対し**重加算税賦課決定処分**をしたが、原告はこれに対し**異議申立て**をしなかった。

キ 本件処分に至る経緯

財務大臣は、前記前提事実（5）アからウまでの経緯を経て、同エのとおり、原告に対し本件処分をした。

当裁判所の判断

(2) 本件マンションが主たる住居に該当するかについて

ア 判断枠組み

租税特別措置法35条1項の定める居住用財産の譲渡所得の特別控除は、個人が自ら居住の用に供している家屋及びその敷地等を譲渡するような場合には、これに代わる居住用財産を取得するのが通常であるなど、一般の資産の譲渡に比して特殊な事情があり、担税力も高くない例が多いことを考慮して設けられたものである。このような上記規定が設けられた趣旨に照らすと、同項に規定する「居住の用に供している家屋」とは、個人が生活の拠点として利用している家屋をいうものと解すべきであり、当該家屋が生活の拠点として利用されているか否かは、当該個人及び社会通念上その者と同居することが通常であると認められる配偶者その他の者（同居配偶者等）の日常生活の状況、当該家屋の入居目的、当該家屋の構造及び設備の状況その他の事情を総合勘案して判断すべきものと解される。

そして、上記の「居住の用に供している家屋」を当該個人が複数有する場合には、これらの家屋のうち、「主としてその居住の用に供していると認められる一の家屋」の譲渡についてのみ本件特例の適用が認められるのであるが（租税特別措置法施行令23条1項の準用する同令20条の3第2項）、上記の「主としてその居住の用に供していると認められる一の家屋」に当たるか否かは、各家屋相互間の比較によって相対的に定まるものであるから、上記の「居住の用に供している家屋」に当たるか否かを判断する場合と同様の諸事情を比較検討し、いずれの家屋が当該個人の主たる生活の拠点として利用されているかによって判断すべきものである。

イ 本件マンションと本件戸建について

(ア) 上記認定事実によれば、原告は、**本件マンション**を購入した後、速やかに原告夫妻が日常的に生活し得る環境を整えた上で、現に、原告自身は仕事からの帰りが遅くなったときなどに、定期的に、本件マンションを利用して日常生活を送っていたということができ、**一定の居住実態があったものと認められる。**しかしながら、他方で、**原告が本件マンションを日常的に利用していたとまで認めるに足りる的確な証拠は見当たらず、むしろ、上記認定事実によれば、妻は本件戸建を主たる生活の拠点とし、妻が本件マンションで寝起きすることは少なく、洗濯は本件戸建に洗濯物を持ち帰ってしていたというのであり、このような妻の生活実態からすれば、原告が本件マンションを定期的に利用していたといっても、その頻度や滞在時間は、おのずから一定の範囲に限られていたものと考えるのが、社会通念に照らして、自然かつ合理的であり、このことは、上記認定事実ウの電気・ガス・水道の使用量からも裏付けられる**ということができ

当裁判所の判断

また、原告夫妻は、**本件マンションを所有していた8年弱の間に、別紙1のとおり、本件戸建と本件マンションとの間で複数回にわたり、住民票上の住所を異動させているところ、これによれば、原告夫妻の住民票上の住所が本件マンションの所在地とされていたのは、平成16年10月12日から平成17年5月24日までの間を除き、いずれも1か月から3か月程度であり、上記8年弱のうちの約6年半は本件戸建の所在地に原告夫妻の住民票上の住所が置かれていたこととなる。**この点につき、原告は各異動の理由や経緯等を主張・立証するが、これらを踏まえて、上記住民票の異動の状況の全体を客観的にみれば、**原告夫妻は、普段は本件戸建に住民票を置いておき、特段の事情があるときに、本件マンションに住民票を異動させていたというのが相当である。**しかも、原告は、**税理士及び公認会計士の登録上の住所を本件戸建の所在地とし、年賀状の差出人の住所も運転免許証の住所も、本件戸建の住所としていたのであり、これらの事情からすれば、原告自身、本件戸建が自らの主たる生活の拠点であることを、社会的・対外的に明らかにしていたのであって、このことから、原告が本件戸建を主たる生活の拠点としていたことが合理的に推認されるというべきである。**

以上によれば、妻が本件戸建を主たる生活の拠点としていたというのみならず、**原告自身も、本件戸建を自らの主たる生活の拠点と認識し、本件戸建を日常的に利用して日常生活を送っていたものと認めるのが相当である。**

そうすると、原告が相応の頻度で本件マンションを利用し、一定の居住実態があったものと認められることを踏まえても、本件戸建と本件マンションとを社会通念に照らして比較検討した場合に、本件マンションが原告の主たる生活の拠点として利用されていたと認めるのは困難であるといわざるを得ない。

(イ) これに対し、原告は、原告自身は外泊する日以外はほとんど本件マンションで寝泊まりしており、妻も昼間は本件マンションで過ごすことが多かったなどと主張し、原告本人尋問において、原告は平均すると1週間のうち3日は本件マンションで就寝していたと供述するほか、妻が本件マンションで調理をすることも少なくなかったといった趣旨の供述をする。しかしながら、本件マンションの水道の使用量が単身世帯の平均と比較しても相当に少ないこと等、上記認定事実ウの、**本件戸建及び本件マンションの電気・ガス・水道の使用量**に照らせば、本件マンションが本件戸建に比べて省エネルギー性能の点で優れていることなど、原告の主張する事情を踏まえても、**妻が昼間に本件マンションにおいて日常的に家事や炊事をしていたなどとはにわかに考え難いのであって、原告の上記主張ないし供述を採用することはできない。**

当裁判所の判断

原告は、**本件戸建が不便な立地にある築25年の戸建住宅であったのに対し、本件マンションは利便性・希少性を有する新築のマンションであったなどとして、本件マンションが従たる住居・セカンドハウスであるなどとは常識的に考えられないなどと主張する。**しかしながら、原告の主張によっても、**本件マンションは、老齢期に差し掛かった原告夫妻が老後を安全に暮らせる住居として購入したというのであり、各自自家用車で移動することのできる原告夫妻が、平成15年から平成23年までの当時に、本件戸建で生活をするに当たって、現実的かつ具体的な支障が生じていたことをうかがわせる事情は見当たらない。**むしろ、原告自身が、本件戸建が自らの主たる生活の本拠であることを、社会的・対外的に明らかにしていたことは上記認定・説示のとおりであるところ、弁明書（乙18）添付の妻の陳述書（添付書面④）の記載によれば、原告夫妻は長年にわたり家族5人で暮らした居宅として本件戸建に相応の愛着を有していたというのであるから、原告夫妻が、本件マンションを所有しつつ、本件戸建を主たる生活の拠点としていたとしても、何ら不自然・不合理ではないというべきである。**現に、原告夫妻がL夫妻から本件マンションの譲渡を求められて、特に本件マンションを所有することに固執することなく、短期間のうちに本件譲渡に至ったのも、本件戸建のみで生活することに現実的な不都合を感じなかったことの表れである**といえることができる。そうすると、原告が主張するような上記事情をもって、原告が本件マンションを主たる生活の拠点としていたと認めるべき合理的な根拠になるとはいえず、また、本件戸建を原告の主たる住居であると認定・判断することが社会通念に合致しないなどということもできない。よって、原告の上記主張は、採用することができない。

原告は、自用念書を提出していたことなどを根拠に、本件マンションを主たる住居としておくよう意識していたといった趣旨の主張をする。しかしながら、本件全証拠によっても、原告が保証会社に対し自用念書を提出した目的等は必ずしも明らかではなく、少なくとも、原告自身は上記目的等を正確に理解していなかったことがうかがわれるところ、そのような書面を殊更に重視して、生活の拠点を決していたということ自体がいささか不自然である。この点を措くとしても、上記認定・説示のとおり、原告は本件戸建が自らの主たる生活の拠点であることを社会的・対外的に明らかにしていたのであるから、原告の上記主張は、原告の当時の言動と整合しないものであって、採用することができない。

当裁判所の判断

原告は、妻が本件戸建を主たる生活の拠点としていたとしても、そのことを重視して原告の主たる生活の拠点を認定するのは相当でないといった趣旨の主張をするところ、確かに、夫妻の関係性や生活実態等によっては、上記アで説示した判断枠組みの下において、夫と妻とで主たる住居が異なると判断されることもあり得るところである。しかしながら、原告の主張によっても、**原告は税理士・公認会計士として多忙で自ら炊事洗濯等をせず、専業主婦であった妻がその身の回りの世話をしていたというのであって、原告と妻とが主たる生活の拠点を異にしていたと認めるに足りる的確な証拠も見当たらない。**むしろ、原告夫妻自身、住民票を異動させるに当たって、二人の住民票を常に同時に異動させていること等、本件記録からうかがわれる原告夫妻の関係性からすれば、**原告夫妻が世帯を同一にする夫妻として同一の場所を主たる生活の拠点としていたと考えるのが自然**であって、それが社会通念に照らして不合理であるなどとは到底いえない。そして、上記事実関係の下において、本件マンションが原告の主たる生活の拠点として利用されていたと認めるのが困難であることは上記説示のとおりである。よって、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 小括

以上のとおり、**本件マンションが主たる住居に該当するとは認められず、**この点についての事実誤認を理由に本件処分の違法をいう原告の主張は採用することができない。

(3) 原告による仮装行為の有無について

ア 上記(2)で認定・説示したところによれば、原告は、本件戸建を自らの主たる住居と認識し、本件戸建を日常的に利用して日常生活を送っていたものと認められる。そして、原告本人尋問の結果によれば、原告は、本件譲渡につき居住用財産の譲渡所得の特別控除の適用を受けるためには、本件マンションが主たる住居に該当しなければならないことを認識していたというのであるから、原告は、上記特別控除の適用を受けるための事実がないことを認識しながら、本件確定申告をしたものと認められる。

そうすると、原告が、本件確定申告をするに当たって、本件マンションの所在地を住所とする住民票の写しを添付した行為は、仮装行為に該当するというべきである。

当裁判所の判断

イ これに対し、原告は、偽装行為というためには少なくとも税務当局を誤解させるだけの実態を有していることが必要であると主張するが、偽装行為に当たるかどうかは、税務当局による発見の難易の程度にかかわらずのものと解するのが相当であるのみならず、住民票の写しは当該住民票に係る住所が主たる住居であることを証明する有力な資料であるからこれを添付する行為は税務当局を誤解させるに足り得る行為であることからしても、原告の上記主張は採用することができない。

また、原告は、原告には脱税の動機がないなどと主張するほか、本件譲渡に先立ち住民票上の住所を異動させたのは本件マンションの登記手続のためであり、偽装の意図で異動させたものではなく、本件確定申告に当たり本件マンションの所在地を住所とする住民票の写しを添付したのも、これが上記特別控除の適用を受けるための必要書類だったからにすぎない旨主張する。確かに、上記認定の平成20年から平成23年までの原告の収入金額等、本件でうかがわれる原告の当時の経済状況からすれば、原告に自己脱税をすべき強い動機があったとは考え難い。しかしながら、自己脱税をすべき強い動機がなかったからといって、偽装行為の存在を認定することができないということにはならない。原告が本件確定申告に及んだ背景には、本件マンションにも一定の居住実態があったことや平成22年更正等により本件マンションについて住宅借入金等特別控除が認められていたことがあったものと考えられる。また、本件譲渡に先立ち住民票上の住所を異動させたことについても、本件マンションの登記記録上、所有者である原告の住所地として本件マンションの所在地が記載されていたことから、登記記録上の住所と住民票上の住所を一致させるために便宜的に行われたものであったと理解することもできる。しかしながら、仮に、そうであるとしても、そのような居住の実態を反映しない住民票の写しを添付して本件確定申告を行うことは別論である。上記認定のとおり、原告は、本件マンションが主たる住居に該当しないことを認識していたものであって、少なくとも本件確定申告を行うに当たり居住の実態を反映しない住民票の写しを添付した原告の行為は、偽装行為を行ったと評価せざるを得ないものである。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 以上のとおり、本件確定申告をするに当たって、本件マンションの所在地を住所とする住民票の写しを添付して神戸税務署長に提出した原告の行為は、偽装行為に該当するといふべきであるから、この点についての事実誤認を理由に本件処分の違法をいう原告の主張は採用することができない。

当裁判所の判断

(4) 手続上の違法をいう原告の主張について

原告は、神戸税務署長が**住宅借入金等特別控除を認めて平成22年更正をしていたにもかかわらず**、本件マンションが主たる住居に該当しないとして**本件処分をすることは、禁反言の原則に反する**などと主張する。しかしながら、原告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、原告は上記特別控除を受けるためには本件マンションが主たる住居に該当しなければならないことを認識していたものと認められるところ、このことに加え、既に認定・説示したところからすれば、**平成22年更正自体が原告の虚偽の更正の請求により法令の適用を誤ってされたものであったといわざるを得ない**。そうすると、神戸税務署長が上記特別控除を認めて平成22年更正をしていたからといって、本件処分が違法になるということとはできない。したがって、本件処分の手続上の違法をいう原告の主張は採用することができない。

(5) 本件処分の適法性について

以上によれば、**本件マンションの所在地を住所とする住民票の写しを添付して神戸税務署長に提出し、本件確定申告を行った原告の行為は、信用失墜行為の一類型としての仮装行為による自己脱税と評価すべきものであって**、本件処分について、原告の主張する事実誤認があったとも、手続上の重大な瑕疵があったともいえないから、本件処分について**裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということとはできず**、国家賠償法上違法ということとはできない。

3 結論

よって、第一事件に係る訴えは不適法であるから**却下**することとし、第二事件に係る原告の請求はその余の点について判断するまでもなく理由がないから**棄却**することとし、主文のとおり判決する。

【大阪高裁】当裁判所の判断（抜粋）

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

（1）補充主張（1）について

ア 控訴人は、当該家屋の入居目的、当該家屋の構造及び設備の状況をも考慮すれば、本件マンションが平成23年当時の控訴人の主たる住居である旨主張する。

この点、控訴人は、今後、控訴人夫妻が高齢化することに対して安全かつ安心して暮らせるようにすることを目的として、平成15年11月18日、利便性に優れ、また、バリアフリー構造などを備えた本件マンションを購入したなどと供述する。

しかし、購入目的がそうであっても、その後、控訴人が、本件マンションをセカンドハウス以上の使い方をした事実は認められず、かえって平成23年当時は、使用実績が明らかに減少していたのであるから（認定事実イ（イ）、（エ））、本件マンションが控訴人の主たる住居に当たらないとした前記引用に係る判断を左右しない。

イ また、控訴人は、「主としてその居住の用に供していると認められる」かどうかの判断においては、控訴人が平成23年当時に本件戸建と本件マンションのいずれをより必要としていたかという事情を重視すべきであり、控訴人は、当時、老後の生活のために本件マンションをより必要としていたのであるから、本件マンションがその当時の控訴人の主たる住居である旨主張する。

しかし、控訴人は、自ら売却の広告を出したうえ、平成23年8月16日、本件マンションを譲渡していることに照らすと、控訴人が平成23年当時、本件戸建よりも本件マンションをより必要としていたということ自体に疑義があるし、少なくとも本件譲渡の時点で、客観的に主たる生活の拠点たる実体を具備していたのは、本件戸建であると認められる以上、控訴人の主張は、本件マンションが控訴人の主たる住居に当たらないとした前記引用に係る判断を左右するものではない。

（2）補充主張（2）について

控訴人は、年賀状や運転免許証の住所、税理士及び公認会計士の登録上の住所が租税特別措置法35条の適用の有無に影響するとは考えておらず、むしろ、**老後を安全に暮らせる住宅として本件マンションを購入したという入居目的、バリアフリー構造を備えているという家屋の構造及び設備の状況などから、本件マンションこそが控訴人の主たる住居に該当すると認識していたから**、本件マンションが主たる住居に該当しないことを知りながら、事実を偽装して、本件確定申告をしたとはいえない旨主張する。

【大阪高裁】当裁判所の判断（抜粋）

しかし、控訴人は、大阪国税局財務事務官に対する質問応答において（補正して引用した原判決の「事実及び理由」の第2の2（5）ア参照）、本件マンションは仕事や飲酒のため帰宅が遅くなったときに寝泊りをするなどセカンドハウスとして使用していた、週末に妻とゆっくり過ごす際に利用していた、**元気で働けるうちは、本拠は本件戸建**であると思っていたなどと回答をしており（乙10、12、13、14）、この認識を前提にするならば、控訴人は、**本件戸建が主たる住居であると認識していたものと認められるから**、本件マンションを主たる住居として、それに沿った住民票を添付してした本件確定申告は、明らかに事実を偽装したもののといわなければならない。

なお、控訴人は、本件訴訟において、東京へ出張などで外泊しない日の多くは本件マンションで寝泊まりしていた（甲38）、平均すると1週間のうち本件マンションに3日、本件戸建に2日、出張時のホテルに2日、宿泊していた（控訴人本人）などと、大阪国税局財務事務官に対する上記回答の内容をその後変遷させた**供述**をしているが、控訴人は、同事務官に対する上記回答が記録された**質疑応答記録書を黙読した上で署名押印したことを自認しているし**（控訴人本人）、**同回答には、登記手続のために住民票を異動したものであり、不正に異動させたものではないなどとする控訴人に利益となる弁解主張も記録されているのであるから**、上記回答内容はその当時控訴人が述べていた内容をそのまま記載したものと**十分に信用できるものであり**、むしろ、本件訴訟において**変遷した控訴人の供述は採用できない**。
したがって、控訴人の上記主張は採用できない。

条文解説

税理士法 37 条（信用失墜行為の禁止）

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

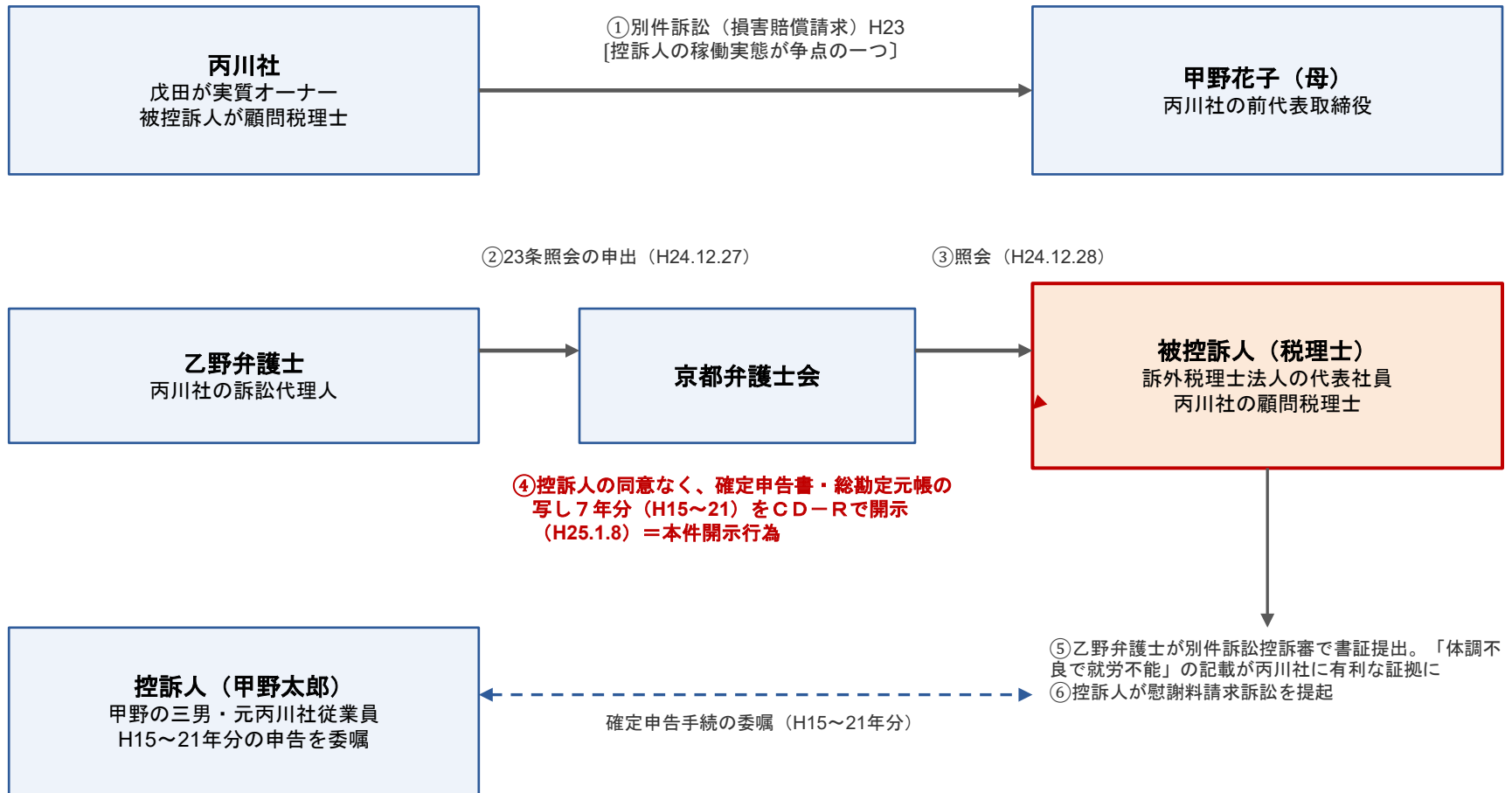
- ・「**信用又は品位を害するような行為**」とは、一般社会生活上の刑法に触れるような**犯罪行為**も含む。
- ・その他、税理士としての法律的、社会的地位からして**社会通念上、信用又は品位を保持している**とは言いがたい行為、すなわち以下のような行為を含む。
 - ①税理士が委嘱者から預かった**金員等を費消**する行為
 - ②脱税及びそれに類する等の**不正な行為に加担**する行為
 - ③税理士**自身が脱税**するという行為
 - ④**多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ**（自己の申告について、申告漏れ所得金額が多額で、かつその内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいう）
 - ⑤税理士としての**業務懈怠**
 - ⑥**税務調査の妨害**
 - ⑦税理士業務を停止されている税理士への**名義貸し**（自己の名義を他人に使用させること）
 - ⑧税理士会の**会費の滞納**（所属する県連合会・支部の会費を含む）を正当な理由なく長期にわたり滞納する行為
- ・**信用失墜行為の禁止で業務停止処分を受けた例**
 - ✓税理士が委嘱者から追徴税額の納付を依頼されたにもかかわらず、受領した金銭を全部無断で自己の用途に**費消**した事例（最高裁昭和50年6月27日判決）
 - ✓税理士が委嘱者から電話加入権差押え解除交渉を依頼され税務署と交渉したが、この交渉経過と結果を委嘱者に**報告せず**、また、手渡された金を**漫然と保管**し委嘱者からその返還を請求されても**返還に応じなかった**事例（東京地裁昭和42年2月8日判決）

3 税理士法 38 条 (秘密を守る義務)

大阪高裁平成 26 年 8 月 28 日判決

3 税理士法38条（秘密を守る義務） 事案の概要

大阪高裁平成26年 8 月28日判決（弁護士会照会に応じた確定申告書等の開示と守秘義務・損害賠償請求）



【判決】照会事項は必要性・相当性を欠き、開示は38条の守秘義務に違反する不法行為（過失あり）。
原判決（請求棄却）を変更し、慰謝料30万円＋弁護士費用5万円＝35万円の賠償を命令。

3 税理士法38条（秘密を守る義務） 時系列

大阪高裁平成26年 8 月28日判決

年月日	経 過
H15～H21年分	控訴人が被控訴人（税理士）に確定申告手続を委嘱。被控訴人は申告書控え・総勘定元帳の写しを保管
H23頃	丙川社が前代表の甲野（控訴人の母）を提訴（別件訴訟）。控訴人の稼働実態の有無が争点の一つに
H24.11.29	京都地裁、丙川社の請求をいずれも棄却 → 丙川社が控訴
H24.12.27～28	丙川社代理人の乙野弁護士が弁護士法23条の2に基づく照会を申出、京都弁護士会が税理士法人に照会
H25.1.8	税理士法人、控訴人の同意なく確定申告書・総勘定元帳の写し7年分をCD-Rで開示（本件開示行為）
H25.1以降	乙野弁護士、別件訴訟の控訴審で控訴人のH20・21年分確定申告書（控え）を書証として提出
H25.3頃	控訴人、被控訴人に慰謝料400万円を求め提訴（原審は請求を全部棄却）
H25.6.28	別件訴訟控訴審、甲野に1227万円余の支払を命令（「体調不良」の特殊事情記載を丙川社有利に評価）
H26.8.28	大阪高裁、開示行為を守秘義務違反の不法行為と認め、35万円の賠償を命令（原判決変更）

主文／事案の概要

主文

一 原判決を次のとおり変更する。

（１）被控訴人は、控訴人に対し、**３５万円**及びこれに対する平成２５年３月１６日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

（２）控訴人のその余の請求を棄却する。

二 訴訟費用は、第一・二審を通じてこれを１０分し、**その９を控訴人の負担とし、その余は被控訴人の負担とする。**

三 この判決は、第一項（１）に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第一 控訴の趣旨

一 原判決を取り消す。

二 被控訴人は、控訴人に対し、**４００万円**及びこれに対する平成２５年３月１６日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

一 事案の要旨

（１）本件は、**税理士である被控訴人に確定申告書の作成・提出などを継続的に依頼していた控訴人が被控訴人に対し、被控訴人において、自らが代表役員を務める税理士法人に対する弁護士法２３条の２に基づく照会（以下「２３条照会」という。）に応じて、同税理士法人をして、控訴人の承諾を得ないまま控訴人の確定申告書控えなどを開示したことがプライバシー権を侵害する不法行為に当たると主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料４００万円及びこれに対する不法行為の後の日で、訴状送達の日翌日である平成２５年３月１６日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。**

（２）**原審は、控訴人の請求を全部棄却したので、控訴人がこれを不服として控訴した。なお、控訴人は、当審において、損害の費目を「慰謝料４００万円」から、「慰謝料３２０万円、弁護士費用８０万円」に変更した。**

前提事実

二 前提事実

以下の事実、当事者間に争いがないか、末尾の括弧内掲記の証拠等によれば、容易に認められる。

(1) 当事者及び関係者

- ア 控訴人は、従前、「甲野工務店」の屋号で建築工事の請負を業としていた者であり、また平成19年9月に、株式会社丙川（以下「丙川社」という。）に入社し、平成23年2月20日まで同社に在籍していた。
- イ 被控訴人は税理士であり、従前、個人で税理士業務をしていたが、平成21年7月1日に丁原税理士法人（以下「訴外税理士法人」という。）を設立し、その代表社員に就任し、以後は訴外税理士法人として税理士業務を行うようになった。また、**被控訴人は、丙川社の顧問税理士を務めていた。**
- ウ 甲野花子（以下「甲野」という。）は、控訴人の実母であり、従前、丙川社の代表取締役を務めていたが、平成23年4月16日にその地位を退任した。
- エ 戊田竹夫（以下「戊田」という。）は、甲野の実兄であるが、丙川社の実質的なオーナーであり、併せて、平成25年3月25日まで甲田株式会社（以下「甲田社」という。）の代表取締役の地位にあった。

(2) 控訴人による被控訴人に対する確定申告手続の依頼と確定申告書・総勘定元帳の写しの保管

- ア 控訴人は、平成15年分から平成20年分まで、被控訴人に、所得税の確定申告手続を依頼し、被控訴人はこれを受任して、控訴人の確定申告書を作成した（争いがない。）。なお、控訴人が平成21年分の確定申告手続を依頼したか否かについては争いがある。
- イ 被控訴人は、控訴人の平成15年分から平成21年分の確定申告書の控え及び総勘定元帳の写しを申告手続終了後もそのまま保管していた。

(3) 別件訴訟の係属

- ア 丙川社は、平成23年頃、乙野梅夫弁護士（以下「乙野弁護士」という。）を訴訟代理人として、同社の前代表取締役であった甲野を被告として、京都地方裁判所に、甲野が代表取締役に在任中に、①甲野の親族が所有する不動産を適正価格を大幅に上回る額で丙川社に買い取らせ、②丙川社をして、平成22年4月以降稼働実態のない甲野の三男（控訴人）に対し、給与及び賞与を支給させるとともに、控訴人に係る法定福利費を負担させ、丙川社に損害を生じさせたと主張して、民法709条又は会社法423条1項に基づき、損害金1407万6505円の支払を求めるとともに、丙川社が甲野に金銭の貸付けをしたとして、147万3300円の支払を求める訴訟〔同裁判所平成23年（ワ）第2851号、以下「別件訴訟」という。〕を提起した。

前提事実

- イ 京都地方裁判所は、別件訴訟につき、平成24年11月29日、丙川社の請求をいずれも棄却するとの判決を言い渡した。なお、同判決では、上記ア②につき、控訴人が平成22年4月以降も丙川社で稼働していたものであり、稼働実態がないとは認められないと判示している。
- ウ 丙川社は、上記判決を不服として、大阪高等裁判所に控訴したところ〔同裁判所平成24年（ネ）第3744号〕、同裁判所は、平成25年6月28日、原判決を変更して、甲野に対し、丙川社に1227万6505円（控訴審で請求を拡張）の支払を命じる判決を言い渡した。
- エ 甲野は、上記判決に対し、最高裁判所に不服を申し立てており、別件訴訟は、現在上告審係属中である。
- (4) 被控訴人に対する弁護士法23条の2に基づく照会と被控訴人の回答
- ア 別件訴訟における丙川社の訴訟代理人である乙野弁護士は、別件訴訟控訴審係属中である平成24年12月27日付けで（同月28日弁護士会受付）、京都弁護士会に対し、訴外税理士法人を照会先として、別紙記載の「申出の理由」（以下「本件照会申出理由」という。）を付して、次の照会事項（以下、照会事項の番号ごとに「照会事項1」などという。）について回答を求めるため、弁護士法23条の2に基づく照会の申出をしたところ、同弁護士会は、これを受けて、同月28日、訴外税理士法人に対し、本件照会申出理由の付された本件照会申出書の写し自体を副本として添付して、その旨照会した（以下「本件照会」という。）。
- 「甲野太郎氏（控訴人）に関し、下記の点についてご回答ください。
- 記
- 1 訴外税理士法人（同法人の所属税理士）において、控訴人の確定申告を行った、あるいは、関与されたことはありますか。
 - 2 上記1において、あるという場合、その期間は、いつからいつまでですか（平成〇年から平成〇年まで等）。
 - 3 上記1において、あるという場合、確定申告を行った、あるいは関与された控訴人の確定申告書及び総勘定元帳の写しを回答書に添付願います（大量にある場合は直近10年分で結構です）。」
- イ 本件照会を受けた訴外税理士法人は、控訴人の同意を得ることなく、平成25年1月8日付けで、京都弁護士会に対し、①照会事項1につき、控訴人の確定申告を行っていたこと、②同2につき、その期間は平成15年から平成21年までであることを回答した上で、③同3につき、上記②の期間の確定申告書及び総勘定元帳の各写し（平成21年分の総勘定元帳の写しを除く。）（以下「本件確定申告書等」という。）をCD-Rの形式で

前提事実／争点

提供した（以下、上記①～③の回答を併せて「本件照会回答」といい、③の回答のみを「本件開示行為」という。）。

なお、本件開示行為として、訴外税理士法人から提供された控訴人の平成21年分確定申告書（控え）に添付された青色申告決算書には、「本年中における特殊事情」の欄に、「平成21年に関しては、体調不良（腰痛）のため就労することが出来なかった」との記載（以下「本件特殊事情記載」という。）がある。

（５）別件訴訟における本件照会回答を踏まえた証拠提出

乙野弁護士は、別件訴訟の控訴審において、本件照会回答で得られた控訴人の平成20年分及び21年分の各確定申告書（控え）を書証として提出した。

（６）税理士法38条及び近畿税理士会綱紀規則の規定

ア 税理士法38条

税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

イ 近畿税理士会綱紀規則の規定

（ア）11条

1項 会員は、委嘱者との業務委嘱契約を忠実に守り、紛議等が生じないように努めなければならない。

3項 会員は、業務委嘱契約を解除したときは、やむを得ない事由による場合を除き、すみやかに委嘱者に帰属する帳簿等を返還しなければならない。

（イ）14条

税理士会員は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

三 争点及びこれに関する当事者の主張

（１）被控訴人が本件照会に応じて本件確定申告書等を開示したことが控訴人に対する不法行為に該当するか〔争点（１）〕

（２）控訴人の損害〔争点（２）〕

（略）

当裁判所の判断

第三 当裁判所の判断

一 認定事実

前記前提事実及び《証拠略》によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 甲田社は、昭和52年▲月▲日に設立された、各種機械設計、製作並びに販売等を目的とする資本金3500万円の株式会社である。京都本社のほか、広島県福山市、茨城県下妻市、山形県寒河江市の三か所に工場、東京と大阪の二か所に事務所を有している。戊田は、甲田社の創業者であり、設立当時から同社の株主兼代表取締役であって、いわゆるワンマン社長であった。
 - (2) 甲野と被控訴人とは、被控訴人が大学入学時に甲野が下宿を世話したことから知り合い、被控訴人が税理士事務所を開業してからは、当時、甲野夫婦が経営していた株式会社丙山（その後廃業）や丙川社、甲田社などを顧問先として被控訴人に紹介した。
 - (3) 控訴人は、甲野の三男であるが、平成14年頃から「甲野工務店」の屋号で大工業を営むようになり、平成15年から、被控訴人に確定申告手を依頼していた。
 - (4) 丙川社は、平成18年9月8日に設立された、不動産の仲介及び売買等を目的とする資本金1000万円の株式会社である。丙川社の設立資金1000万円は、甲田社から出されており、発行済株式総数200株の名義は、平成19年8月1日以降、甲野名義が20株、戊田の子（二人）の名義が180株（各90株）とされていたが、このうち甲野分は名義株であったから、戊田が実質的なオーナーであった。戊田の実妹の甲野は、平成18年9月に丙川社の代表取締役に就任した。
- また、控訴人は、平成19年9月、丙川社に入社した。
- (5) 控訴人は、被控訴人に対し、平成15年分から平成20年分まで、確定申告手を依頼した。

平成21年分については、甲野が控訴人に代わって、被控訴人（訴外税理士法人）に対し、確定申告手を依頼した。なお、平成21年分の申告によれば、7万6779円の税金が還付されることとなり、控訴人は現に還付を受けた。

平成22年分以降については、控訴人は、被控訴人（訴外税理士法人）に対し、一切確定申告手を依頼していないが、被控訴人は、控訴人のこれまでの申告手続の際の申告書の控えや総勘定元帳の写しをそのまま電子データ化して保存・所持している。

当裁判所の判断

(6) 被控訴人は、平成20年9月から平成23年9月までの間、顧問税理士として、丙川社の会計及び申告業務に関与していた。

丙川社は、戊田の指示で、平成23年3月末に一旦閉鎖することになったが、被控訴人は、同年1月末頃、戊田からその内容を甲野らに伝えるように指示を受けてその旨伝えた。

そして、控訴人は、同年2月20日、丙川社を退社した。また被控訴人は、同年4月頃、甲野らから、経費残金や丙川社の事務所の鍵や丙川社の実印等を預かっている。甲野は、平成23年4月16日に丙川社の代表取締役を辞任した。

(7) 被控訴人は、平成23年9月頃から現在まで、甲田社など戊田が関係する会社約4社の顧問税理士をしており、月額合計15万円程度の顧問料を受領している。

(8) 丙川社は、平成23年頃、乙野弁護士を訴訟代理人として、同社の前代表取締役であった甲野を被告として、京都地方裁判所に、甲野が代表取締役に在任中に、①甲野の親族が所有する不動産を適正価格を大幅に上回る額で丙川社に買い取らせ、②丙川社をして、平成22年4月以降稼働実態のない甲野の三男（控訴人）に対し、給与及び賞与を支給させるとともに、控訴人に係る法定福利費を負担させ、丙川社に損害を生じさせたと主張して、民法709条又は会社法423条1項に基づき、損害金1407万6505円の支払を求めるとともに、丙川社が甲野に金銭の貸付けをしたとして、147万3300円の支払を求める訴訟（別件訴訟）を提起した。甲野は、丙川社の上記主張を全面的に争った。

被控訴人は、別件訴訟において、乙野弁護士から事情聴取を受けた上、丙川社申請の証人として証言した。

(9) 略

(10) 京都地方裁判所は、別件訴訟につき、平成24年11月29日、丙川社の請求をいずれも棄却するとの判決を言い渡した。なお、同判決では、上記(8)②につき、控訴人が平成22年4月以降も丙川社で稼働していたものであり、稼働実態がないとは認められないと判示している。

これに対して、丙川社が大阪高等裁判所に控訴した〔同裁判所平成24年（ネ）第3744号〕。

(11)～(13) 略

当裁判所の判断

(14) 別件訴訟における丙川社の訴訟代理人である乙野弁護士は、別件訴訟控訴審係属中である平成24年1月27日付けで(同月28日弁護士会受付)、京都弁護士会に対し、訴外税理士法人を照会先として、別紙記載の「申出の理由」(本件照会申出理由)を付して、次の照会事項について回答を求めるため、**弁護士法23条の2に基づく照会の申出をしたところ、同弁護士会は、これを受けて、同月28日、訴外税理士法人に対し、本件照会申出理由の付された本件照会申出書の写し自体を副本として添付して、その旨照会した(本件照会)。**

「**甲野太郎氏(控訴人)に関し、下記の点についてご回答ください。**

記

- 1 訴外税理士法人(同法人の所属税理士)において、控訴人の確定申告を行った、あるいは、関与されたことはありますか。
- 2 上記1において、あるという場合、その期間は、いつからいつまでですか(平成○年から平成○年まで等)。
- 3 上記1において、あるという場合、**確定申告を行った、あるいは関与された控訴人の確定申告書及び総勘定元帳の写しを回答書に添付願います**(大量にある場合は直近10年分で結構です)。」

なお、京都弁護士会からの本件照会の依頼書には、以下のとおりの記載(以下「本件照会注意書」という。)がされていた。

「弁護士会は、裁判所や捜査機関と同様の権限が付与された公的機関であり、かつ、所属弁護士とは独立した機関であります。弁護士会は、所属弁護士の照会申出に対し、法律に基づき、申出が適当か否かを審査しています。特に、照会を求める事項が個人の情報に関わる場合は、①当該秘密の性質、法的保護の必要性の程度、②当該個人と係争当事者との関係、③報告を求める事項の争点としての重要性の程度、④他の方法によって容易に同様な情報が得られるか否か等を総合考慮して、照会申出の必要性及び相当性を判断した上で照会をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。」

「また、弁護士法第23条の2に基づく照会は、個人情報保護法令の保護除外事由にあたりますので、回答に際して、照会の対象である本人の同意を得ていただく必要はありません。」

当裁判所の判断

(15) 被控訴人本人は、本件照会に回答をするに至った経緯につき、以下のとおり供述している。

「丙川社が別件訴訟を提起することは事前に知らされており、戊田と甲野は実の兄弟であり、兄弟間の争いなので嫌だなと思っていた。本件照会申出理由を読んで、本件照会申出理由には、『平成22年3月以降、控訴人が就労困難な状態にあり、丙川社における就労実態がなかったこと』を立証するためとあり、本件確定申告書等の内容はそれとは直接関係がないとは思ったが、間接的には関連があるのであらうと考えた。ただ、いずれにしても、23条照会には回答義務があるので、本件照会申出理由が添付されていなくても、照会どおり回答しなければならないと考えていた。また、本件照会に回答すると、控訴人や甲野に不利益が及ぶかもしれないと考えたが、照会書に、本人の同意を得る必要はないと記載してあったため、回答に際し、控訴人に意見を求める必要もないと考えた。」

(16) 本件照会を受けた訴外税理士法人（代表社員：被控訴人）は、控訴人の同意を得ることなく、平成25年1月8日付けで、京都弁護士会に対し、①照会事項1につき、控訴人の確定申告を行っていたこと、②同2につき、その期間は平成15年から平成21年までであることを回答した上で、③同3につき、上記②の期間の確定申告書及び総勘定元帳の各写し（平成21年分の総勘定元帳の写しを除く。）（本件確定申告書等）をCD-Rの形式で提供した（本件照会回答）。

なお、本件開示行為として、訴外税理士法人から提供された控訴人の平成21年分確定申告書（控え）に添付された青色申告決算書には、「本年中における特殊事情」の欄に、「平成21年に関しては、体調不良（腰痛）のため就労することが出来なかった」との記載（本件特殊事情記載）がある。

(17) 乙野弁護士は、別件訴訟の控訴審において、本件照会回答で得られた控訴人の平成20年分及び21年分の各確定申告書（控え）を書証として提出した。

(18) 大阪高等裁判所は、平成25年6月28日、別件訴訟につき、原判決を変更して、甲野に対し、丙川社に1227万6505円（控訴審で請求を拡張）の支払を命じる判決を言い渡した。上記判決は、判決理由中で、本件確定申告書等のうち、本件特殊事情記載を丙川社に有利な証拠として評価している。

甲野は、上記判決に対し、最高裁判所に不服を申し立てており、別件訴訟は、現在上告審係属中である。

当裁判所の判断

二 被控訴人が本件照会に応じて本件確定申告書等を開示したことが控訴人に対する不法行為に該当するか〔争点（１）〕について

（１） ２３条照会に対する回答義務等について

ア 弁護士法２３条の２第１項は、「**弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。**」旨規定し、同条の２第２項は、「**弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。**」旨規定している。

２３条照会の制度は、**弁護士が受任事件について訴訟資料の収集や事実調査等の職務活動を円滑に行うために設けられた制度**であるが、**弁護士が基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とすること（弁護士法１条）に鑑み、この照会の制度も裁判における真実の発見と公正な判断に資するという公共的性格を有するものと位置付けられる。**この公共的性格に鑑み、照会する権限を弁護士会に付与し、権限の発動を事件を受任した弁護士の申出にかからせるとともに、当該申出が２３条照会の趣旨に照らして適当でないかどうかの認定判断を当該弁護士会の自律的審査に委ねているものと解される。

このような制度の趣旨に照らせば、**２３条照会を受けた公務所又は公私の団体は、同照会に応じずに報告をしなかった場合についての制裁を定めた規定はないものの、当該照会により報告を求められた事項について、照会をした弁護士会に対して、法律上、原則として報告する公的な義務を負うものと解するのが相当である。**

なお、上記義務は弁護士会に対する公的な義務であって、２３条照会を利用する個々の弁護士や依頼者個人に対する関係での義務ではないから、上記義務に違反して２３条照会に対する報告を拒絶したとしても、原則として、２３条照会の申出をした個々の弁護士や依頼者個人に対する関係で不法行為となるものではない。

イ ２３条照会は、上記のとおり公共的性格を有するものであるが、法文上、照会事項は「必要な事項」と規定されるのみで特段の定義や限定がなく、照会先も「公務所又は公私の団体」と広範囲であるため、事案によっては、**照会を受けた者が照会事項について報告することが、個人のプライバシーや職業上の秘密保持義務等の保護されるべき他の権利利益を侵害するおそれのある場合も少なくないと考えられる。**したがって、**２３条照会を受けた者は、どのような場合でも報告義務を負うと解するのは相当ではなく、正当な理由がある場合には、報告を拒絶できる**と解すべきである。

当裁判所の判断

そして、正当な理由がある場合とは、照会に対する報告を拒絶することによって保護すべき権利利益が存在し、報告が得られないことによる不利益と照会に応じて報告することによる不利益とを比較衡量して、後者の不利益が勝ると認められる場合をいうものと解するのが相当である。この比較衡量は、23条照会の制度の趣旨に照らし、保護すべき権利利益の内容や照会の必要性、照会事項の適否を含め、個々の事案に応じて具体的に行わなければならないものである。

(2) 税理士法38条に基づく守秘義務について

ア 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務者の信頼に応えて納税義務の適切な実現を図るべく援助をするのであるから、税理士業務の遂行に当たって、納税義務者の資産、負債の状況、資金繰り、取引の内容等々の細部にまで立ち入ることとなり、他人に知られたくない秘密に接する機会が極めて多い。また、納税義務者としても、税理士を信頼し、そうした秘密に関わる事柄の詳細について真実を明らかにしてこそ、適正な納税義務の実現が図られることになり、納税義務者の秘密に関する事項を税理士がみだりに外部に漏らすことがあるとすれば、納税義務者は安心して税理士に委嘱することができず、両者の相互の信頼関係は成り立たないことになる。

税理士法38条に基づく守秘義務は、以上のような事情を考慮して規定されたものであって、税理士業務の根幹に関わる極めて重要な義務である。そのため、この守秘義務違反に対しては、税理士業務の禁止、1年以内の税理士業務の停止又は戒告という一般の懲戒処分に処せられるほか、刑事罰として、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（税理士法46条、59条1項2号）。

イ 税理士の守秘義務の例外としての「正当な理由」（税理士法38条）とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいうと解されるところ、一般には23条照会に対する報告義務も「法令に基づく義務」に当たると解される。

もっとも、23条照会に対する報告義務は絶対的なものではなく、被照会者は正当な理由があるときは報告を拒絶することができると解されることは上記（1）（イ）のとおりである。そして、税理士の保持する納税義務者の情報にプライバシーに関する事項が含まれている場合、当該事項をみだりに第三者に開示されないという納税義務者の利益も保護すべき重要な利益に当たると解される。したがって、税理士は、23条照会によって納税義務者のプライバシーに関する事項について報告を求められた場合、正当な理由があるときは、報告を拒絶すべきであり、それにもかかわらず照会に応じて報告したときは、税理士法38条の守秘義務に違反するものという

当裁判所の判断

べきである。そして、税理士が故意又は過失により、守秘義務に違反して納税義務者に関する情報を第三者（照会した弁護士会及び照会申出をした弁護士）に開示した場合には、当該納税義務者に対して不法行為責任を負うものと解される。

（３）本件開示行為の違法性について

上記（１）、（２）の説示に従い、本件開示行為が守秘義務に違反する違法な行為であるか否か、言い換えれば、被控訴人は正当な理由により本件照会に対する報告を拒絶すべきであるのに本件開示行為を行ったものであるか否かを検討する。

ア 本件照会申出の理由は、丙川社が、別件訴訟において、控訴人が平成２２年３月以降、体調を崩して就労困難な実態にあり、丙川社における就労実態がなかったことを立証するためのものということである。一方、照会事項は、前記前提事実（４）記載のとおり照会事項１～３であるが、照会事項１及び２は、同３の前提として控訴人の確定申告への関与の有無及び期間を尋ねるものであり、照会事項の中心は、同３の確定申告書及び総勘定元帳の写しの送付を求めることにあるものと認められる。しかし、控訴人の健康状態を立証するためであれば、医療機関等への照会によるのが直裁であり、収入の変動を通じて健康状態の悪化を立証するということ自体が迂遠というべきである。この点を措くとしても、平成２２年３月以降の控訴人の体調不良を立証しようとするのであれば、控訴人の平成２２年の確定申告書等とそれ以前の確定申告書等を比較するの でなければ意味がないはずである。ところが、被控訴人が控訴人の確定申告を行っていたのは平成１５年から平成２１年までであり（被控訴人も上記照会事項２に対してそのように回答している。）、平成２２年の確定申告は担当していない。そうであるとすれば、被控訴人の所持する確定申告書等だけでは控訴人が平成２２年に体調不良により収入が減少したかどうかを認定することはおよそ期待できないというべきであるから、照会事項１、２の回答いかんにかかわらず最長１０年間にわたる確定申告書等の送付を求める照会事項３は、２３条照会としての必要性、相当性を欠く不適切なものといわざるを得ない。２３条照会の公共的性格という観点からみても、本件照会が別件訴訟における真実の発見及び判断の適正を図るために必要かつ有益であるとは言い難い。

イ 他方、本件開示行為によって開示されたのは、控訴人の平成１５年から２１年までの７年間にわたる確定申告書及び総勘定元帳の写しである。確定申告書及び総勘定元帳の内容は、控訴人本人の収入額の詳細のほか、営業活動の秘密にわたる事項や家族関係に関する事項等、プライバシーに関する事項を多く含むものであり、これらの事項がみだりに開示されないことに対する控訴人の期待は保護すべき法益であり、これらの事項が開示

当裁判所の判断

されることによる控訴人の不利益は看過しがたいものというべきである。

ウ 以上の検討の結果によれば、本件確定申告書等については、これが開示されることによる控訴人の不利益が本件照会に応じないことによる不利益を上回ることが明らかである。したがって、被控訴人が本件照会に応じて本件確定申告書等を送付したこと（本件開示行為）は、守秘義務に違反する違法な行為というべきである。

これに対し、被控訴人は、①秘密の主体である控訴人は係争当事者である甲野の子であり、紛争と全く無関係の第三者ではないこと、②本件確定申告書等は、別件訴訟の決定的な資料といえるものであることなどから、裁判における真実発見という開示によって得られる公共的利益が被控訴人のプライバシー権の保護の利益に優先するべきものである旨主張している。しかしながら、紛争と全く無関係の第三者ではないからといっても、控訴人自身、甲野とは独立した人格を有するのであるから、別件訴訟の争点との関連性が希薄な七年間分の確定申告書や総勘定元帳の内容が開示されることの正当理由にはなりえない。また、本件確定申告書等にはたまたま本件特殊事情記載が存在したことから、それが別件訴訟の有力な証拠になったにすぎないのであって、それは結果論であり、一般的には、平成22年3月以降の就労不能の状態を立証する証拠として、平成15年～平成21年の確定申告書や総勘定元帳の記載内容とは関連が希薄であることは明らかであるから、被控訴人の主張は採用できない。

（４）被控訴人の故意・過失について

ア 被控訴人が本件照会に応じて本件確定申告書等を送付したことが違法と評価されることは、上記のとおりである。

被控訴人は、税理士として、守秘義務の趣旨及びその重要性について当然認識していると考えられる。また、被控訴人は、税務関係に限られるとはいえ、法律実務に従事する者であるから、本件照会申出の理由に照らして本件照会事項が適当でないことを十分認識し得たと考えられる（被控訴人本人も、本件照会申出の理由と本件確定申告書等の内容とが直接関係がないと思った旨供述している。）。

イ 被控訴人は、長年にわたり丙川社の会計及び申告業務に関与していたほか、丙川社の実質的オーナーである戊田の指示で丙川社の閉鎖を甲野らに伝えたり、甲野から丙川社の実印を預かったりするなど丙川社とは深い関係があり、本件照会時点では、戊田の関係する会社の顧問税理士として報酬を得ていた。また、別件訴訟では、丙川社申請の証人として証言したほか、調査スタッフの調査に協力するなど、丙川社側の立場で関与していた。一方、被控訴人は、控訴人との間でも平成21年分の確定申告までは業務委嘱契約関係を有していた。

当裁判所の判断

すなわち、被控訴人は、丙川社と控訴人の双方と確定申告業務等の委嘱契約関係を有していたところ、本件照会は、丙川社の代理人弁護士からの照会申出に基づくものであり、本件開示行為は、控訴人のプライバシーに属する事項を含む情報を丙川社に提供する結果となるものである。

さらに、被控訴人は、平成22年分以降は、控訴人から確定申告の依頼を受けておらず、本件照会の時点（平成24年12月）では依頼を受けなくなってから2年以上経過しているのであり、控訴人との業務委嘱契約は黙示に解除されていたと解されるから、本来は、本件確定申告書等を控訴人に返還すべきであり（近畿税理士会綱紀規則11条3項）、返還していれば、本件照会時点で本件確定申告書等の情報は保持しておらず、したがって本件照会に対して報告できないはずのものであったともいえる。

以上のような被控訴人と丙川社及び控訴人との関係からすれば、被控訴人としては、本件照会に対して、守秘義務の観点から、一般の23条照会に比してより慎重に検討すべきであったのであり、控訴人の意向も確認する等した上で本件照会に応じて報告することの適否を判断すべきであったといえる。

ウ 以上によれば、被控訴人は、本件照会に対して本件確定申告書等の開示を拒絶すべきであること（本件開示行為が違法であること）を認識し得たものであり、そうでないとしても、控訴人の意向を確認する等した上で本件照会への対応を判断すべきであったと認められる。したがって、被控訴人は、少なくとも、控訴人の意向を確認する等することなく安易に本件照会に応じて本件開示行為を行ったことにつき、過失があるというべきである。

エ この点につき、被控訴人は、23条照会は、事前に、当該弁護士会が必要性、相当性を審査して行われていること、本件照会注意書に「本人の同意を得る必要がない」旨記載されていることを信じて本件開示行為に及んだものであり、控訴人の意向を確認せずに本件照会に応じたことに過失はない旨主張している。しかしながら、弁護士会が現実に23条照会申出の適否につき、どの程度の審査を行っているのか不明である上（前記認定のとおり、京都弁護士会は、乙野弁護士の申出を受け付けた当日に、直ちに本件照会を被控訴人に発送しており、厳格な審査が行われた形跡はない。）、前記のとおり、被控訴人自身、本件照会申出の理由と本件開示行為の対象である本件確定申告書等の関連性が希薄であることを認識していたと認められる。また、本件照会注意書に「本人の同意を得る必要がない」旨記載されているのは、個人情報保護法令との関係で23条照会が除外事由に当たることを示したにすぎず、23条照会に応ずることの適否について本人の意向を確認することが常に不要であるとまでいうものではない。そして、上記イに記載の被控訴人と丙川社及び控訴人との関係をも

当裁判所の判断

考慮すると、被控訴人の主張する上記各事情は、被控訴人の過失を否定する根拠となるものではないというべきである。

(5) まとめ

以上のとおりであるから、**被控訴人が訴外税理士法人をして本件開示行為をさせたことについては、控訴人に対する不法行為が成立するもの**というべきであり、被控訴人は、これによって控訴人が被った損害を賠償する責任がある。

三 控訴人の損害〔争点（2）〕について

(1) 慰謝料

訴外税理士法人が本件開示行為を行ったことにより、**個人のプライバシーに関する事項を多く含む、控訴人の平成15年～平成21年の確定申告書と総勘定元帳（ただし、平成21年分を除く。）が全て丙川社側に開示され、控訴人はプライバシー権を侵害されたものであり、それによって相当な精神的苦痛を被ったことが推認できる。**

そして、本件不法行為の態様のほか、本件に現れた諸般の事情を考慮すると、**控訴人の精神的苦痛を慰謝するに足りる慰謝料額は、30万円をもって相当と認める。**

(2) 弁護士費用

本件事案の内容、難易度、認容額、その他諸般の事情を考慮すると、被控訴人の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は、5万円をもって相当と認める。

第四 結論

以上によれば、控訴人の本訴請求は、損害金35万円及びこれに対する不法行為の後の日で、訴状送達の日翌日である平成25年3月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容すべきであり、その余は理由がないから棄却を免れない。

よって、控訴人の請求を全部棄却した原判決を上記の趣旨に変更することとして、主文のとおり判決する。

条文解説

税理士法 38 条（秘密を守る義務）

税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

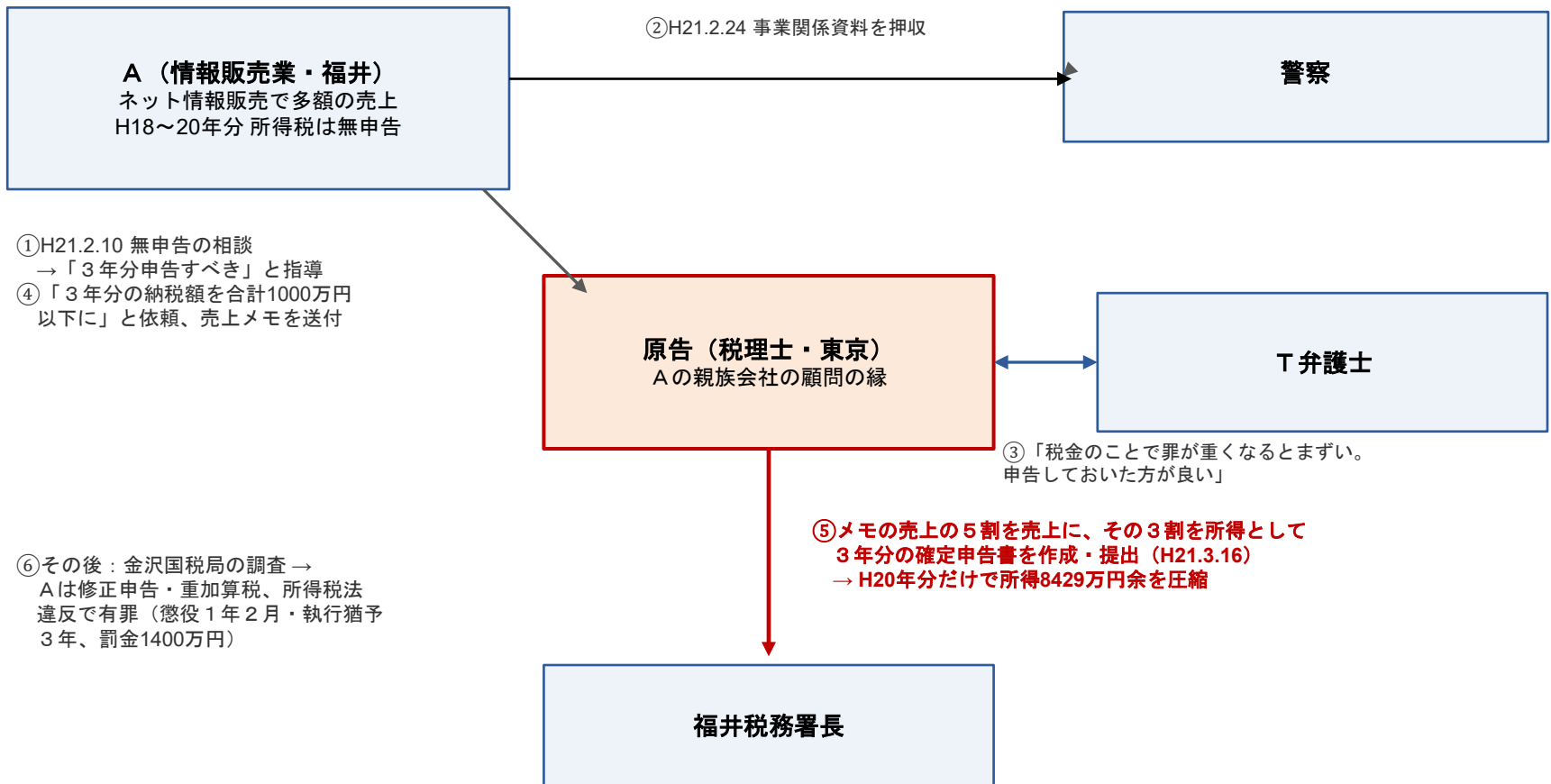
- ・ 税理士の義務（責任）として最も重要視されるものであり、違反したときは、2 年以下の**懲役**又は 1 0 0 万円以下の**罰金**に処せられる（法 5 9 条 1 項 3 号）。
- ・ 「**正当な理由**」とは、**本人の許諾**又は**法令に基づく義務がある**ことをいう（通達 3 8 - 1）。
- ・ 「**税理士業務に関し知り得た秘密**」とは、**税理士業務を行うに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及び当該事実の関係者が他言を禁じた事項**をいう（通達 3 8 - 2）。
- ・ 使用者である税理士等が所属税理士から知り得た事項もこれに含まれる（通達 3 8 - 4）。
- ・ 「**他に漏らし**」とは、**他人に話すような場合のほか、他人が了知しうるような状態に税務書類等を置く場合**も含まれる。
- ・ 「**窃用**」とは、**当該秘密にかかる事項を、本人の承諾を得ずに、自ら又は第三者のために利用すること**をいう（通達 3 8 - 3）。

4 税理士法 45 条
(脱税相談等をした場合の懲戒)

東京地裁平成 26 年 9 月 30 日判決

4-① 税理士法45条（脱税相談等をした場合の懲戒） 事案の概要

東京地裁平成26年9月30日判決（無申告者の「仮申告」と故意の不真正税務書類作成・業務禁止処分取消請求）



【処分】 45条1項（故意の不真正税務書類作成）+41条違反（業務帳簿の不作成）により税理士業務の禁止（H25.6.5）。

【判決】 「修正申告を前提とした仮申告」との主張を排斥。不正所得金額は極めて多額で処分は適法（請求棄却）。

4-① 税理士法45条（脱税相談等をした場合の懲戒） 時系列

東京地裁平成26年9月30日判決

年月日	経 過
H18春～	A、インターネット上の情報販売事業を開始（H18・19年分の所得税は無申告）
H21.2.10	Aが原告に相談。原告は「3年分の確定申告をすべき」と指導し、書類の整理を依頼
H21.2.24	警察がAの事業関係資料を押収（ただし収支は銀行口座からほぼ把握可能な状態）
H21.3.11	Aから売上メモを受領。「3年分の納税額を合計1000万円以下に」との依頼を受け試算
H21.3.16	メモの売上の5割を売上、その3割を所得とする3年分の確定申告書を福井税務署長に提出
H21.8～	金沢国税局がAの所得税を調査
H22.7.30／8.30	Aが3年分の修正申告 → 重加算税の賦課決定
H23.6.3	Aに所得税法違反の有罪判決（懲役1年2月・執行猶予3年、罰金1400万円）
H25.6.5	原告に税理士業務の禁止処分（45条1項・46条）→ 税理士登録抹消
H26.9.30	東京地裁、請求棄却（処分は適法）

主文／事案の概要

主文

- 1 原告の請求を**棄却**する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

処分行政庁が平成25年6月5日付けで原告に対してした**税理士業務の禁止の処分**を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、税理士であった原告が、平成25年6月5日付けで、①**関与先の平成18年分及び平成19年分の所得税の期限後申告並びに平成20年分の所得税の確定申告に当たり、所得金額を不正に計算した申告書を作成した行為又は事実が税理士法（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）45条1項の規定に該当すると認められること、②同法41条に規定されている帳簿を作成していなかった行為又は事実が同法46条の規定に該当すると認められることを理由として、税理士業務の禁止の処分（以下「本件処分」という。）を受けたことから、本件処分の取消しを求める事案である。**

1 関係法令の定め

ア・・・略

ウ 41条（帳簿作成の義務）

（ア）1項

税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

（イ）2項

前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。

（ウ）3項

税理士は、財務省令で定めるところにより、第1項の帳簿を磁気ディスクをもって調製することができる。

エ 44条（懲戒の種類）・・・略

関係法令の定め

オ 45条（脱税相談等をした場合の懲戒）

（ア）1項

財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

（イ）2項

財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は1年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

カ 46条（一般の懲戒）

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

（2）平成20年財務省告示第104号（乙7。以下「本件告示」という。）

Ⅰ 総則

第1 量定の判断要素及び範囲

税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、Ⅱに定める違反行為ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- ① 行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の処分歴
- ④ 選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情（略）

なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でないと認められた場合には、税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

関係法令の定め

第2 違反行為の異なるものが2以上ある場合

II に定める違反行為の種類の異なるものが2以上ある場合の量定は、それぞれの違反行為について算定した量定を合計したものを基本とする。

第3 税理士業務の停止期間

(略)

II 量定の考え方

第1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分 of 量定は、次に定めるところによるものとする。

一 税理士が**法第45条第1項及び第2項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為**をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) **故意に、**真正の事実反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る不正所得金額等（国税通則法第68条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は偽装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）**に応じて、6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止**

(2) (略)

二 税理士が**法第46条（一般の懲戒）の規定に該当する行為**をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) ～ (3) (略)

(4) **法第1条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。**

戒告

(5) ～ (7) (略)

前提事実

2 前提事実（当事者間に争いがなく、文中記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

（１）当事者等

ア 原告は、昭和４８年６月２６日に税理士名簿に登録を受けた税理士であった。

イ **Aは、平成１８年春頃から平成２１年２月頃まで、インターネット上に販売サイトを開設して情報販売等をする事業（以下「本件事業」という。）を行っていたが、平成１８年分及び平成１９年分の所得税の確定申告をしていなかった（甲８の１、３、４）。**

（２）確定申告等

ア Aは、平成２０年分の所得税についても確定申告をしないつもりであったが、その当否につき、平成２１年２月１０日頃、面識のあった原告と面談して相談したところ、**原告から、３年分の確定申告をすべきである旨の指導を受けたので、原告に対して、確定申告書の作成を依頼することとした（甲８の２、４、甲１０）。**

イ 原告は、平成２１年３月１１日、**Aから、本件事業の売上金額などが記載された手書きのメモ（甲４の１から３まで。以下「本件メモ」という。）の提出を受け、同人の平成１８年分から平成２０年分までの所得税の確定申告書（以下「本件各確定申告書」という。）を作成し、その内容について同人から承諾を得た上、平成２１年３月１６日、本件各確定申告書を福井税務署長に提出した。**その概要は、別紙２の各「当初申告」欄のとおりである（以下「本件各確定申告」という。）。そして、Aは、本件各確定申告書に記載した納税額を納付した（弁論の全趣旨）。

ウ Aは、平成２１年８月頃以降、金沢国税局により、**所得税に関する調査を受けた（乙２）。**そして、Aは、平成２２年７月３０日、同人の平成１８年分から平成２０年分までの所得税の**修正申告書（以下「本件各修正申告書」という。）（乙３の１から３まで）を福井税務署長に提出し、別紙２の各「修正申告」欄のとおり修正申告（以下「本件各修正申告」という。）をした（国税通則法１９条１項）。**また、本件各修正申告に基づく増加税額について、平成２２年８月３０日、**重加算税の賦課決定**がされた。

エ Aは、同人の平成１９年分及び平成２０年分の所得税の**脱税について公訴を提起**され（所得税法違反被告事件）、平成２３年６月３日、福井地方裁判所において、①平成１９年分の実際総所得金額が５３６０万９４２１円であったにもかかわらず、不正の行為により、同年分の所得税１８２８万４０００円を免れ、また、

前提事実

②平成20年分の実際総所得金額が1億1841万7799円であったにもかかわらず、総所得金額が2075万6247円、所得税額が535万4400円である旨の**虚偽の所得税の確定申告書**を福井税務署長に**提出**し、不正の行為により、同年分の正規の所得税額4431万8000円と申告納税額との差額3896万3600円を免れたとして、**懲役1年2月及び罰金1400万円に処し、3年間その懲役刑の執行を猶予する旨の判決**の宣告を受けた（甲8の1）

（3） 税理士法55条1項の規定に基づく調査等

ア 原告が本件各確定申告書を作成した行為（以下「本件書類作成行為」という。）について、平成24年1月7日、**税理士法55条1項の規定に基づく調査**（以下「本件調査」という。）が行われた。

イ 原告は、本件調査において、①原告は、Aから、平成21年2月24日頃、**所得税の確定申告書の作成に必要な資料を警察に押収されたことを伝えられ、このことを、T弁護士（以下「T弁護士」という。）に相談したが、同弁護士からは、手元に資料がない状態であっても、税金のことで罪が重くなっても困るので、所得税の確定申告をした方が良くとアドバイスされたので、これを受けて、依頼人であるAに申告するかどうか尋ねたところ、同人から確定申告する旨の回答があり、同人の指示に従い、3年分合計の納税額が1000万円以内となるように計算し、所得税の確定申告書を作成し、福井税務署長に提出したこと、②原告がAの所得税の確定申告書を作成した平成21年3月当時、原告はAの正しい売上金額も所得金額も知らず、真に申告すべき金額を把握していなかったため、故意に所得金額及び税額を圧縮した確定申告書を作成したという認識はない旨述べた（乙2・13枚目）。**

（4） 聴聞等

ア 処分行政庁は、平成25年4月17日に行政手続法13条1項の規定に基づき**聴聞を行うに当たり**、同年3月14日付けで、原告に対し、同法15条1項の規定により、**不利益処分の原因となる事実を通知**した。その内容は、①関与先であったAの平成18年分及び平成19年分の所得税の期限後申告並びに平成20年分の所得税の確定申告に当たり、同人から売上金額などが記載されたメモ（本件メモ）を受領したが、**同人から3年分の納税額が1千万円以内になるように依頼され、本件メモに記載された売上金額を半分に圧縮して計上するなどにより所得金額を不正に計算した**（なお、平成20年分の所得税の申告を捉えてみても、8429万8737円の所得金額を不正に圧縮した。）**申告書を作成した行為又は事実が税理士法45条1項の懲戒処分事由に該当すると**

前提事実／争点

と認められ、②同法41条に規定されている帳簿を作成していなかった行為又は事実が同法46条の懲戒処分事由に該当するというものであった（甲1）。

イ 原告は、平成25年4月17日に行われた聴聞（以下「本件聴聞」という。）の期日において、上記アの①及び②の不利益処分の原因となる事実について、**Aは警察に資料を押収され、正しい申告ができない状況**であり、期限後申告もやむを得ないと判断し、資料が返還されたら正しい申告をするつもりであったが、弁護士から脱税で罪を加重されても困るので、何とか申告してくれと依頼され、**Aから「3年で1千万円ぐらいにしておいてくれ」といわれ、不本意ながら申告書を作成したものであり、Aから送られた本件メモが正しいか正しくないかも判断できない状況であったため、「不正に所得金額を圧縮した」と指摘されることについては承服しかねる旨述べた（乙4・3枚目）。**

（5） 本件処分等

ア **処分行政庁**は、平成25年6月5日付けで、税理士法45条1項及び46条の規定に基づき、上記（4）アの①及び②の不利益処分の原因となる事実を理由として、**本件処分**をして通知した（同法47条5項。甲2）。

イ 本件処分は、平成25年6月7日に効力を生じ、同月18日に公告された（甲9・7頁。税理士法48条）。そして、日本税理士会連合会は、原告が税理士法4条7号の欠格条項に該当したとして**税理士の登録を抹消**した（甲3）。

3 争点

（1）原告が税理士法45条1項の規定に該当するか否か、具体的には、「**故意に、真正の事実**に反して**税務代理若しくは税務書類の作成をした**」と認められるか否か。

（2）本件処分が考慮すべき事情を考慮せず、過度に重い処分を課すものとして、比例原則に反し、処分行政庁の**裁量権の範囲を逸脱するもの**か否か。なお、原告は、上記前提事実（4）アの②の事実が量定の基礎となることについては争っていない。

当裁判所の判断

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

上記前提事実、争いのない事実、文中記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認定することができる。

(1) 原告は、昭和44年に公認会計士名簿に登録を受け、昭和48年に兵庫県神戸市において税理士としても開業した後、平成12年に東京都板橋区に事務所を移転し、以降、同区において税理士として開業していた(甲10・1頁、乙2・2枚目)。

(2) 原告は、Aの親族が経営している会社の顧問税理士であった関係で、Aと顔見知りであったところ、平成21年2月上旬、同人から、税金のことで相談に乗ってほしいという電話を受け、同月10日、東京都港区αにおいて、同人と面談した。

原告は、その際、Aから、平成18年頃からインターネットを利用して株式投資に関する情報を販売するなどの事業(本件事業)を行っており、平成20年には1億円以上の売上げがあるものの、一切申告していないが、申告した方が良いかとの相談を受けたので、同人に対し、当然、申告しなければならない旨を説明した。原告は、当時多忙であったことから、本件事業の内容や書類の保管状況についての詳しい話は聞かず、Aに対し、同人の平成18年分から平成20年分までの所得税の確定申告に必要な売上げや経費が分かる書類を整理し、書類の整理ができたなら原告に連絡するように依頼し、Aが整理した書類に基づき原告が所得税の確定申告をすると説明した。

なお、原告は、Aから、株式投資の情報を得るのに経費が相当掛かっているとも聞いたことから、平成20年には1億円以上の売上げがあるといっても、利益が莫大に上がっているわけではないであろうと思っていた。

(以上につき、甲8の2・1頁から4頁まで、甲8の4・2頁、3頁、甲10・2頁、3頁、乙2・3枚目、4枚目)

(3) Aは、平成21年2月24日、警察から搜索差押えを受け、本件事業に関する資料を押収された。もっとも、本件事業の主要な売上げや経費については、銀行口座を通じて管理されており、現金で支払った経費は経費全体の数パーセントであったので、上記資料がなくても、本件事業に関する収支は概ね正確に把握することが可能な状態であった。

当裁判所の判断

原告は、平成21年2月24日、Aから、警察の捜査を受け、本件事業の関係資料を全て警察に押収されてしまい、今後のことを含めて弁護士に相談したいので、弁護士を紹介してもらえないかという電話を受けたため、20年来の付き合いがあった**T弁護士をAに紹介**した。

そして、原告は、T弁護士に対し、Aは、個人で事業をしており、所得があるものの、所得税の確定申告をしておらず、今回、本件事業の関係資料を警察に押収されてしまい、手元に資料がない状態であるが、どうしたら良いかと相談したところ、**同弁護士から、税金のことで罪が重くなってもまずいので、Aの平成18年分から平成20年分までの所得税の確定申告をしておいた方が良いといわれ、所得税の確定申告を同人にさせることとした。**(以上につき、甲8の2・4頁、5頁、甲8の4・3頁、4頁、甲10・3頁、4頁、乙2・4枚目、乙4・3枚目)

(4) 原告は、平成21年3月11日、Aと面談し、同人に対し、本件事業の売上金額や経費について確認したところ、同人から、本件事業の関係資料を全て警察に押収されてしまい、正確には分からないといわれたことから、正しい所得税の確定申告をすることはできないと認識したが、同人に対し、**平成20年分の所得税の申告期限である平成21年3月16日までに同人の平成18年分から平成20年分までの所得税の確定申告をする**必要があり、同日までにする所得税の確定申告は、**あくまで仮の申告**であって、警察に押収された資料が返還されたら、正しく所得税の**修正申告**をしなければならないと説明した上、**確定申告をするため、記憶の範囲で構わないから売上げと経費について3年分の数字を出すように依頼**した。他方、原告は、所得税の確定申告をしても、納税することができなければ意味がないと考え、Aに対し、用意することができる金額を確認したところ、同人から、**3年分の納税額が合計1000万円以下になるように依頼**された。(以上につき、甲8の2・6頁、7頁、甲8の4・3頁から5頁まで、甲10・4頁、5頁、乙2・5枚目、6枚目、乙4・3枚目) Aは、原告が警察に押収された資料が返還されなければ正しい所得税の確定申告をすることができないと誤解しつつ、修正申告を前提とした確定申告をすることを提案してきたことに乗じ、後日の修正申告をする意思がなかったにもかかわらず、**所得の一部のみを申告することとし、3年分の納税額が合計1000万円以下になるように原告に依頼**したものであった(甲8の4・5頁から7頁まで)。

(5) 原告は、平成21年3月11日、Aから、**売上金額等が記載された本件メモ**(甲4の1から3まで)をファックスで受信した。

当裁判所の判断

本件メモのうち**平成18年分**のもの（甲4の1）には、同年6月から12月までの売上げが合計548万2078円である旨記載されるとともに、「投資の損 3000万」と記載されていた。

本件メモのうち**平成19年分**のもの（甲4の2）には、同年1月から12月までの売上げが合計6575万7359円である旨記載されるとともに、「投資の損 500万」と記載されていた。

本件メモのうち**平成20年分**のもの（甲4の3）には、同年1月から12月までの売上げが合計1億5259万6470円であり、返金が合計754万1486円である旨記載されるとともに、「投資の損 1000万 支払いコンサル料 2500万 広告料 1200～1500万」と記載されていた。

原告は、Aの依頼により、3年分の納税額が合計1000万円以下となるように試算してみたところ、本件メモの売上金額（平成20年分については売上金額から返金額を引いた金額）の5割を申告上の売上金額とし、その3割を所得金額とすると、3年分の所得税額が約770万円となり、地方税額を含め、3年分の納税額が合計1000万円となった（甲4の1から3まで）。

そこで、原告は、**平成18年分**収支内訳書については、①「売上（収入）金額」欄に、本件メモのうち平成18年分のもの（甲4の1）に記載されている**売上金額**合計548万2078円の**5割相当額**である274万1040円と記載し、②「所得金額」欄が**売上金額の3割相当額となるように「経費」欄を記載し**、「経費計」欄に193万8729円と記載し、③「所得金額」欄に80万2311円と記載した。

また、原告は、**平成19年分**収支内訳書については、①「売上（収入）金額」欄に、本件メモのうち平成19年分のもの（甲4の2）に記載されている**売上金額**合計6575万7359円の**5割相当額**である3287万8680円と記載し、②「所得金額」欄が**売上金額の3割相当額となるように「経費」欄を記載し**、「経費計」欄に2311万5077円と記載し、③「所得金額」欄に976万3603円と記載した。

さらに、原告は、**平成20年分**収支内訳書については、①「売上（収入）金額」欄に、本件メモのうち平成20年分のもの（甲4の3）に記載されている**売上金額**合計1億5259万6470円から**返金額**合計754万1486円を**引いた合計**1億4505万4984円の**5割相当額**である7252万7492円と記載し、②「所得金額」欄が**売上金額の3割相当額となるように「経費」欄を記載し**（なお、「広告宣伝費」欄の1327万6400円については、本件メモのうち平成20年分のものに記載されている「広告料 1200～1500万」を参考として記載し、「支払手数料」欄の2465万円については、同様に「支払いコンサル料 2500万」を参考として記載した。）、「経費計」欄に5177万1245円と記載し、③「所得金額」欄に2075万6247円と記載した。

当裁判所の判断

そして、**原告は**、平成21年3月13日、Aに対し、上記の平成18年分から平成20年分までの収支内訳書（以下「本件各収支内訳書」という。）をファックスで送信し、同人から、本件各収支内訳書の内容で確定申告することを了解した旨の連絡を受けた後、**本件各確定申告書を作成**し、平成21年3月16日、福井税務署長に**提出**した。また、原告は、Aから、本件各確定申告書の作成等に関する税理士報酬として、55万円の支払を受けた、（以上につき、甲5から7まで、甲8の2・8頁から10頁まで、甲8の4・6頁、7頁、甲10・5頁、6頁、乙2・6枚目から9枚目まで、資料3）

(6) なお、**原告は**、本件各確定申告書及び本件各収支内訳書を作成するに当たり、本件メモ（甲4の1から3まで）に記載された売上金額は、1円単位まで記載されていたため、何の根拠もない金額だとは思わなかったが、**実際の売上金額がより多額である可能性がある**と思っており、また、「**支払コンサル料**」などと記載された経費と思われる金額は大雑把に過ぎ、何らかの資料に基づいて記載された金額であるとは思えず、納税額も3年分で合計1000万円以下になることはないと思っていた。しかしながら、原告は、警察に押収された資料が返還されたら正しく所得税の修正申告をすることを前提とした取りあえずの確定申告であるから、本件メモの信ぴょう性について考える必要はないと判断し、Aに対し、本件メモの内容を確認することはしなかった。（甲8の2・9頁、甲10・5頁、6頁、乙2・9枚目、10枚目）

(7) 原告は、Aから修正申告をしたいとの申出があればそれに対応するつもりであった。しかし、**原告は**、本件各確定申告書を福井税務署長に提出した後、Aに対して連絡をしたことはなく、また、同人からも警察に押収された資料が返還されたという連絡や同資料に基づき修正申告をしてほしいという連絡を受けたことはなかった。

警察に押収された資料は平成21年6月にAに返還されていたところ、原告は、そのことを、金沢国税局によるAの所得税に関する調査があった同年8月以降に知った。原告は、平成22年春頃にA及びT弁護士の後任の刑事弁護人である弁護士2人と面談したが、その際に、その後にAの所得税の申告に関与することを断った（甲8の2・10頁、11頁、甲8の4・7頁、8頁、甲10・6頁から8頁まで、乙2・10枚目）。

2 争点(1)（原告が「故意に、真正の事実 に反して税務代理若しくは税務書類の作成をした」と認められるか否か。）について

当裁判所の判断

(1) 原告は、税理士法45条1項の「真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をした」という要件（以下「本件作成行為要件」という。）は、「税理士が委嘱者である納税者から提示を受けた帳簿、書類等に基づき自己の職業専門家としての知識と経験による判断をもって真正の事実と反すると認識しながら、あえてその不真正な事実について税理士法2条1項1号又は2号に規定する税務代理又は書類の作成をした」ことをいうとの解釈を前提として、**税理士が委嘱者である納税者から帳簿、書類等の提示を受けられないために、当該税理士の職業専門家としての知識と経験による判断をもってしても真正の事実を把握することが困難な場合には、結果として、作成した書類が真正の事実と反していたとしても、「税理士が委嘱者である納税者から提示を受けた帳簿、書類等に基づき自己の職業専門家としての知識と経験による判断をもって真正の事実と反すると認識」するための前提を欠くものであり、この場合には、当該申告書作成時において入手可能な一定の資料及び当該資料を前提とした職業的専門家としての知識と経験に基づく合理的判断によって一応の税務書類の作成等をすれば、本件作成行為要件には該当しないと解すべきである旨主張する。**

しかしながら、本件作成行為要件の文言は、単に、「真正の事実と反して…税務書類の作成をした」というものであり、この文言からすると、原告が主張するような場合（税理士が委嘱者である納税者から帳簿、書類等の提示を受けられないために、当該税理士の職業専門家としての知識と経験による判断をもってしても真正の事実を把握することが困難な場合）が除外されていると解釈することは、不可能であるといわざるを得ない。また、本件作成行為要件に係る行為の故意については、単に真正の事実と反して税務書類の作成をしたことの認識及び認容で足りると解するのが自然である。もっとも、税理士が、入手可能な帳簿、書類等の資料を検討し、職業専門家としての知識と経験による合理的な判断に基づき、それが真正の事実であるとの認識に立った上で、税務書類の作成等をしたのであれば、結果的にそれが真正の事実と反するものであっても、故意を欠くとの評価を受ける場合があり得るといえるが、原告が主張するように、税理士が、入手可能な帳簿、書類等を前提とした合理的な判断に基づいて税務書類を作成するのであれば、作成された税務書類が**真実に反するとの認識があるとしても故意の要件を欠くという解釈を採用することは困難である**といわざるを得ない。

この点に関連して、原告は、国税通則法19条が**修正申告を許容**していることからすれば、諸般のやむをえない事情から税理士が真正の事実を把握することが困難な場合には、**暫定的な措置として仮の数字による申告**をしておいた上で、後日真正の事実を把握でき次第修正申告をすることも許されていると解されるべきである旨主張する。

当裁判所の判断

しかしながら、国税通則法19条に規定する**修正申告の制度**は、申告納税制度の本旨に照らしてなるべく納税者が自らその納付すべき税額等を確定する仕組みとすることが妥当であり、また、**自発的に申告又は更正決定に係る税額等を増額変更する意思のある者に対しては、その変更をするための納税申告書の提出を認めて、これを提出することなく税務官庁の更正の処分を受ける者よりも加算税などの面で有利な取扱いをすることが合理的であるという趣旨で設けられたものである**であって、真正の事実と反する確定申告を積極的に容認する制度であると解することはできない。また、税理士制度における**懲戒処分**は、税理士業務の執行が納税者に対してのみならず、税務行政に対しても重大な影響を与えるものであることから、税理士が税理士業務を執行するに当たっての秩序を保持するための監督上の**行政処分**であって、**修正申告制度とはその趣旨を異にしており、修正申告の可否と税理士法45条1項に規定する懲戒事由の成否とを結び付けて解釈すべき根拠も乏しい**といわざるを得ない。

以上のとおりであるから、原告の上記主張は、採用し難い。

- (2) 以上を前提として本件について検討するに、①**原告は**、本件各確定申告書及び本件各収支内訳書を作成するに当たり、**本件メモ**（甲4の1から3まで）に記載された売上金額は、何の根拠もない金額ではないが、同売上金額よりも**実際の売上金額がより多額である可能性がある**と思っており、また、**3年分の納税額が合計1000万円以下になることはない**と思っていたにもかかわらず〔認定事実（6）〕、**Aの依頼により、3年分の納税額が合計1000万円以下となるように試算し、本件メモの売上金額（平成20年分については売上金額から返金額を引いた金額）の5割相当額を申告上の売上金額とし、その3割相当額を所得金額として記載したこと〔認定事実（5）〕**、②原告自身、本件聴聞の期日において、本件各確定申告書の内容が事実と反するという認識があったと述べていること（乙4・4枚目）からすれば、**原告が、本件各確定申告書等の内容が真正の事実と反し又は反するおそれがあることを認識及び認容していたことは明らかである。**

これに対し、原告は、本件のように、特に、**委嘱者が故意に税理士をだまそうとして帳簿、書類等の証ひょうが委嘱者の手元に存在しないなどと当該税理士に伝え、実際にも当該証ひょう類が捜査機関に押収された等の事情が存在することによって委嘱者の上記言辞を信すべき相当の理由が認められるために、当該税理士において「真正の事実」を把握するすべがない場合に、当該税理士がやむなく当該委嘱者から提示を受けた真正の事実と合致すると認めるにはおよそ不十分な資料を基に一応行った税務書類の作成が、結果として、後日真正の事実と反していることが判明したときに、常に「真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をした」と認められてしまうことは、極めて不合理である旨主張する。しかしながら、原告は、その主張するように、**

当裁判所の判断

本件において、委嘱者から提示を受けた真正の事実と合致すると認めるにはおよそ不十分な資料を基に税務書類の作成を一応行い、結果として、後日真正の事実と反していることが判明したにとどまるということではできず、上記のとおり、**本件メモの売上金額に基づいて税務書類を作成することすらしないで、同売上金額の5割相当額を申告上の売上金額とし、その3割相当額を所得金額として、結果としても真正の事実と反する内容となることが明らかな本件各確定申告書等を作成したというべきであるから、原告の上記主張は、その前提において失当であり、採用することができない。**

(3) 以上によれば、本件書類作成行為は本件作成行為要件を満たしており、原告は**税理士法45条1項の規定に該当する**というべきである。

3 争点(2) (本件処分が比例原則に反し、処分行政庁の裁量権の範囲を逸脱するものか否か。) について

(1) 税理士等に対する懲戒処分等における効果裁量について

ア 税理士法は、税理士に対する懲戒処分として、戒告、1年以内の税理士業務の停止及び税理士業務の禁止の3種類を定めた(同法44条)上、脱税相談等をした場合の懲戒と一般の懲戒とに区分し、税理士が、①故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は脱税相談等をしたときは、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができ(同法45条1項)、②相当の注意を怠り、これらの行為をしたときは、戒告又は1年以内の税理士業務の停止の処分をすることができ(同条2項)、③これらを除く租税に関する法令に違反したときは、上記の3種類の懲戒処分をすることができる(同法46条)旨定めている。なお、懲戒処分により税理士業務を行うことを禁止された者で、当該処分を受けた日から3年を経過しないものは、欠格条項に該当し(税理士法4条7号)、税理士の登録がまっ消されることとなる(同法26条1項)。

イ このように、**税理士法は、税理士に対する懲戒処分として戒告から税理士業務の禁止まで軽重の幅がある処分を定めている**ところ、同法には、税理士について懲戒事由がある場合において、懲戒処分をすべきかどうか、懲戒処分をするときにいかなる処分を選択すべきかの判断の基準についての具体的な定めが置かれていない。このことを踏まえると、上記の点に関する判断は、**懲戒事由に該当すると認められる行為の性質、態様、結果、影響等のほか、当該税理士の上記行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮してされるべきものと解されるのであり、この判断は、平素から税理士の指導監督の衝に当たる懲戒権者の裁量に委ねられていると解することが相当である。**

当裁判所の判断

したがって、懲戒権者が上記の裁量権を行使してした懲戒処分は、それが**社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に限り、違法となるもの**というべきである。

ウ　ところで、税理士に対する懲戒処分の量定の判断要素及び量定の範囲については、財務省により**本件告示**が定められており〔関係法令の定め（２）〕、本件告示は、税理士が故意に真正の事実反して税務書類の作成をしたときに関して、税理士の責任を問い得る不正所得金額に応じて、６月以上１年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止を基本としつつ、①行為の性質、態様、効果等、②税理士の行為の前後の態度、③懲戒処分等の処分歴、④選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響、⑤その他個別事情を総合的に勘案し、決定するものとする旨定めている。税理士に対する懲戒処分に関して考慮すべき要素が上記イのとおりであることに照らせば、**本件告示の上記の定めは、財務大臣による上記の判断に係る裁量基準として合理性を有する**というべきである。

これに対し、原告は、本件告示は、税理士の責任を問い得る不正所得金額と、上記①から⑤までの事情との間でその重要性に差異を設けるものではないと主張する。しかしながら、本件告示のⅠ第一の柱書きの文言からすれば、本件告示は、同Ⅱに定める**違反行為ごとの量定の考え方を基本とすると定めている**ことが明らかであるし、同Ⅱにおいて、税理士法４５条１項に定める本件作成行為要件に該当する違反行為をしたときの量定の基本的な判断要素が、**税理士の責任を問い得る不正所得金額とする旨定めていることについては**、税理士の使命が租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることとされていること（同法１条）に照らしても、**合理性がある**といえることができる。したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

エ　なお、本件告示の下において、税理士業務の禁止の処分がされた例としては、関与先の法人税の確定申告に当たり、同社の会長から依頼を受け、未成工事支出金の圧縮及び架空の雑損失を計上することにより所得金額を不正に約６０００万円圧縮した申告書を作成したという事案がある。また、税理士業務の１年の停止の懲戒処分がされた例として、関与先の所得税の確定申告に当たり、架空経費を計上することにより所得金額を不正に約４８００万円圧縮した申告書を作成したという事案がある。（乙８）

（２）本件処分の懲戒処分としての当否等

本件について、上記の事情を見ると、以下のとおり認められる。

当裁判所の判断

ア 原告の責任を問い得る不正所得金額

原告が作成したAの平成20年分の所得税の確定申告書について見ると、**本件メモ**のうち平成20年分のもの（甲4の3）によれば、返金額を差し引いた売上金額が1億4505万4984円、経費が4000万円であり、所得金額が1億0505万4984円であったのに対し、所得金額を2075万6247円として申告しているのであるから、**原告の責任を問い得る不正所得金額は、その差額8429万8737円**である〔なお、**同修正申告書**（乙3の3）によれば、実際の所得金額は1億1842万0022円であり、この金額との**差額は9766万3775円**である。〕。

これに対し、原告が作成したAの平成18年分及び平成19年分の所得税の確定申告書について見ると、各年分に対応する**本件メモ**には本件事業に係る経費に関する明確な記載がないため、原告の責任を問い得る不正所得金額を算定することには困難があるが、**本件メモの売上金額**（平成18年分につき548万2078円、平成19年分につき6575万7359円）の**5割に限って申告上の売上金額としたこと**については、原告の責任を問い得る不正所得金額に関連する事実として考慮に入れることができると解される。

以上によれば、**原告の責任を問い得る不正所得金額は極めて多額である**といわざるを得ない。

イ 行為の性質、態様、効果等

所得税は、その成立した納税義務について納税者自らの確定申告により課税標準であるその年分の所得金額及び税額を確定し納税することを原則とする申告納税方式（所得税法120条、国税通則法16条）を採用しているところ、申告納税制度は、納税者が適正な申告をすることを前提として成立している。そして、税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする（税理士法1条）。したがって、**税理士が、申告納税方式を採用している所得税について、納税者の依頼により、故意に真正の事実と反して税務書類の作成をすることは、それ自体、申告納税制度の理念に反し、税理士の使命に反する悪質な行為**であるといえる。

また、**行為の態様**を見ても、原告は、**Aの依頼により、3年分の納税額が合計1000万円以下となるように、本件メモの売上金額**（平成20年分については売上金額から返金額を引いた金額）の**5割相当額を申告上の売上金額とし、その3割相当額を所得金額とすることとし**、これに沿う売上（収入）金額、経費、所得金額を記載して、本件各確定申告書及び本件各収支内訳書を作成したものであり〔認定事実（5）〕、**悪質**である。

当裁判所の判断

さらに、行為の効果を見ても、Aは、原告の行為により、上記アのとおり極めて多額の所得金額を圧縮し、結果としては数千万円もの納税を免れることになるものであって（別紙2の各「納税額」欄参照）、重大である。

これらに対し、原告は、客観的に見ても、原告による確定申告書の作成の結果として、従前、所得税を無申告、無納税であったAについて、平成18年度分として4万2200円、平成19年度分として156万0300円、平成20年度分として535万4400円の合計約700万円の所得税の納付が実現した旨主張するが、このような事情は、上記のとおり行為の性質及び態様の悪質さ、その効果の重大さという消極的な事情を上回るような積極的な事情とは認められない。

なお、原告は、本件各確定申告時においては、被告のいう「本来納税すべき金額」、すなわち本件各修正申告に基づく納税額を把握できなかった旨主張してもいる。しかしながら、原告は、本件メモ（甲4の1から3まで）に記載された売上金額は何の根拠もない金額だとは思っておらず、納税額も3年分で合計1000万円以下になることはないと思っていた〔認定事実（6）〕にもかかわらず、本件メモの売上金額の5割相当額を申告上の売上金額とし、その3割相当額を所得金額とすることとし、これに沿う本件各確定申告書及び本件各収支内訳書を作成したものである〔認定事実（5）〕から、原告が主張する上記のような事情があったとしても、原告の行為の悪質性及び重大性を何ら左右するものとは認められない。

ウ 税理士の行為の前後の態度

原告は、本件各確定申告後、Aとの後日の修正申告の約束に基づき、修正申告にいつでも取り掛かる準備でいたが、同人の巧妙な裏切り行為によって、これが実現せず、また、同人の所得税法違反被告事件においても、本件聴聞の期日においても、一貫して真実を述べるなど、その態度に不誠実な点は見られない旨主張する。

確かに、原告は、警察に押収された資料が返還されなければ正しい所得税の確定申告をすることができないと誤解していたことをAに利用されていた面が見られるものの、平成22年春頃に同人の所得税の申告に関与することを正式に断るまでの間、修正申告することを積極的に同人に促していた様子はうかがわれない〔認定事実（7）〕。また、Aの所得税法違反被告事件及び本件聴聞の期日において、虚偽の事実を述べていた様子はうかがわれないが、これらの機会に真実を述べるべきことは当然である。そうすると、これらのことは処分の量定の判断に当たって格別に積極的な事情として考慮しなければならないものとは認められないというべきである。

当裁判所の判断

エ 選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響

原告は、後日の修正申告をする約束の下に、やむを得ず真実には合致しない金額での仮申告をして納税させる行為が、その動機や経緯にかかわらず最も重い懲戒処分を受けるとなれば、税理士は客観的な資料を有していない依頼者からの申告依頼は受任せず、客観的な資料がない限りは申告をしないという方向に萎縮するおそれがあり、結果として、「納税義務の適正な実現」（税理士法1条）という使命を果たすことができないばかりか、**違法な無申告が増長しかねない旨主張**する。

しかしながら、原告は、上記のとおり、①本件メモ（甲4の1から3まで）に記載された売上金額よりも、**実際の売上金額が多額である可能性がある**と認識していた〔認定事実（6）〕にとどまらず、②**納税額が3年分で合計1000万円以下になることはない**と思っていた〔認定事実（6）〕にもかかわらず、Aの依頼により、3年分の納税額が合計1000万円以下となるように、本件メモの売上金額の5割相当額を申告上の売上金額とし、その3割相当額を所得金額とすることとし、本件各確定申告書及び本件各収支内訳書を作成したものである〔認定事実（5）〕。このような原告の行為は、**そもそも原告が主張するような「やむを得ず真実には合致しない金額での仮申告をして納税させる行為」と認められないから**、原告の上記主張は、少なくとも本件については妥当せず、失当である。かえって、原告の行為については、上記のとおり申告納税制度の理念に反し、税理士の使命に反する行為であるというべきことからすれば、**他の税理士及び社会に与える影響を勘案し、厳格な処分が選択されるべきである**といえる。

オ その他個別事情

原告は、原告が本件のような暫定的な申告をした主たる動機は、従前、納税の申告をしてこなかったAに対して適正な納税を促し、再び、違法な無申告を繰り返すことのないようにすることにあり、**無申告を回避し、せめて当該時点において納税できる金額を納税させ、「納税義務の適正な実現を図る」との税理士の使命を可能な限りで全うしようとしたものである旨主張**する。

しかしながら、原告は、上記のとおり、Aの依頼により、3年分の納税額が合計1000万円以下となるように、本件メモ（甲4の1から3まで）の売上金額の5割相当額を申告上の売上金額とし、その3割相当額を所得金額とすることとし、本件各確定申告書及び本件各収支内訳書を作成したものである〔認定事実（5）〕。そうすると、原告が主張するように、原告には自身の特別の利益を得ようとしたというような内心が存在することは

当裁判所の判断

うかがわれなかったとしても、このような原告の行為は、「適正な納税を促した」、あるいは「『納税義務の適正な実現を図る』との税理士の使命を可能な限りで全うしようとした」と評価することはできないものといわざるを得ない。

(3) 小括

以上のとおり、原告の責任を問い得る不正所得金額は極めて多額に上り、原告の行為の性質及び態様は悪質で、その効果も重大であることが認められる。そして、原告の行為の前後の態度並びに選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響の各要素に関しては、処分の量定の判断に当たって格別に原告に有利に考慮すべき積極的な事情は認められない。

そうすると、原告には懲戒処分歴がなく、本件各確定申告に際して自身の特別の利益を得ようとしたというような内心が存在することはうかがわれないという事情を考慮したとしても、処分行政庁が、上記前提事実(4)アの①及び②の不利益処分の原因となる事実を理由として、原告に対して税理士業務の禁止の処分(本件処分)を選択したという判断は社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとは認められず、本件処分は適法であるというべきである。

4 結論

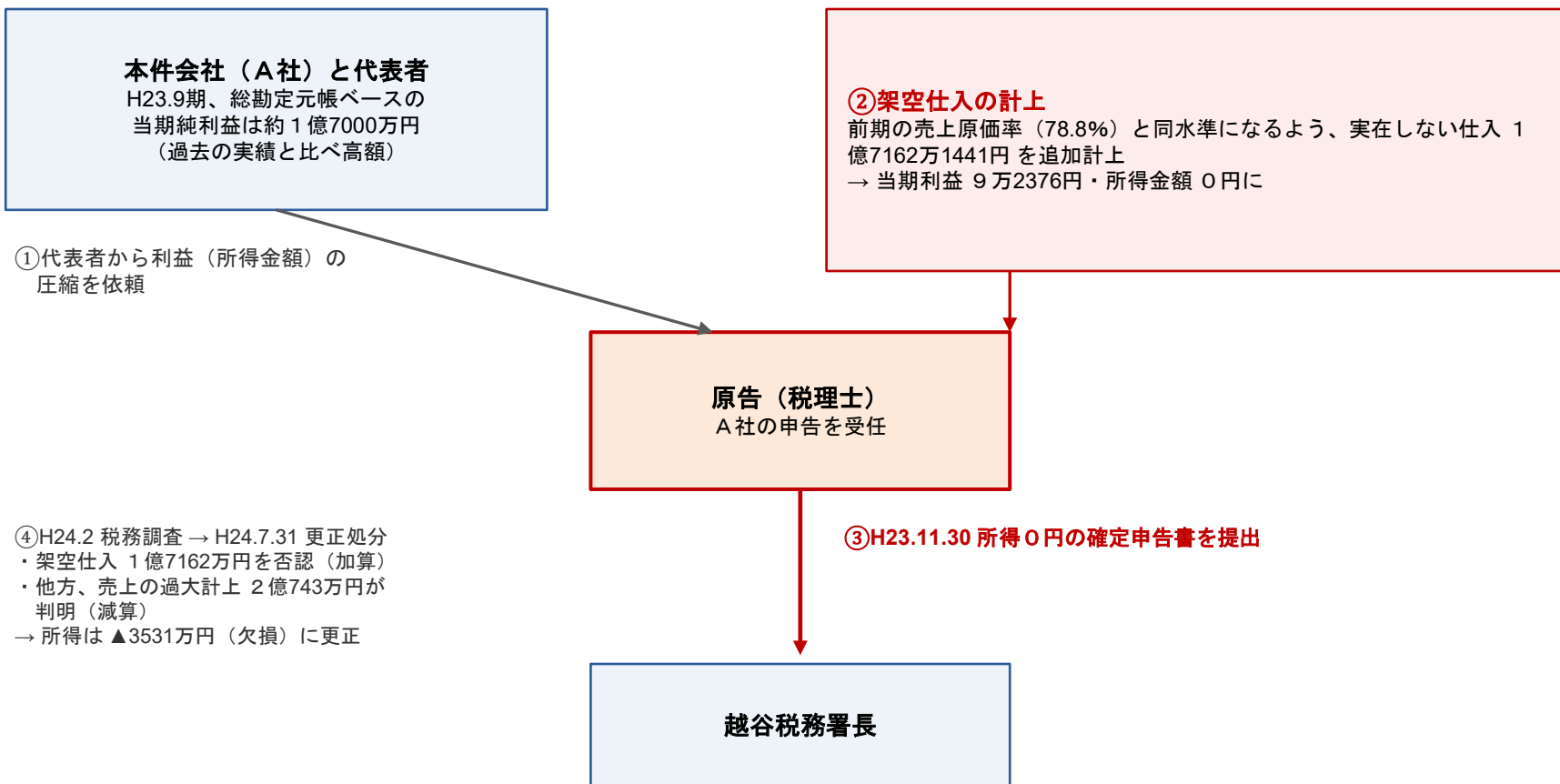
よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

4 税理士法 45 条
(脱税相談等をした場合の懲戒)

東京地裁平成 28 年 12 月 2 日判決

4-② 税理士法45条（脱税相談等をした場合の懲戒） 事案の概要

東京地裁平成28年12月2日判決（架空仕入の計上と「真正の事実」に反する税務書類の作成）・業務禁止処分取消等請求）



【処分】財務大臣は45条1項該当として税理士業務の禁止（H26.6.3）。不正所得金額＝架空仕入額1億7162万円。

【判決】結果的に税額に誤りがなくても「真正の事実」に反する税務書類の作成に該当（故意は未必的認識で足りる）。請求棄却。

4 - ② 税理士法45条（脱税相談等をした場合の懲戒） 時系列

東京地裁平成28年12月 2 日判決

年月日	経 過
H23.9.30	本件会社の平成23年 9 月期が終了
H23.11頃	原告、総勘定元帳・試算表から当期純利益を約 1 億7000万円と算出（過去の実績と比べ高額）
同時期	代表者の依頼により、前期の売上原価率（78.8%）に合わせて架空仕入 1 億7162万1441円を計上
H23.11.30	当期利益 9 万2376円・所得金額 0 円の確定申告書を越谷税務署長に提出
H24.2.3	本件会社に対する税務調査が開始
H24.7.31	更正処分：架空仕入を否認する一方、売上の過大計上 2 億743万円も判明し、所得は▲3531万円に更正
H25.10.18	原告に対する税理士法55条 1 項等に基づく調査が開始
H26.4.2	聴聞の実施
H26.6.3	税理士業務の禁止処分
H28.12.2	東京地裁、取消請求・国家賠償請求ともに棄却（処分は適法）

主文／事案の概要／前提事実

主文

- 1 原告の請求をいずれも**棄却**する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 財務大臣が平成26年6月3日付けで原告に対してした**税理士業務の禁止の処分**を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、7536万6902円及びこれに対する平成26年6月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は税理士である原告が、株式会社A社（以下「本件会社」という。）の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの事業年度（以下「平成23年9月期」という。）の法人税の確定申告に当たり、**架空の仕入れを計上することにより、所得金額を不正に圧縮した法人税の確定申告書を作成した**として、税理士法（平成26年法律第10号による改正前のもの。以下「法」という。）**45条1項に基づき、財務大臣から税理士業務の禁止の処分**（以下「本件処分」という。）を受けたところ、本件**処分が違法**であると主張してその**取消し**を求めるとともに、違法な本件処分により**精神的及び金銭的な損害を被った**として、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく**損害賠償金**7536万6902円及びこれに対する本件処分の日である平成26年6月3日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 関係法令等の定め

略

2 前提事実（掲記の証拠等により容易に認められる事実）

（1） 税理士である原告は、本件会社の平成23年9月期の法人税の確定申告に当たり、所得金額を0円、法人税額を0円とする法人税の確定申告書（以下「本件申告書」という。）を作成し、同年11月30日、越谷税務署長に提出した（甲11、乙4、18の1、弁論の全趣旨）。

ア 本件申告書の別表四の所得の金額の計算に関する明細書には、当期利益の額として9万2376円との記載があり、この金額に所要の加算減算等がなされた結果として、所得金額が0円と記載されていた（甲11、乙18の1）。

前提事実

イ 上記アの当期利益の額は、原告が算出したものであるところ、その算出の経緯は以下のとおりである（甲2の1、2の2の3、甲10、11、乙3、18の1、弁論の全趣旨）。

（ア）原告は、本件会社から提出された総勘定元帳及び試算表に基づき、損益計算書を作成したところ、当期純利益の額が約1億7000万円余りと、同社の過去の実績と比較して高額な金額となった。

（イ）そこで、原告は、本件会社の代表者からの依頼に基づき、平成23年9月期の売上原価率とその直前期である平成21年10月1日から平成22年9月30日までの事業年度（以下「平成22年9月期」という。）と同程度になるように仕入れを追加計上する作業を行った。すなわち、原告は、上記（ア）で算出された平成23年9月期の売上高（10億2798万3206円）に、平成22年9月期の売上原価率78.8%を乗じて売上原価（8億1005万0766円）を算出し、この金額から上記（ア）で算出された平成23年9月期の売上原価（6億3842万9325円）を引いた差額（1億7162万1441円）を仕入れ（以下「本件仕入れ」という。）として計上した上、上記（ア）で算出された当期商品仕入高（5億8842万9325円）に加算し、その合計額7億6005万0766円を当期商品仕入高として計上した。

その結果、当期純利益の額は、9万2376円となったので、この金額を前記アの本件申告書の別表四に当期利益の額として記入した。本件仕入れ1億7162万1441円は、真実は発生していない費用である。

（2）平成24年2月3日、本件会社に対する税務調査が開始された（弁論の全趣旨）。

越谷税務署長は、平成24年7月31日付けで、本件会社に対し、概要以下の理由により、同社の平成23年9月期の法人税に係る更正処分（以下「本件更正処分」という。）を行った。その結果、同社の平成23年9月期の所得金額（欠損金額）はマイナス3531万0161円に更正された。（乙3資料1）

ア 仕入れの過大計上額 1億7162万1441円

本件会社は、平成23年9月期末において上記金額を仕入れとして損金の額に算入しているが、仕入れの事実がないものと認められるので、上記金額を仕入れの過大計上額として、平成23年9月期の所得金額に加算した。

イ 売上げの過大計上額 2億0743万6894円

本件会社は、平成23年9月期の輸出売上取引のうち一部の取引につき売上金額を過大に計上しているので、上記金額を売上げの過大計上額として、平成23年9月期の所得金額から減算した。

（3）平成25年10月18日、原告の法45条1項該当行為（不真正税務書類作成行為）について、法55条1項及び57条1項に基づく調査が開始された（弁論の全趣旨）。

前提事実／争点／当裁判所の判断

財務大臣は、平成26年4月2日、原告を当事者として、行政手続法13条1項1号に基づく聴聞を行った上、同年6月3日付けで、原告に対し、概要以下の理由により、**税理士業務の禁止の処分**（本件処分）をした（甲1、乙5、弁論の全趣旨）。

ア 原告は、本件会社の平成23年9月期の法人税の確定申告に当たり、**同社の代表者から依頼を受け、架空の仕入れを計上することにより、所得金額を不正に1億7162万1441円圧縮した申告書を作成した。**

イ 原告の上記行為は、**法45条1項の規定に該当すると認められる。**

3 争点及び当事者の主張

- (1) 法45条1項に規定する真正の事実¹に反して税務書類の作成をした**行為**の有無（争点1）
- (2) 法45条1項に規定する**故意**の有無（争点2）
- (3) 税理士業務の禁止の処分をしたことについての**裁量権の範囲の逸脱又はその濫用**の有無（争点3）
- (4) **手続上の違法**の有無（争点4）
- (5) 国家賠償法1条1項に基づく**損害賠償請求**の成否（争点5）

（当事者の主張 略）

第3 当裁判所の判断

1 争点1（法45条1項に規定する真正の事実¹に反して税務書類の作成をした行為の有無）について

(1) 前記前提事実(1)のとおり、原告は、**真実は発生していない本件仕入れ1億7162万1441円を発生したものとして当期商品仕入高に加算計上し、これを前提として当期利益の額を9万2376円と算出した上、本件申告書の別表四に当期利益の額としてこの金額を記入し、この金額に所要の加算減算等を行った結果、所得金額が0円となる本件申告書を作成したものであるところ、この行為（以下「本件行為」という。）が、法45条1項に規定する真正の事実¹に反して税務書類の作成をした行為に該当することは明らかである。**

(2) ア これに対し、原告は、上記第2の3(1)（原告の主張）アのとおり、法45条1項にいう真正の事実¹に反して税務書類の作成をしたときに該当するためには、所得金額につき、正しい所得金額に比して過少に申告することが必要であると主張するが、**同項の文言に照らせば、そのような限定的な解釈を採用することはできない。実質的にみても、収益や費用の額は法人税の課税標準である所得金額の算定の基礎となるものであるから（法人税法21条、22条1項から3項まで参照）、真実は発生していない収益や費用を計上し、又は真実は発生している収益や費用を計上しない行為は、一般に公正妥当と認められる会計処理の慣行ないし基準（会社法**

当裁判所の判断

4 3 1 条、法人税法 2 2 条 4 項）に従った行為でないことが明らかであるのみならず、所得金額、ひいては法人税額を誤らせる危険性が極めて高い行為であり、最終的に算出された所得金額が正しい金額より高くなったか低くなったか、あるいは、その行為とは別の要因により結果的に正しい金額と一致したかにかかわらず、納税義務の適正な実現を図るという観点からそのような行為を防ぐべき必要性が高いことは明らかであって、税理士が、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、納税義務の適正な実現を図ることを使命とすることとされていることも併せ考慮すれば（法 1 条）、**法 4 5 条 1 項が、税理士によるそのような行為を懲戒事由に該当するものとして禁ずる趣旨であることは疑いの余地がない**というべきである。

本件行為は、真実は発生していない本件仕入れを計上し、これを前提として算出した当期利益の額を用いて本件申告書を作成した行為であるところ、**本件行為がなかったとすれば、本件申告書における計算上、当期純利益の額から繰越欠損金の額を差し引いても約 7 4 0 0 万円の課税所得が発生していたことが認められる**（乙 3 の問 6 に対する答）一方、本件更正処分により、本件申告書により申告された所得金額 0 円は、マイナス 3 5 3 1 万 0 1 6 1 円（欠損金額）に更正されたから、本件行為により、申告した所得金額が真実の所得金額（欠損金額）に近づく結果となったことは原告の主張するとおりである。しかし、それは、**たまたま本件行為とは関係のない売上げの過大計上〔前記前提事実（2）イ〕があったからにすぎず、上記の趣旨からすれば、このような事情があったとしても、本件行為が真正の事実 に反して税務書類の作成をした行為に該当するとの上記（1）の判断が左右されることはない。**

よって、原告の主張は採用できない。

イ また、原告は、上記第 2 の 3（1）（原告の主張）イのとおり、仕入れの計上行為は税務書類の作成行為ではないと主張するが、真正の事実 に反して税務書類の作成をした行為に該当するのは、真実は発生していない本件仕入れを計上した行為ではなく、あくまでも本件行為である。本件行為は、真実は発生していない本件仕入れを計上し、これを前提として算出した当期利益の額を用いて税務書類である本件申告書を作成した行為であるから、これが真正の事実 に反して税務書類の作成をした行為に該当することは明らかである。

よって、原告の主張は採用できない。

（3）以上のとおりであるから、本件行為は、法 4 5 条 1 項に規定する真正の事実 に反して税務書類の作成をした行為に該当するというべきである。

当裁判所の判断

2 争点2（法45条1項に規定する故意の有無）について

（1）法45条1項に規定する故意があるというためには、真正の事実 に反して税務書類の作成をすることについての認識及び認容が必要であり、かつ、それで足りるものと解される。そして、この認識は、未必的なものでも足りると解すべきである。

本件においては、本件行為についての認識及び認容が必要となるところ、原告に、本件仕入れが真実は発生していない費用であることの認識があったか否かが問題となる。そこで検討すると、前記前提事実（1）イの事実からすれば、**本件仕入れは、原告が本件会社から提出を受けた総勘定元帳及び試算表には計上されていない費用であったことは明らかであり、原告も当然そのことを認識していたと考えられること、そして、本件仕入れは、原告自身が、平成23年9月期の売上高にその直前期である平成22年9月期の売上原価率を乗じて算出した売上原価から上記総勘定元帳等に基づく売上原価を引くことにより算出したものであるところ〔前記前提事実（1）イ（イ）〕、このようにして算出された仕入れの額が真実発生した費用の額を表している蓋然性は極めて低いといわざるを得ず、原告も当然そのことを認識していたと考えられること、原告は、本件仕入れの計上に当たり、本件会社に原資料を確認させるなどして本件仕入れが真実発生した費用であることを確認しなかったこと（甲2の2の2の1から2の2の2の4まで、甲10、弁論の全趣旨）からすれば、原告は、本件仕入れが真実は発生していない費用であることを少なくとも未必的には認識していたものと認められる。**

（2）ア これに対し、原告は、上記第2の3（2）（原告の主張）アのとおり、前年度との粗利の比較から売上高か仕入高のいずれかが誤っているはずであると確信し、できる限り正しい所得金額になるようにするため、前年度の粗利率と同じ程度になるよう仕入れの金額を計上したと主張する。

しかし、この原告の主張を前提としても、上記（1）で検討した諸事情、とりわけ、原告が、本件仕入れの計上に当たり、本件会社に原資料を確認させるなどして本件仕入れが真実発生した費用であることを確認しなかったことに照らせば、原告のいう上記の「確信」が客観的に合理的な根拠を伴うものであったとは認められず、本件仕入れが真実は発生していない費用であることの少なくとも未必的な認識はあったといえるから、上記（1）の判断は左右されない。

イ また、原告は、上記第2の3（2）（原告の主張）イのとおり、法45条1項に規定する故意は**所得金額を偽ることについての故意であると主張する。**

当裁判所の判断

しかし、既に述べたとおり、**法４５条１項に規定する故意があるというためには、真正の事実 に反して 税務書類の作成をすることについての認識及び認容が必要であり、かつ、それで足りると解される。**そして、真正の事実 に反して税務書類の作成をしたときに該当するためには、正しい所得金額に比して過少に申告することが必要であるとの原告の限定的な解釈を採用できないことも既に述べたとおりである。

したがって、このような限定的な解釈を前提として、故意の意義を上記のようにとらえる原告の主張もまた、採用できない。

(３) 以上のとおり、原告は、本件仕入れが真実は発生していない費用であることを少なくとも未必的には認識しつつ、本件行為に及んだのであるから、本件行為についての認識及び認容、すなわち、法４５条１項に規定する故意が認められるというべきである。

３ 争点３（税理士業務の禁止の処分をしたことについての裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無）について

(１) 財務省告示は、行政手続法１２条１項の処分基準としての性質を有するものと解されるところ、税理士が、故意に、真正の事実 に反して税務書類の作成をしたときの懲戒処分の量定の判断要素として、税理士の責任を問い得る不正所得金額等、すなわち、国税通則法６８条（重加算税）に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものを掲げ、量定の範囲を、原則として、６月以上１年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止とする。税理士による上記行為が税理士の使命である納税義務の適正な実現（法１条）を阻害する悪質な行為であり、上記不正所得金額等は、その阻害ないし悪質性の程度を量る客観的な指標となり得るものと解されるところからすると、**財務省告示の上記の考え方は、合理性のあるもの**といえることができる。法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額であり（法人税法２１条）、各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額であり（同法２２条１項）、当該事業年度の収益に係る売上原価の額は、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額とされている（同法２２条３項１号）。そして、仕入れは売上原価に該当するから、ある事業年度において仕入れが発生したとの事実、法人税の課税標準である所得の金額の計算の基礎となるべき事実であり、**真実は発生していない仕入れを計上する行為は、法人税の課税標準である所得の金額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいする行為にほかならない。**

本件において、原告は、真実は発生していない本件仕入れを計上し、これに基づき所得金額を算出したのであるから、原告は、法人税の課税標準である所得金額の計算の基礎となるべき事実の一部を隠ぺいし、

当裁判所の判断

これに基づき、**本件申告書における計算上の所得金額を本件仕入れの金額分だけ圧縮したもの**といえる。したがって、本件において、**財務省告示にいう税理士の責任を問い得る不正所得金額等は、本件仕入れの金額である1億7162万1441円となるもの**と解されるところ、この金額が**極めて高額**であることはいうまでもなく、税理士として本件行為に及んだ原告の**責任は重大**であるといわざるを得ない。そうすると、結果的に、本件会社の平成23年9月期における課税所得が発生せず、本件申告に係る法人税額に誤りはなかったこと〔前記前提事実(2)〕、原告が、本件仕入れが真実は発生していない費用であることの確定的な認識を有していたとまで認めるに足る証拠はないこと、原告が過去に税理士として懲戒処分等を受けたことはないこと（甲2の1、弁論の全趣旨）、原告と同一の税理士会支部に所属する税理士が嘆願書を提出していること（乙24、25）、その他原告が主張し、陳述書（甲2の1、10、16、19）において述べる本件行為に至る事情や本件行為後の事情等の諸事情を考慮しても、**原告に対して税理士業務の禁止の処分をしたことが、財務大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。**

(2) これに対し、原告は、上記第2の3(3)（原告の主張）のとおり、**財務省告示の不正所得金額等とは申告所得金額と正しい所得金額との差額をいうと主張するが**、財務省告示の不正所得金額等の意義は上述したとおりであり、原告の主張はこれを**正解しないもの**であって、採用できない。

なお、既に述べたとおり、本件行為により、申告した所得金額が真実の所得金額（欠損金額）に近づく結果となったことは否定できないが、それは、**たまたま本件行為とは関係のない売上げの過大計上**〔前記前提事実(2)イ〕**があったからにすぎず、原告の責任の重大さにさほど影響するものではないから**、この点を原告に有利な事情として殊更に斟酌することは相当でないというべきである。

(3) 以上のとおりであるから、原告に対して税理士業務の禁止の処分をしたことが、**裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。**

4 争点4（手続上の違法の有無）について

(1) 原告は、上記第2の3(4)（原告の主張）アのとおり、本件会社に対する**税務調査の終了から原告に対する訪問調査までに長期間が経過している**と主張する。

しかしながら、本件処分に関する調査は、法55条1項及び57条1項に基づき実施されたものであるところ〔前記前提事実(3)〕、これらの規定に基づく調査につき、**法令上期限の定めはないから**、これらの規定に

当裁判所の判断

基づく調査をいつ実施するかは、国税庁長官又はその事務の委任を受けた国税局長若しくは税務署長の**合理的な裁量に委ねられている**というべきである。そして、原告の主張を前提としても、原告に対する調査が実施されるまでの間に、**裁量権の範囲の逸脱又はその濫用となるほどの長期間が経過したとはいえない**。

したがって、原告の主張する事情が手続上の違法になるとはいえない。

(2) 原告は、上記第2の3(4)(原告の主張)イのとおり、原告に対する調査の開始に当たり、調査の目的も具体的な根拠条文も告げられなかったと主張する。

しかしながら、法55条1項及び57条1項に基づく調査を実施するに当たり、**調査対象者に、調査の目的、調査の対象となる事実及び適用条文を告げるべきことを義務付ける法令上の規定は存在しない**。また、このような事項の告知の有無によって、調査対象者の調査担当者に対する真摯な回答内容に違いが生ずるとも解されない。

したがって、原告の主張する事情が手続上の違法になるとはいえない。

(3) 原告は、上記第2の3(4)(原告の主張)ウのとおり、処分行政庁が聴聞において原告の弁明に取り合わなかったと主張する。

行政手続法20条2項は、当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができる旨を定めるところ、聴聞調書(乙5)によれば、原告は、当事者として聴聞の期日に出頭し、原告の意見をまとめた陳述書(甲2の1)を提出するとともに、同陳述書に沿って意見を述べたものと認められる。

そして、行政手続法26条は、行政庁は、不利益処分の決定をするときは、聴聞調書の内容及び聴聞の終結後に主宰者が作成する報告書に記載された不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない旨を定めるところ、本件の聴聞調書(乙5)、聴聞の期日において原告が提出した陳述書(甲2の1)及び聴聞終結後に主宰者が作成した聴聞結果報告書(乙6)の内容並びに本件処分に係る原告に対する税理士懲戒処分通知書(甲1)の別紙「聴聞における主張を認めない理由」に記載された内容に照らせば、**処分行政庁である財務大臣は、聴聞調書の内容及び聴聞結果報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌して本件処分をしたものと認めることができる**。

したがって、聴聞手続に手続上の違法を認めることはできず、原告の主張は採用できない。

(4) 原告は、上記第2の3(4)(原告の主張)エのとおり、調査の過程において原告がした法45条1項

当裁判所の判断

該当行為の内容につき論拠を挙げての説明を受けることなく、不意打ちとなる本件処分を受けたと主張する。

しかしながら、法55条1項及び57条1項に基づく調査を実施するに当たり、調査対象者に対し、原告の主張するような内容を説明すべきことを義務付ける法令上の規定は存在しない。

そして、行政手続法15条1項は、行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を書面により通知しなければならない旨を定めるとともに、同法20条1項は、主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない旨を定めるところ、証拠（乙5、14）によれば、**処分行政庁である財務大臣は、原告に対し、平成26年3月4日付け税理士懲戒処分予告通知書を送付しており、同通知書には、「税理士法第45条第1項該当」、「関与先であった株式会社 A 社（中略）の平成23年9月期の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者（中略）から依頼を受け、架空の仕入を計上することにより、所得金額を不正に171,621,441円圧縮した申告書を作成した。」と記載されていたこと、平成26年4月2日に開催された聴聞の期日において、処分行政庁の職員として出席した関東信越国税局所属の税理士専門官が、上記通知書の記載と同様の説明をするとともに、「したがって、税理士法第45条第1項に基づき、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることが相当と認められます。」と説明したことが認められる。**これらの通知及び説明は、行政手続法15条1項及び20条1項の趣旨に沿ったものと認められる。

原告の主張が、上記の通知及び説明の範囲を超える説明を処分行政庁に求めるものであるとすれば、そのような説明をすることが、法令上、処分行政庁等に義務付けられているとはいえないから、原告の主張は失当というべきである。

また、処分行政庁等が原告に対して行った上記の通知及び説明に照らせば、本件処分が原告にとって不意打ちとなるような処分であったともいえない。

したがって、原告の主張は採用できない。

(5) 以上のほか、本件の全ての証拠によっても、本件処分につき手続上の違法があるとは認められない。

当裁判所の判断

5 争点5（国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求の成否）

これまでの検討に照らせば、本件処分に処分要件事実の欠如その他の取消事由となるべき瑕疵はなく、本件処分は**適法な処分**と認められる。したがって、本件処分をした財務大臣の行為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとは認められず、同項に基づく**損害賠償請求は理由がない**。

第4 結論

以上のとおり、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを**棄却**することとして、主文のとおり判決する。

条文解説

税理士法 4 5 条（脱税相談等をした場合の懲戒）

1 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第 3 6 条の規定に違反する行為をしたときは、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

・「**真正の事実**に反して税務代理若しくは税務書類の作成をした」とは、税理士が、委嘱者である納税者から提示を受けた帳簿、書類等に基づき自己の職業専門家としての知識と経験による判断をもって真正の事実と認識しながら、あえてその**不真正な事実**について税務代理若しくは税務書類の作成をしたときのことをいう。

・「**税理士法 3 6 条の規定に違反する行為**」とは、税理士が、**不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応ずる行為、その他これらに類似する行為**をいう。

・「**故意**」とは、**事実**に反し又は反するおそれがあると認識して行うこと（通達 4 5 - 1）。

・「**相当の注意を怠り**」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき、通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいう（通達 4 5 - 2）。

第2〔参考〕採用時の留意点 (人権尊重の観点からの情報収集)

採用時の情報収集

Q 職員の採用面接にあたり、応募者に対し、聞いてよいこと、聞くべきではないことについて、どのように考えればよいでしょうか。

【関係法令等】

i 職業安定法

- ・労働者の募集や雇用に関わる個人情報の収集・利用について厳格な規制を定めている。求職者のプライバシーを保護しつつ、適正な雇用環境を整備することを目的。
- ・労働者の募集等を行う者等は、**業務目的の達成に必要な範囲内**でのみ個人情報を**収集、保管、使用**しなければならない（同法5条の5）

「必要な範囲」・・・求人において合理的かつ明確な目的に関連する情報に限られる。
応募者の連絡先、職歴、資格等。

職業安定法5条の5 第1項（抜粋）

～労働者の募集を行う者は、その業務に関し、労働者になろうとする者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

採用時の留意点

- ・ 同法に基づく「**労働者募集指針**」（平成11年労働省告示141号）では、原則として収集が認められない情報を明示。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

ii 個人情報保護法

- ・ 個人情報を取得する際には利用**目的を特定**し、その**目的の範囲内で利用**しなければならない（同法17条等）。
- ・ 病歴等の**要配慮個人情報**については、あらかじめ**本人の同意**を得なければ、取得することができない（同法20条2項）

iii 男女雇用機会均等法

- ・ 同法に基づく「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」（平成18年厚生労働省告示614号）では、以下について禁止。

採用時の情報収集

イ 募集又は採用に当たって、その**対象から男女のいずれかを排除すること**。

ロ 募集又は採用に当たっての**条件を男女で異なるものとする**こと。

（異なるものとしていると認められる例）（抜粋）

募集又は採用に当たって、女性についてのみ、未婚者であること、子を有していないこと、自宅から通勤すること等を条件とし、又はこれらの条件を満たす者を優先すること。

ハ 採用選考において、能力及び資質の有無等を判断する場合に、その**方法や基準について男女で異なる取扱いをすること**

（異なる取扱いをしていると認められる例）（抜粋）

採用面接に際して、結婚の予定の有無、子供が生まれた場合の継続就労の希望の有無等一定の事項について女性に対してのみ質問すること。

ニ 募集又は採用に当たって**男女のいずれかを優先**すること。

iv 厚生労働省「公正な採用選考を目指して」

・ 基本的な考え方

①応募者の基本的人権を尊重すること、②応募者の適正、能力に基づいた基準により行うこと

・ 公正な採用選考の基本

①応募者に広く門戸を開くこと、②本人のもつ適正・能力に基づいた採用基準とすること

採用時の情報収集

「採用選考自主点検資料」 ～就職差別につながるおそれがある14事項～

【本人に責任のない事項】

- ①本籍・出生地
- ②家族（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
- ③住宅状況（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④生活環境・家庭環境など

【本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）】

- ⑤宗教
- ⑥支持政党
- ⑦人生観・生活信条など
- ⑧尊敬する人物
- ⑨思想
- ⑩労働組合（加入状況や活動歴など）、学生運動などの社会運動
- ⑪購読新聞・雑誌・愛読書など

【採用選考の方法】

- ⑫身元調査などの実施
- ⑬本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用
- ⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

第3 ハラスメント対応と裁判例

1 ハラスメントとは

ハラスメントをめぐる状況

□ 様々な〇〇ハラ

- ・ アルハラ、スメハラ、オワハラ、フキハラ、ロジハラ、ホワハラ、ハラハラ…

□ 職場において対応しなければならないハラスメントとは

- ・ 対応することが「法的な義務」となるハラスメントがある
- ・ セクハラ、パワハラ、マタハラ（ケアハラ、パタハラ）、カスハラ

□ 改正パワハラ防止法（労働施策総合推進法）の施行

- ・ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる「求職者等セクハラ」）の防止措置が事業主の義務に（令和 8 年10月 1 日施行）

□ ジャニーズ事件、フジテレビ事件

□ 無視できないレピュテーションリスク

□ 不祥事との根深い関連性

税理士業界の特徴と昨今の状況

□ 税理士業界の特徴

- ・ 小規模・閉鎖的組織が多い
- ・ 顧問先との距離が近い
- ・ 女性職員比率が比較的高い
- ・ 「家族的経営」

□ SNS・AI時代のリスク

- ・ LINE・メール・SNS投稿など、すべてが「証拠化」
- ・ 録音等により、問題が顕在化
- ・ 高度な機密情報を扱う業界

税理士業界の特徴と昨今の状況

□ 「昔はこうだった」が通用しない

- ・「修行」「愛情」「業界の常識」とされていた行為が、現在では違法とされることも
- ・人格否定、私生活介入、飲み会強制、性的言動は「悪気がなくても」問題化
- ・裁判所は「悪意」より「相手にどう受け取られたか」を重視（「意図」より「結果」）
- ・顧問先からの暴言・セクハラ・過剰要求についても、事務所には対応義務あり

□ 裁判・労基署・炎上～近時の傾向

- ・従業員が、労基署・弁護士・SNS・口コミサイトなどへすぐ相談する時代
- ・「辞めたら終わり」ではなく、退職後に請求・告発されるケースが増加
- ・初動対応の失敗により、問題が急拡大するケースが多い

ハラスメントへの対処

□犯罪（刑事事件）レベル

刑法、迷惑防止条例など

□慰謝料（民事上の損害賠償請求）レベル

お金等の話

不法行為（民法709条）に該当するか

社会的相当性を著しく逸脱して心理的負担を与えた

いわゆる「判例」「裁判例」は、このレベルまでが問題になり得る

□企業（事業主）として対応しなければならない（行政指導）レベル

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法

上記法が定義する「ハラスメント」に対し、企業は防止措置をとる義務がある

違反は報告請求・指導・勧告の対象

まずはこのラインを基本に考える

□懲戒処分になる（就業規則違反）レベル

各社の就業規則の書き振りによる

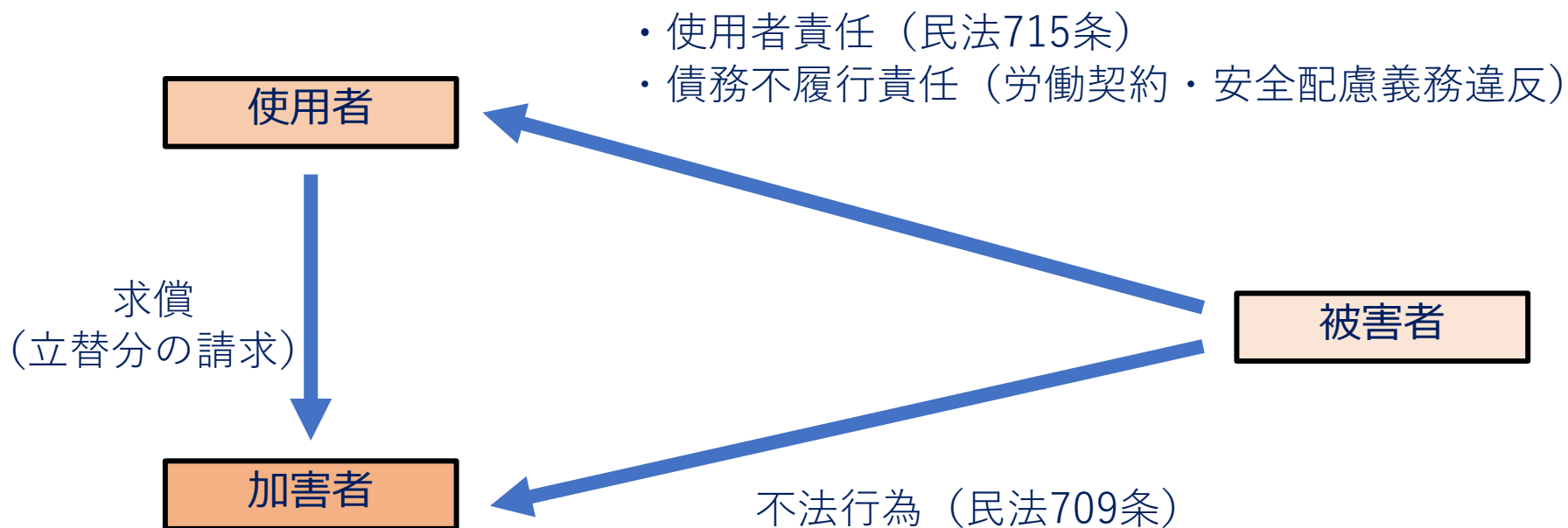
□離職レベル

□炎上レベル



誰が誰に責任を負うのか（民事の場合）

（民事上の損害賠償請求レベル）



2 パワーハラスメントとは

何がパワーハラスメントにあたるのか

対応しなければならないパワーハラスメントの定義 (改正労働施策総合推進法31条第1項)

- ＝職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、
業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
その雇用する労働者の就業環境が害されること（職場におけるパワーハラスメント）
のないよう、**雇用管理上必要な措置を講ずべき**（同条第1項）

- 労働者が前項の相談を行ったこと 又は
事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたこと
を理由として、
当該労働者に対して解雇その他**不利益な取扱いをすることを禁止**（同条第2項）

- 厚生労働大臣による指針の定め（同条第3項→**パワハラ指針**）

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針

定義の解釈（パワハラ指針）

■「職場」

事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所を指し、当該労働者が通常就業している場所以外であっても、当該労働者が業務を遂行する場所については含まれる

■「労働者」

正規雇用労働者のみならず、パート・アルバイト、契約社員等の非正規雇用者も含まれる

派遣社員も含まれる

■①「優越的な関係を背景とした」言動

当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの

- ・ 職務上の地位が上位の者による言動
- ・ 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの
- ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

定義の解釈（パワハラ指針）

■②「業務上必要かつ相当な範囲を超えた」言動

社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの

- 業務上明らかに必要性のない言動
- 業務の目的を大きく逸脱した言動
- 業務を遂行するための手段として不適当な言動
- 当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

〔考慮要素〕

当該言動の目的

当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況

業種・業態、業務の内容・性質

当該言動の態様・頻度・継続性

労働者の属性や心身の状況、行為者との関係性等 を総合的に考慮

※個別の事案における労働者の行動が問題となる場合は、その内容・程度とそれに対する指導の態様等の相対的な関係性が重要な要素となることについても留意が必要

定義の解釈（パワハラ指針）

■③「労働者の就業環境が害される」

当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、
労働者の就業環境が不快なものとなったため、
能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で
看過できない程度の支障が生じること

「平均的な労働者の感じ方」を基準とする

※同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

※言動の頻度や継続性は考慮されるが、強い身体的又は精神的苦痛を与える態様の言動の場合には、1回でも就業環境を害する場合があります。

※職場におけるパワーハラスメントは、

①から③までの要素をすべて満たすものをいう。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、
職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

パワー・ハラスメントの6類型

※優越的な関係を背景として行われたものであることが前提

- ① 身体的な攻撃（暴行・傷害）
殴る蹴る、胸ぐらを掴む、髪を引っ張る
- ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
人格否定、皆の前での大声での叱責
- ③ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
無視、他の人間に働きかけて隔離
- ④ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
残業・休日出勤をしても終了しないような不当な業務の押し付け
- ⑤ 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
嫌がらせのため仕事を与えない
- ⑥ 個の侵害（私的な領域への過度の立ち入り）
交際相手の有無に関する交渉、私用携帯電話ののぞき見、信仰の否定

※ただし、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、また、限定列挙ではないことに十分留意する必要がある。

※今回の改正で、いわゆる「**自爆営業**」（事業主が労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して自社の商品・サービスを購入させる行為）が**新設**された。

パワー・ハラスメントの6類型 ①

① 身体的な攻撃（暴行・傷害）

（イ）該当すると考えられる例

- ① 殴打、足蹴りを行うこと。
- ② 相手に物を投げつけること。
 - ・物が直接相手に当たらなくても該当し得る。

（ロ）該当しないと考えられる例

- ① 誤ってぶつかること。
 - ・「誤って」でない場合に該当しないことはほぼ無い。

パワー・ハラスメントの6類型 ②

② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

（イ）該当すると考えられる例

- ① 人格を否定するような言動を行うこと。
相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む。
- ② 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと。
- ③ 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと。
- ④ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信すること。

（ロ）該当しないと考えられる例

（ロ）該当しないと考えられる例

- ① 遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をすること。
- ② その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をすること。

③ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

（イ）該当すると考えられる例

- ① 自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり自宅研修させたりすること。
- ② 一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させること。

（ロ）該当しないと考えられる例

- ① 新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施すること。
- ② 懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせること。

④ 過大な要求

(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)

(イ) 該当すると考えられる例

- ① 長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずること。
- ② 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責すること。
- ③ 労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせること。

(ロ) 該当しないと考えられる例

- ① 労働者を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せること。
- ② 業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せること。

⑤ 過小な要求

（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）

（イ）該当すると考えられる例

- ① 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせること。
- ② 気にいらぬ労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えないこと。

（ロ）該当しないと考えられる例

- ① 労働者の能力に応じて、一定程度業務内容や業務量を軽減すること。

※何故許されないのか？

自らが使用者から必要とされていないという無力感を与え、他の労働者との関係においても劣等感や屈辱感を生じさせる危険性が高い（札幌地判令元.6.19）

⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

（イ）該当すると考えられる例

- ① 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりすること。
- ② 労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること又は当該労働者が開示することを禁止する若しくは強要すること。
 - ・ いわゆる「アウティング」はハラスメントとなる
 - ・ 注意すべき行為
 - 私生活の詮索、恋愛事情、家族関係、住まい、趣味などの揶揄

（ロ）該当しないと考えられる例

- ① 労働者への配慮を目的として、労働者の家族の状況等についてヒアリングを行うこと。
- ② 労働者の了解を得て、当該労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促すこと。

※プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要である。

2 - 2

事業主としての対応義務

～パワーハラスメント対応を中心に～

事業主がしなければならないこと

(3) 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

事業主は、職場におけるパワーハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係の迅速かつ正確な確認及び適正な対処として、次の措置を講じなければならない。

- イ 事案に係る**事実関係を迅速かつ正確に確認**すること
- ロ イにより、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、**速やかに被害者に対する配慮のための措置**を適正に行うこと。
- ハ イにより、職場におけるパワーハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、**行為者に対する措置**を適正に行うこと。
- ニ 改めて職場におけるパワーハラスメントに関する方針を周知・啓発する等の**再発防止に向けた措置**を講ずること。

(4) (1)から(3)までの措置と併せて講ずべき措置

(1)から(3)までの措置を講ずるに際しては、併せて次の措置を講じなければならない。

- イ 職場におけるパワーハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該パワーハラスメントに係る事後の対応に当たっては、**相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置**を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。なお、相談者・行為者等のプライバシーには、性的指向・ジェンダーアイデンティティや病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含まれるものであること。

事業主がしなければならないこと

- 法第31条第2項、第36条第2項及び第37条第2項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるパワーハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたこと（以下「パワーハラスメントの相談等」という。）を理由として、**解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発**すること。

2 - 3

パワーハラスメントの重要判例

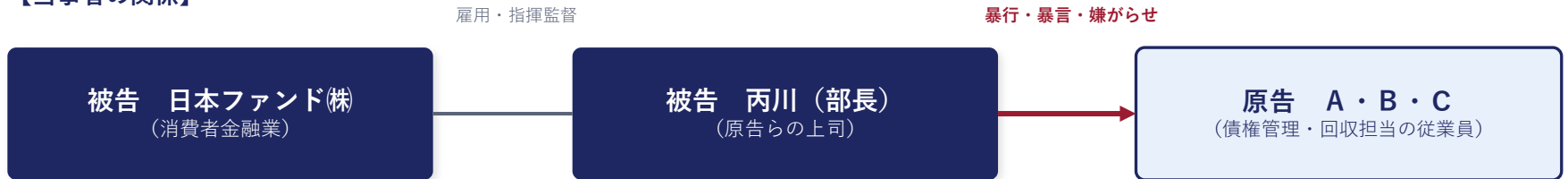
～パワハラと指導の境目はどこにあるのか～

- ①日本ファンド事件 ②曙産業ほか事件 ③トヨタ自動車ほか事件
- ④三井住友海上火災保険上司事件 ⑤前田道路事件
- ⑥富士通京都支店職場いじめ事件 ⑦三洋電機CE事件
- ⑧アンシス・ジャパン事件

① 事案の概要

日本ファンド（パワハラ）事件 東京地判平成22年7月27日（平成21年（ワ）第11541号）労働判例1016号35頁

【当事者の関係】



→ 会社は民法715条の使用者責任を負うか（肯定）

【時系列】

平成15年～17年	原告A（15年9月）・原告C（15年12月）・原告B（17年2月）が入社。Aは丙川部長の第2事業部、B・Cは第1事業部で債権管理・回収を担当
平成17年9月	丙川、原告Aに弁明の機会を与えず叱責し、「どのような処分を受けても一切異議はございません」との始末書を提出させる
平成19年6月～7月	会議で意見を述べた原告Aに「お前はやる気がない」「明日から来なくていい」等と怒鳴る。7月、事業部統合により丙川が原告B・Cの上司にもなる
平成19年8月	原告Bを「馬鹿野郎」「給料泥棒」等と叱責し、「給料をもらっていながら仕事をしていませんでした」等と記載した念書を提出させる
平成19年11月	席替えの際に原告Cの背中を殴打。昼食時に原告Cの配偶者を侮辱する発言
平成19年12月～平成20年5月	「たばこ臭い」として、喫煙者の原告A・Bに扇風機の風を執拗に直接当て続ける（Bは20年4月に配転）。20年1月には原告Cの左膝を蹴る
平成20年6月	原告A、抑うつ状態と診断され約1か月休職。労働組合が団体交渉を申入れ、風当ては中止
平成21年～22年	原告ら提訴 → 平成22年7月27日判決

判決： 被告ら（会社・丙川）は連帯して、原告Aに95万9982円、原告Bに40万円、原告Cに10万円＋遅延損害金（年5分）を支払え（一部認容）

② ポイントとなった重要な事実認定

日本ファンド（パワハラ）事件 東京地判平成22年7月27日（平成21年（ワ）第11541号）労働判例1016号35頁

■ 前提 威圧的言動の「常態化」の認定（判断の土台）

「被告丙川は、被告会社において、著しく一方的かつ威圧的な言動を部下に対して行ったり、極めて横暴な態度を部下に対してとることが常態となっていたと認められる」

念書の文言挿入を被告らが自認していること、E新聞購読勧誘と拒否者への叱責、他の従業員の陳述書等を総合して認定。丙川の否認供述を排斥し、個々の行為の違法性判断の背景事情として繰り返し援用された。

■ 不法行為① 扇風機による風当て（原告A・B）

「嫌がらせの目的をもって、長期間にわたり執拗に原告A及び原告Bの身体に著しい不快感を与え続け…著しく大きな精神的苦痛を与えた」

平成19年12月～20年5月、数日おき・時期によってはほぼ連日、風向きを固定して直接当てた事実を認定。丙川の心臓疾患（たばこ臭の回避）を「考慮したとしても」不法行為に該当。組合文書に記載がない点も、報復をおそれた経緯を認めて排斥した。

■ 不法行為② 過剰な叱責・始末書/念書の強要（原告A・B）

「社会通念上許される業務上の指導を超えて、原告A・Bに過重な心理的負担を与えた」

原告A：弁明の機会なしの叱責＋「明日から来なくていい」等、雇用継続への著しい不安。原告B：7年以上前からの会社側の処理懈怠に起因する事柄で執拗に非難し、「自己の人格を否定するような文言」を謝罪文に加筆させ「多大な屈辱感」を与えたと認定。

■ 不法行為③ 暴行・配偶者への侮辱（原告C）

「何ら正当な理由もないまま、その場の怒りにまかせて原告Cの身体を殴打したものであるから、違法な暴行として不法行為に該当する」

「軽く叩いた」「足を組み替えた際に偶然当たった」との弁解を「通常考え難い」として排斥。「よくこんな奴と結婚したな」との発言も、反論できない立場に照らし不法行為と認定。

■ 対比 不法行為に該当しないとされた行為 — 違法・適法の分水嶺

- 債権回収方法の統一指示：事業部統合に伴い次長らと協議の上で行われ、全員が従っている → 「業務上の必要性和相当性が存在した」として正当な業務上の指示の範囲内
- 「寿司が食えない奴は水でも飲んでろ」発言：「言い方にやや穏当さを欠くところがあったとしても」食事の好みを揶揄する趣旨で、別の弁当も用意されていた → 社会通念上許容される範囲を逸脱しない

⇒ 業務上の必要性・相当性の有無、人格否定・雇用不安への言及の有無が違法性判断を分けている

③ 判決要旨（判示事項）

日本ファンド（パワハラ）事件 東京地判平成22年7月27日（平成21年（ワ）第11541号）労働判例1016号35頁

1 扇風機を用いて喫煙者であるX 1およびX 2に風を当てた上司Y 2の行為は、嫌がらせの目的をもって、長期間にわたり執拗にX 1およびX 2の身体に著しい不快感を与え続け、それを受忍することを余儀なくされたX 1およびX 2に対し、著しく大きな精神的苦痛を与えたものというべきであるから、不法行為に該当するとされた例

2 Y 2がX 1を一方的に非難するとともに、雇用を継続させないことがありうる旨を示唆することにより、X 1に今後の雇用に対する著しい不安を与えたり、X 3およびその配偶者に多大な屈辱感を与える行為は、部下に対し、著しく一方的かつ威圧的な言動をすることが常態となっており、Y 2の下で働く従業員にとっては、Y 2の言動に強い恐怖心や反発を抱きつつも、Y 2に退職を強要されるかもしれないことを恐れて、それを受忍することを余儀なくされていたという背景事情に照らせば、社会通念上許される業務上の指導を超えて、X 1およびX 3に過重な心理的負担を与えたものとして、不法行為に該当するとされた例

3 X 3の背中を強く殴打したり、左膝を蹴るなどしたY 2の行為は、何ら正当な理由もないまま、その場の怒りにまかせてX 3の身体を殴打したものであり、違法な暴行として不法行為に該当するとされた例

4 不法行為と認定されたY 2の行為は、同人が会社の部長として職務の執行中ないしその延長上における昼食時において行われたものであり、これらの行為は、同人のY 1社における職務執行行為そのものまたは行為の外形から判断して、あたかも職務の範囲内の行為に属するものに該当することは明らかであるから、Y 1社の事業の執行に際して行われたものと認められるとして、Y 1社の使用者責任が肯定された例

※X 1＝原告A、X 2＝原告B、X 3＝原告C、Y 1社＝被告日本ファンド(株)、Y 2＝被告丙川

【主文（要点）・認容額】

原告A：95万9982円（治療費5430円＋休業損害35万4552円＋慰謝料60万円） 原告B：40万円（慰謝料） 原告C：10万円（慰謝料）
いずれも被告らが連帯して支払（会社の使用者責任を肯定）。各訴状送達日の翌日から年5分の遅延損害金。その余の請求は棄却。

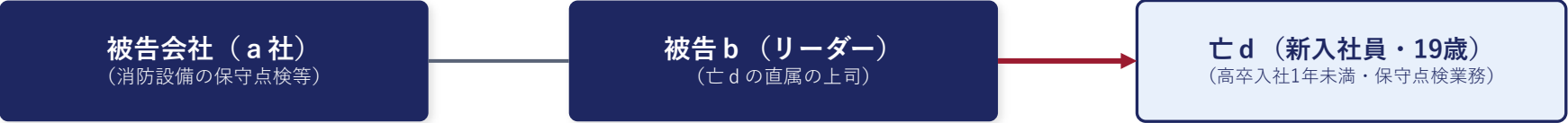
① 事案の概要

曙産業ほか事件 福井地判平成26年11月28日（平成24年（ワ）第402号）労働判例1110号34頁・労経速2237号3頁

【当事者の関係】

雇用・使用者責任(715条)肯定

人格否定の叱責（パワハラ）



被告c（メンテナンス部部长）：亡dの上司だが、不法行為責任は否定（請求棄却）

原告X：亡dの父（遺産分割協議により単独相続）。慰謝料・逸失利益等 計1億1121万8429円を請求

【時系列】（年はいずれも平成22年）

2月／4月1日	亡d、アルバイト勤務を経て高校卒業後に正社員として入社。メンテナンス部に配属され、消防設備・消火器等の保守点検業務に従事
7月～	消火栓・火災報知器の点検にも従事し、被告bの指導を受ける。「注意されたことは手帳に書きノートに写せ」との指導に従い、叱責内容の記録を開始。7月半ば、勤務中に母へ泣きながら「仕事をやめてもいいか」と電話
8月～9月	「サギと同じ、3万円を泥棒したのと同じ」（8/11）、「死んでしまえばいい」「辞めればいい」「もう直らないなら、この世から消えてしまえ」（9/11）等の発言が手帳・ノートに記録される
10月～秋	被告c（部長）に退職の意向を伝える。秋頃から自宅で笑顔が消え、帰宅後すぐ横になり食事もとらないことが多くなる
11月29日	ローブを購入し、遺書を作成（判決はこの時点で「中等うつ病エピソード」発症と推定）
12月6日	午前6時13分に会社からの不在着信、折り返し被告bと通話。その直後、自室で縊死（本件自殺）
平成25年5月29日	原告（父）に労災の遺族補償金366万0605円が支給される
平成24年～26年	原告提訴 → 平成26年11月28日判決（その後、名古屋高裁金沢支部平成27年9月16日・控訴審）

判決： 被告会社・被告bは連帯して原告に7261万2557円＋年5分の遅延損害金を支払え（一部認容）。被告cに対する請求は棄却

② ポイントとなった重要な事実認定

曙産業ほか事件 福井地判平成26年11月28日（平成24年（ワ）第402号）労働判例1110号34頁・労経速2237号3頁

■ 前提 亡dの手帳・ノートの記載の信用性（認定の決め手）

「上記手帳の記載内容は…この記載によると、dは被告bから次のような言葉又はこれに類する言葉を投げかけられたことが認められる」

①被告b自身が「注意したことは手帳に書きノートに写すように」指導したと自認、②判明する日付がすべて被告bと同行した業務日と一致、③受託業務料3万円等の客観的事実と符合 ⇒ 記載の信用性を肯定し、被告bの否認供述を排斥。

■ 不法行為 人格否定・威迫の発言＝「典型的なパワーハラスメント」

「これらの発言は、仕事上のミスに対する叱責の域を超えて、dの人格を否定し、威迫するものである。…典型的なパワーハラスメントといわざるを得ず、不法行為に当たる」

認定発言の例：「死んでしまえばいい」「辞めればいい」「サギと同じ、3万円を泥棒したのと同じ」「嘘をつくような奴に点検をまかせられるわけがない」等。経験豊かな上司から入社1年未満の社員への言動である点を重視。なお暴行の事実は証拠なしとして否定。

■ 因果関係 自殺との相当因果関係 — 新入社員の心理的負荷

「dは、高卒の新入社員であり、作業をするに当たっての緊張感や上司からの指導を受けた際の圧迫感とはりわけ大きいものがあるから、被告bの前記言動から受ける心理的負荷は極めて強度であった」

業務以外の心理的負荷を伴う出来事・既往症・性格の偏りはなく「きまじめな好青年」と認定。労基署長依頼の専門医意見（中等症うつ病エピソード発症→正常な認識・行為選択能力・抑制力が著しく阻害）を採用し、相当因果関係を肯定。

■ 会社の責任 使用者責任（民法715条1項）の肯定／反証の排斥

「外形上は、dの上司としての業務上の指導としてなされたものであるから、事業の執行についてなされた不法行為である」

被告bへの「監督について相当の注意をしていた等の事実」の立証なし → 免責を否定。睡眠時無呼吸症候群が原因との被告側主張は、根拠の医師意見書で医師自らが「推測でしかない」と認めており「医学的根拠に乏しい」として排斥。

■ 対比 部長（被告c）個人の不法行為責任は否定 — 管理職個人の責任の分水嶺

- ・ メンテナンス業務は「外注先での作業が大半を占める」ため、被告bの指導の実態を把握するのは困難／亡dが被告cにパワハラを訴えた事実は認められない
- ・ 部長としての役割は「作業現場の人員配置と作業日程の決定にとどまっていた」

⇒ 加害行為の認識可能性と権限の範囲が、上司個人（管理職）の責任の成否を分けている

③ 判決要旨（判示事項）

曙産業ほか事件 福井地判平成26年11月28日（平成24年（ワ）第402号）労働判例1110号34頁・労経速2237号3頁

- 1 自殺した亡Kに対する直属上司である被告Y2の発言が、仕事上のミスに対する叱責の域を超えて、Kの人格を否定し、威迫するものであり、これらの言葉が経験豊かな上司から入社後1年にも満たないKに対してなされたことを考えると典型的なパワハラといわざるを得ず、不法行為に当たるとされた例
- 2 メンテナンス業務が被告Y1社の構内での作業ではなく外注先での作業が大半を占めることからすると、B部の部長被告Y3が直属の上司であるY2のKへの指導の実態について把握するのは困難であり、KがY3に対しY2からパワハラを受けていることを訴えた事実は認められないこと、B部部長としての役割は作業現場の人員配置と作業日程の決定にとどまっていたこと等から、Y3の不法行為責任が否定された例
- 3 Y2のKに対する不法行為は、外形上は、Kの上司としての業務上の指導としてなされたものであるから、事業の執行についてなされた不法行為であり、Y1社がY2に対する監督について相当の注意をしていた等の事実は認められないことから、Y1社は原告Xに対し民法715条1項の責任を負うとされた例
- 4 Kは、高卒の新入社員であり、作業をするに当たっての緊張感や上司からの指導を受けた際の圧迫感とはりわけ大きいものであるから、Y2による人格を否定する言動を執拗に繰り返し受け続けてきた心理的負荷は極めて強度であり、この心理的負荷の内容や程度に照らせば、Y2の言動はKに精神障害を発症させるに足りるものであったと認められるとされた例
- 5 KはY2の言動を起因とする中等症うつ病エピソードを発症していたと推定され、正常な認識、行為選択能力および抑制力が著しく阻害された状態になり、本件自殺に至ったという労基署長依頼にかかる専門医の意見を採用すべきものであるとして、本件自殺とY2の不法行為との間の相当因果関係が認められた例
- 6 Kが閉塞性睡眠時無呼吸低呼吸症候群に罹患していたとのY1社らの主張について、その根拠とされる医師の意見書において同医師自らが推測でしかないと認めることから、医学的根拠に乏しいとして、否定された例

※K＝亡d（新入社員）、Y1社＝被告会社（a社）、Y2＝被告b（リーダー）、Y3＝被告c（B部＝メンテナンス部部长）、X＝原告（亡dの父）

※控訴審：名古屋高裁金沢支部平成27年9月16日判決（平成27年（ネ）第10号）は控訴棄却により第一審判決を維持。本レジュメは第一審判決に基づく。

【主文（要点）・認容額】

被告会社・被告b：連帯して7261万2557円（逸失利益4727万3162円－遺族補償金充当366万0605円＋死亡慰謝料2300万円＋弁護士費用600万円）
＋自殺日（平成22年12月6日）から年5分の遅延損害金（不真正連帯債務）。被告cに対する請求およびその余の請求は棄却。

① 事案の概要

トヨタ自動車ほか事件 名古屋地判平成20年10月30日（平成18年（ワ）第1736号）労働判例978号16頁・労経速2024号3頁

【当事者の関係】

雇用契約（付随義務としての安全配慮義務）

長期出張（H11.8～H12.8）・指揮命令



争点：共同開発（コモンレール式エンジン）への長期出張中に発症した第1回うつと、復職・寛解後の第2回うつにつき、雇用主 Y 1 と出張先 Y 2 それぞれの安全配慮義務違反の成否・因果関係・損害額（原告の請求額1883万3693円）

【時系列】

昭和60年4月	原告、専門学校卒業後に被告 Y 1 へ入社。燃料噴射装置の設計・開発に約14年従事し、能力を評価される（平成8年に係長補佐格）
平成11年8月	被告 Y 2 へ長期出張（～平成12年8月）。コモンレール式エンジンの不具合対策等に従事。時間外労働は月60～72時間に増え、通勤も往復約2時間に
平成11年11月15日	会議で C 主査（Y 2）が「もう Y 1 に帰っていいよ。使い物にならない人はうちはいらなから」と発言 → 原告は2日間欠勤。Y 1 の L 部長が最大3か月での帰任を約束
平成11年12月	B 主担当員（Y 2）に「現在の負荷では、私一人では対応できません」と訴えるも、「やれるだけやって」等と言われ配慮なし
平成12年2月～4月	時間外労働が月80時間超に。4月上旬、帰任約束に反して長期出張の延長を告げられる。この頃、第1回うつ（うつ病エピソード）を発症
平成12年6月～10月	「うつ状態」と診断され業務上の配慮を要請。8月30日から約2か月の休職（第1回）を経て10月30日に復職、平成13年1月に寛解
平成14年5月～8月	業務変更（共同開発車のエンジン設計・制御仕様書作成等）。7月頃、第2回うつ（反復性うつ病性障害）を発症し、8月28日～平成15年2月28日の間休職（第2回）
平成18年～20年	原告提訴 → 平成20年10月30日判決

判決：第1回うつについてのみ両被告の安全配慮義務違反を肯定し、素因減額（3割）のうえ、被告らは各自150万5328円＋年5分を支払え（一部認容）

② ポイントとなった重要な事実認定・判断

トヨタ自動車ほか事件 名古屋地判平成20年10月30日（平成18年（ワ）第1736号）労働判例978号16頁・労経速2024号3頁

■ 規範 「客観的過重労働」に至らない場合の安全配慮義務

「それに至らない程度の過重な業務に従事させている労働者がそのまま業務に従事させれば心身の健康を損なうことが具体的に予見されるような場合には、その危険を回避すべく、その負担を軽減するなどの業務上の配慮を行うべき義務がある」

出張先 Y 2 にも、指揮命令下で施設・器具を使用させていた以上、信義則上の安全配慮義務を肯定した（労働時間管理等が Y 1 で行われていたことは結論を左右しない）。「ストレス－脆弱性」理論を採用し、労災認定基準と民事の相当因果関係は同一である必要はないと判示。

■ 事実認定 叱責・帰任約束の認定 — 供述の一貫性による判断

「X 1 さん、もう Y 1 に帰っていいよ。使い物にならない人はうちはいらなから」との発言を認定 — 「その表現は過酷でパワーハラスメントと評価されても仕方のないもの」

C 主査側の否認は「具体的に何と言ったかははっきり覚えていない」等に照らし排斥。原告供述は労災申請時から一貫し信用性が高いと評価（3か月での帰任約束・出張延長への抗議も同様に認定）。ただし日常的なパワハラや、叱責が第1回うつ発症に直接寄与したことは否定。

■ 因果・予見 第1回うつ — 共働原因による相当因果関係と予見可能性

「業務上の過重負荷が第1回うつ発症等に相当程度の寄与をしており、原告の性格等と共働原因となってこれを招来したというべきであるから、相当因果関係も認められる」

月60～80時間超の残業＋通勤約2時間は「個体側の要因と相まってその危険を招来する程度」と評価。叱責直後に2日間欠勤した「異常な事態」等から精神的脆弱性を認識し得たとして、Y 2（負荷の訴えへの不配慮）・Y 1（帰任約束の不履行と出張延長）双方の義務違反を肯定。

■ 否定 第2回うつ — 両被告とも責任否定

「前記程度の業務内容の変化や負担の増加でごく短期間のうちに原告の心身の健康に障害が生じるおそれがあると予見することは困難」

Y 2：出張終了後は直接の指揮命令がなく、業務分担は Y 1 内部の問題 → 安全配慮義務自体を否定。Y 1：復職後約1年半は長時間労働を含め問題なく勤務し、業務変更から発症まで約2か月と急激な経過 → 予見可能性を否定（再発報告後は負担軽減も実施）。

■ 損害論 有給休暇分の休業損害の肯定と素因減額3割

- ・ 有給休暇23日分の休業損害45万0468円を肯定（「他の時季に年次有給休暇を取得する機会を奪われた」）。積立制の「やすらぎ休暇」分と昇給差額の逸失利益は否定。慰謝料は150万円
 - ・ 性格に基づく業務遂行態度が「通常想定される範囲をいささか外れる」として民法722条類推により3割の素因減額 → 弁護士費用14万円を加え認容額150万5328円
- ⇒ 労働者の脆弱性は、予見可能性を基礎づける事情にも、素因減額の事由にも双方向に働いている

③ 判決要旨（判示事項）

トヨタ自動車ほか事件 名古屋地判平成20年10月30日（平成18年（ワ）第1736号）労働判例978号16頁・労経速2024号3頁

1

被告Y 1社に勤務し、同Y 2社に長期出張中にうつ病を発症し、休職・復帰後にいったんは寛解したものの再発し、再び休職した原告Xにつき、Yらの負うべき安全配慮義務の具体的な内容は、当該労働者の置かれた具体的な状況に応じて決定されるべきものであるから、通常であれば、YらにはXの業務が、社会通念上、客観的にみて平均的労働者をして精神障害等の疾患を発生させるような過重なもの（以下、「客観的過重労働」）にならないように注意すれば足りるとしても、それに至らない程度の過重な業務に従事させている労働者についても、そのまま業務に従事させれば心身の健康を損なうことが具体的に予見されるような場合には、その危険を回避すべく業務上の配慮を行うべき義務があり、これを怠れば同義務の不履行となるとされた例

2

本件事実経過によれば、Yらは、Xが平均的な社員よりも精神的に脆弱であったこと、またXは執着性格等と分類される性格傾向から客観的な業務内容よりも負担が過重なものになりやすかったところ、Xにとって業務が過重になっていて、業務負担を軽減しなければ、Xが第1回うつを発症し、これが悪化して休職に至るおそれがあることを予見できたといえることとされた例

3

YらがXに行かせた業務遂行ないし負担軽減措置をとらなかったこととXの第1回うつ発症・悪化との間には条件関係が認められ、業務の過重負荷が当該発症等に相当程度寄与し、Xの性格等と共働原因となってこれを招来したといえるから、相当因果関係も認められるとされた例

4

Yらは、第2回うつ発症および休職についてXの被った損害を賠償すべき義務を負うことはないが、第1回うつ発症および休職についてXの被った損害については、これを賠償すべき義務を負うというべきであるとして、Yらの安全配慮義務違反を認め、休業損害45万5千円、慰謝料150万円を相当としたものの、素因減額として公平の見地から3割の減額をするのが相当とされた例

※X＝原告（Y 1従業員）、Y 1社＝被告Y 1（自動車部品メーカー・雇用主）、Y 2社＝被告Y 2（自動車メーカー・長期出張の受入先）、Yら＝被告両社

【主文（要点）・認容額】

被告らは各自150万5328円を支払え：（休業損害45万0468円〔有給休暇23日分〕＋慰謝料150万円）×0.7〔素因減額3割〕＋弁護士費用14万円＋訴状送達日の翌日（平成18年5月19日）から年5分の遅延損害金。その余の請求（逸失利益・第2回うつ関係等）は棄却。

① 事案の概要

三井住友海上火災保険上司事件 東京高判平成17年4月20日（平成16年（ネ）第6245号）労働判例914号82頁

【当事者の関係】

本件メール送信（本人＋同僚十数名宛て・赤文字/大ポイント）

被控訴人（一審被告）

本件 S C 所長・控訴人の上司（第一次人事考課査定者）

控訴人（一審原告）

A 社エリア総合職・課長代理（保険支払事務担当）

請求：「意欲がない、やる気がないなら、会社を辞めるべきだと思います」等のメール送信が名誉毀損またはパワーハラスメントに当たるとして、上司個人に慰謝料100万円＋遅延損害金を請求（勤務先 A 社は被告とされていない）

【時系列】

昭和50年4月	控訴人、A 社（当時 B 保険）に総合職として入社
平成10年7月	希望によりエリア総合職に転換（給与は約3分の2に）
平成13年10月～	本件 S C（損害サービスセンター）で難易度の低い傷害保険業務のみの担当となり不満。平成13・14年度の人事考課はいずれも下位の C 評定
平成14年12月10日	当月の処理件数が1件であったことから、ユニットリーダー D が控訴人を叱咤激励（その後も処理状況は上がらず）
平成14年12月18日	D が「甲野 K D もっと出力を」と題するメールをユニット全員と所長に送信。同日、被控訴人（所長）がこれに返信する形で、本件メールを控訴人と同僚十数名に送信（当該部分は赤文字・大きなポイント）
平成15年12月	控訴人、上司個人を被告として東京地裁に提訴（訴状送達日の翌日＝12月12日が遅延損害金の起算日）
平成16年12月1日	一審判決（東京地裁）＝請求棄却 → 控訴人が控訴
平成17年4月20日	控訴審判決（本判決）＝原判決を変更し、慰謝料5万円を認容

判決： 原判決を変更。被控訴人は控訴人に5万円＋年5分（平成15年12月12日から）を支払え。その余の請求は棄却（訴訟費用は20分の19が控訴人負担）

② ポイントとなった重要な事実認定・判断

三井住友海上火災保険上司事件 東京高判平成17年4月20日（平成16年（ネ）第6245号）労働判例914号82頁

■ 前提 本件メールの内容と送信態様

「意欲がない、やる気がないなら、会社を辞めるべきだと思います。当ＳＣにとっても、会社にとっても損失そのものです。あなたの給料で業務職が何人雇えると思いますか。…これ以上、当ＳＣに迷惑をかけないで下さい。」

上記部分を赤字・大きなポイントで記載し、本人だけでなく同じユニットの従業員十数名に送信。背景には、控訴人の処理件数の低迷（10月6件・11月12件。途中入社2年目の専任職Ｃは月26～31件）と、未払保険事故件数削減の取組（ＤＯキャリアアウト）があった。

■ 不法行為 目的が正当でも、表現が許容限度を超えれば違法

「上記送信目的が正当であったとしても、その表現において許容限度を超え、著しく相当性を欠くものであって、控訴人に対する不法行為を構成する」

「退職勧告とも、会社にとって不必要な人間であるとも受け取られるおそれのある表現」が職場の同僚十数名にも送信された点、「人の気持ちを逆撫でする侮辱的言辞」である点、赤字・大ポイントという強調態様を重視。「指導・叱咤激励の表現として許容される限度を逸脱した」として上司の弁解を排斥。

■ 否定 パワーハラスメントの「意図」は否定

「その目的は、控訴人の地位に見合った処理件数に到達するよう控訴人を叱咤督促する趣旨であることがうかがえ、その目的は是認することができるのであって、被控訴人にパワーハラスメントの意図があったとまでは認められない」

裁判所は、送信の「目的」（指導・叱咤督促として正当）と「表現・態様」（許容限度超過）を切り分け、前者を理由にパワハラ構成は退けつつ、後者を理由に名誉毀損の不法行為を認めた。

■ 損害 慰謝料5万円 — 低額にとどまった理由

「本件メール送信の目的、表現方法、送信範囲等を総合すると、被控訴人の本件不法行為（名誉毀損行為）による控訴人の精神的苦痛を慰謝するための金額としては、5万円をもってすることが相当」

目的の正当性が慰謝料額を抑える方向に考慮された一方、表現方法と送信範囲（十数名への公開）が違法性・損害を基礎づけた。認容額は請求額100万円の5%にとどまり、訴訟費用も大半（20分の19）が控訴人負担とされた。

■ 対比 一審（請求棄却）と控訴審（一部認容）の分かれ目 — メール指導の実務への示唆

- ・ 一審（東京地判平成16年12月1日）は請求を棄却したが、控訴審は表現の相当性の欠如を理由に不法行為の成立を肯定して原判決を変更
- ・ 目的の正当性は違法性を阻却せず、①表現内容（退職勧告・人格否定と受け取られる文言）、②送信範囲（同僚十数名への公開）、③強調態様（赤字・大ポイント）が違法性判断を左右

⇒ メールによる叱責は記録性・伝播性が高く、「誰に」「どのような表現で」送るかが適法・違法の分水嶺となる

③ 判決要旨（判示事項）

三井住友海上火災保険上司事件 東京高判平成17年4月20日（平成16年（ネ）第6245号）労働判例914号82頁

1

被控訴人上司が、控訴人および職場の同僚十数名に送信した「意欲がない、やる気がないなら、会社を辞めるべき・・・」等の本件メールの内容が、侮辱的言辞と受け取られても仕方のない、控訴人の名誉感情をいたずらに毀損するもので、控訴人を指導・叱咤督促しようとの送信目的が相当であったとしても、その表現において許容限度を超え、著しく相当性を欠くもので、不法行為を構成するとされた例

2

本件メール送信につき、その目的は是認できるとして、いわゆるパワーハラスメントの意図があったとはいえないとされた例

3

控訴人（一審原審）の請求を棄却した一審判断が変更され、本件メールの送信目的、表現方法、送信範囲などを総合すると、名誉毀損による慰謝料額は5万円が相当された例

※控訴人＝一審原告（A社エリア総合職・課長代理）、被控訴人＝一審被告（本件S C所長・控訴人の上司）

※一審：東京地判平成16年12月1日（平成15年（ワ）第28020号）＝請求棄却（本判決により変更）

※上告審：最高裁第一小法廷平成17年9月20日（平成17年（受）第1421号・上告受理申立て事件）がある。本レジュメは控訴審判決に基づく。

【主文（要点）・認容額】

原判決を変更する。被控訴人は、控訴人に対し、5万円及びこれに対する平成15年12月12日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

控訴人のその余の請求は棄却。訴訟費用は第1・2審を通じて20分し、その1を被控訴人、その余を控訴人の負担とする。

① 事案の概要

前田道路事件 高松高判平成21年4月23日（平成20年（ネ）第258号）判時2067号52頁・労判990号134頁 / 一審：松山地判平成20年7月1日（平成18年（ワ）第101号）労判968号37頁

【当事者の関係】



一審原告：亡 A の妻 X 1 ・子 X 2 （相続人）。上司の過剰なノルマ達成の強要・執拗な叱責によりうつ病を発症し自殺したとして、主的に不法行為（民法715条）、予備的に安全配慮義務違反に基づき、X 1 につき7316万4397円・X 2 につき7206万4397円＋遅延損害金を請求

【時系列】

昭和61年～平成15年4月	亡 A、Y 社に入社し土木担当・副所長等を歴任。平成15年4月、東予営業所長に就任（平成15年の給与収入約1009万円）
平成15年5月頃～	就任1か月後から、部下に指示して不正経理（架空受注・架空出来高・原価未計上・原価移動）を開始・継続
平成15年6月～16年初め	支店工務部長が架空出来高に気付き是正を指示 → 是正されないまま、A は「是正した」と虚偽報告
平成16年7月2日	四国支店に呼ばれ、約1800万円の架空出来高を報告。上司らが注意し、解消計画による是正を指導
平成16年8月中旬～	毎朝の工事日報の報告を指示され、電話で叱責を受けることも。部下から見て明らかに落ち込んだ様子を見せる
平成16年9月10日	業績検討会。「達成もできない返済計画を作っても業績検討会などにはならない」「会社を辞めれば済むと思っているかもしれないが、辞めても楽にはならないぞ」等の叱責
平成16年9月13日	営業所敷地内で自殺。遺書「怒られるのも言い訳するのにつかれました…」。死後の調査で架空出来高計2860万2000円・原価未計上1425万6000円が判明
平成17年～18年	新居浜労基署長が業務上の災害と認定（平成17年10月27日）。平成18年、遺族が提訴
平成20年7月1日	一審判決（松山地裁）＝一部認容（X 1 に522万6923円・X 2 に2602万3923円。過失相殺6割）→ 双方控訴
平成21年4月23日	控訴審判決（本判決・高松高裁）＝一審の被告敗訴部分を取り消し、請求をいずれも棄却

判決（高裁）：上司らの叱責等は「正当な業務の範囲内」で違法性なし。安全配慮義務違反・予見可能性も否定 → 請求全部棄却（会社側逆転勝訴）

②-1 ポイントとなった重要な事実認定・判断（高松高裁）

前田道路事件 高松高判平成21年4月23日（平成20年（ネ）第258号）判時2067号52頁・労判990号134頁 / 一審：松山地判平成20年7月1日（平成18年（ワ）第101号）労判968号37頁

■ 前提 不正経理の規模と是正指示の経過（違法性判断の基礎）

所長就任1か月後から不正経理を開始し、平成15年6月の是正指示後も1年以上は正せず「是正した」と虚偽報告。死後調査で架空出来高計2860万2000円等が判明（約4300万円の赤字処理）。

「翌月に解消することが到底不可能な恒常的な不正経理であることは明らか」他の社員の「出来高ふかし」は100～200万円程度・翌月解消型であり質的に異なると認定し、「Aのみが特異な方法で経理操作を行っていたものではない」との遺族側主張を排斥。

■ 適法 叱責等は「なすべき正当な業務の範囲内」

「是正を図るように指示がされたにもかかわらず、それから1年以上が経過した時点においてもその是正がされていなかったこと…などを考慮に入れると、…ある程度の厳しい改善指導をすることは、Aの上司らのなすべき正当な業務の範囲内にあるものというべきであり、社会通念上許容される業務上の指導の範囲を超えるものと評価することはできない」

日報報告時に「落ち込んだ様子を見せるほどの強い叱責」があった事実自体は認めつつ、指導の必要性・経緯に照らして違法性を否定。

■ 否定 安全配慮義務違反の主張①～⑥をすべて排斥

①長時間労働：直近6か月の時間外は月63.9～74.2時間で「恒常的に著しく長時間…とまでは認められない」。通勤往復約2時間は自宅購入によるA自身の事情

③支援の欠如：人員補強の要請の事実なし。部下の異動はAが事前了解

⑥メンタルヘルス対策：管理者研修（平成16年5月）を実施済みで「何ら執られていないということはいくつかできない」

②④⑤（強要・叱責）：過剰なノルマの達成等の強要や、社会通念上正当と認められる職務上の業務命令の限度を著しく超えた執拗な叱責を行ったと認めることはできない。

■ 予見可能性 発症・自殺の予見可能性の否定

「架空出来高の計上の解消を求めることによりAが強度の心理的負荷を受け、精神的疾患を発症するなどして自殺に至るということについては、Aの上司らに予見可能性はなかったというほかない」

部下下にも精神疾患・自殺の可能性を感じた者はいなかったと認定。約1800万円の解消目標は「必ずしも達成が容易な目標ではなかった」が「不可能を強いるもの」と評価。

⇒ **判断枠組み**：労働者側の非違行為（不正経理）を原因とする指導の場面では、指導の必要性・原因の帰責性・是正の懈怠を考慮して「業務上の指導の範囲」が広めに解される。不法行為・安全配慮義務違反がいずれも否定されたため、うつ病罹患・因果関係の争点は判断されていない。

②-2 一審（松山地裁・会社敗訴）との対比

前田道路事件 高松高判平成21年4月23日（平成20年（ネ）第258号）判時2067号52頁・労判990号134頁 / 一審：松山地判平成20年7月1日（平成18年（ワ）第101号）労判968号37頁

争点	一審：松山地判平成20年7月1日（一部認容）	控訴審：高松高判平成21年4月23日（請求棄却）
叱責等の違法性	落ち込んだ様子を見せるまでの叱責や「会社を辞めれば済むと思っているかもしれないが、辞めても楽にはならない」との発言は「社会通念上許される業務上の指導の範疇を超える」→ 不法行為として違法	是正指示後1年以上の懈怠・日報不作成等を考慮すれば「ある程度の厳しい改善指導」は「なすべき正当な業務の範囲内」→ 違法性なし（一審判断を否定）
目標値の評価	約1800万円の架空出来高解消を踏まえた目標値は、営業環境に照らし「達成困難なものであったというほかな」い	「必ずしも達成が容易な目標であったとはいいい難い」が、業績環境にかんがみると「不可能を強いるものということとはできない」
うつ病・因果関係	金澤意見等により遅くとも自殺直前にはうつ病に罹患と推認。遺書の内容・業績検討会との時間的近接から、叱責・注意と死亡との相当因果関係を肯定	違法性・安全配慮義務違反が否定されたため、「その余の争点について判断するまでもなく」として判断せず
予見可能性	範疇を超える叱責の反復、辞めても楽にならない旨の発言、実情を調査しないまま効果的でない是正策を厳しく求めたこと等から、自殺の予見可能性を肯定	部下らも異変を認識せず、解消目標も不可能を強いるものでない→ 発症・自殺の予見可能性を否定
結論・損害	損害合計1億2201万余円を認定のうえ、不正経理とその隠匿を考慮して過失相殺6割。損益相殺（葬祭料・遺族補償年金前払一時金）を経て、X 1に522万6923円・X 2に2602万3923円を認容	被告敗訴部分を取り消し、請求をいずれも棄却（訴訟費用は第1・2審とも一審原告ら負担）

■ 対比のポイント

同一の叱責・発言の事実を前提としながら、地裁は「叱責の態様・結果」に、高裁は「指導の必要性と原因の帰責性（本人の不正経理と是正の懈怠）」に重点を置いて評価が逆転した。パワハラ該当性の判断では、指導に至る経緯・労働者側の問題行動の有無が決定的に働き得ることを示す事例。

③ 判決要旨（高松高裁・判示事項）

前田道路事件 高松高判平成21年4月23日（平成20年（ネ）第258号）判時2067号52頁・労判990号134頁 / 一審：松山地判平成20年7月1日（平成18年（ワ）第101号）労判968号37頁

1 平成15年4月の営業所長就任直後から、業績に関する虚偽報告を行うための「不正経理」を開始・継続し、平成16年9月13日に自殺したKにつき、一審被告Y社の安全配慮義務違反を認めてKの遺族ら（一審原告）の損害賠償請求を一部認容した一審判断が取り消された例

2 架空出来高の計上等につき、上司らの是正指示から1年以上が経過した時点においても正されていなかったことなどを考慮すれば、上司らがKに対し、不正経理の解消や工事日報の作成についてある程度厳しい改善指導をすることは、上司らのなすべき正当な業務の範囲内にあるものといえ、社会通念上許容される業務上の指導の範囲を超えるものとは評価できず、上司らの叱責等を違法ということはできないとして、これを不法行為に当たるとした一審判断が否定された例

3 Y社の安全配慮義務違反を基礎づける事実として一審原告が主張する、①恒常的な長時間労働、②計画目標の達成の強要、③有能な人材の配置などの支援の欠如、④叱責および架空出来高の改善命令、⑤業績検討会等における叱責等の事実がいずれも採用できないとされ、さらに、二審主張の、⑥メンタルヘルス対策の欠如につき、Y社において当該対策が何らとられていなかったとはいえず、またKの本件発症・自殺につきKの上司らには予見可能性がなかったとして、Y社の安全配慮義務違反が否定された例

※K＝亡A（東予営業所長）、Y社＝一審被告（土木建築工事請負会社）、一審原告＝亡Aの妻X1・子X2

※一審：松山地判平成20年7月1日（平成18年（ワ）第101号）＝一部認容（X1に522万6923円・X2に2602万3923円）→本判決により被告敗訴部分が取り消され、請求棄却（会社側逆転勝訴）。

【主文（要点）】

原判決中、1審被告の敗訴部分を取り消す。同部分に係る1審原告らの請求をいずれも棄却する。1審原告らの控訴をいずれも棄却する。
訴訟費用は、第1・2審とも1審原告らの負担とする。

① 事案の概要

富士通京都支店職場いじめ事件 大阪地判平成22年6月23日（平成20年（行ウ）第144号 療養補償給付不支給処分取消請求事件）労働判例1019号75頁・労経速2086号3頁

【当事者の関係】

いじめ・いやがらせ（集团的・長期間・陰湿。会社は防止措置をとらず）



請求：原告が原処分庁（京都下労働基準監督署長）に労災保険法に基づく療養補償給付を請求したところ不支給処分。審査請求・再審査請求の棄却を経て、処分の取消しを求めて大阪地裁に提訴（行政訴訟）

【時系列】

昭62.4	原告、大学卒業後に訴外会社へ入社（平成10.11 役職改定により6級Ⅱ・課長補佐職に。同僚女性は4級中心で、給与には1.5倍以上の格差）
H12.6頃～	同僚女性社員らによる非難・悪口等のいじめが始まる【2事象】（背景に「ねたみ・逆恨み」の感情）
H13.6	会議受付支援での悪口・いやがらせ【4事象】／J課長による飛び蹴り・殴るまね（部長の面前でも注意なし）【3事象】
H14.6	「ケーキにつられて仕事をする女」との噂の流布・拡大【6事象】
H14年後半	I Pメッセージで原告への陰口が氾濫。失敗談の直後にメッセージ授受・目配せ・冷笑【7事象】
H14.11	22日 ファミリー会受付でCが面前で悪口【10事象】→ 堪えられず25日から休職（11.26 京大病院「自律神経失調症」、12.17 高木医院「不安障害、うつ状態」と診断、以後通院継続）
H17年	6.23 休職期間満了により解雇／9月・11月 原処分庁に療養補償給付を請求
H18.5.9	不支給処分（本件処分）→ 審査請求（H18.10.20 棄却）・再審査請求（H20.3.14 棄却）
H20～22	H20.8.7 大阪地裁に取消訴訟を提起 → H22.6.23 本判決（処分取消し）

判決：京都下労働基準監督署長が平成18年5月9日付けで原告に対してした労災保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消す（訴訟費用は被告の負担）＝業務起因性を肯定・原告勝訴

② ポイントとなった重要な事実認定・判断

富士通京都支店職場いじめ事件 大阪地判平成22年6月23日（平成20年（行ウ）第144号 療養補償給付不支給処分取消請求事件）労働判例1019号75頁・労経速2086号3頁

■ 前提 いじめの存在の認定 — 間接事実の積上げ

「（2～4・6～10の各事象の）ようないじめやいやがらせは存在したこと、また、同女性社員らによる原告に対するいじめやいやがらせは他の人が余り気づかないような陰湿な態様でなされていたこと…が推認される」

休職前にO・P・N課長へ具体的事象を挙げて複数回相談（Oは一部を自ら体験）、休職直後から医師・カウンセラーへ一貫して申告、新任支社長の挨拶での言及等を積み上げて認定。加害者らの否認供述は「にわかに採用しがたい」と排斥。

■ 心理的負荷 「常軌を逸した悪質なひどいいじめ」＝強度

「その陰湿さ及び執拗さの程度において、常軌を逸した悪質なひどいいじめ、いやがらせともいうべきものであって、それによって原告が受けた心理的負荷の程度は強度であるといわざるをえない」

集団でなされ、かなりの長期間継続し、態様ははなはだ陰湿である点を重視。会社の上司らは一部に気づきながら対応せず、相談後も防止策・支援策を講じず、原告の失望感を深めたと指摘（会社の不作為も発症要因に位置づけ）。

■ 対象疾病 被告主張「適応障害」の排斥

「（適応障害であったとすると）原告の症状は休職をして職場を離れることにより軽快するはずであるが、そのような状況ではなく、かえって…強い不安症状と抑うつ状態が持続している」

ICD-10上、適応障害は「症状の持続は6ヶ月を超えない」ところ、原告の症状は6か月超継続。主治医の一貫した診断どおり「不安障害、抑うつ状態」と認定し、発症前おおむね6か月間に限らず平成12年以降のいじめ全体を評価対象とした。

■ 個体側要因 脆弱性・業務外の心理的負荷の否定

「ストレス耐性も人より高く」（ロールシャッハテスト）「原告は、その性格が脆弱とまで判断することができず、かえって、そのようなことがなかったことが窺われる」

神経性胃炎（受験期）や過呼吸の既往は「通常ありうべきこと」で脆弱性を基礎づけない。休職前に診断された乳腺疾患も良性と推認され強い心理的負荷とはいえず、業務外の確たる発症因子を否定 → 業務による心理的負荷が発症原因。

■ 業務起因性 相当因果関係を肯定 — 判断指針（基発544号）は裁判所を拘束しない

「ストレスー脆弱性」理論を踏まえ、業務内外の心理的負荷と個体側の反応性・脆弱性を総合考慮し、業務による心理的負荷が社会通念上・客観的にみて精神障害を発症させる程度に過重かで判断。判断指針は「一応の合理性」を有するが、行政内部の統一処理のための基準にすぎず裁判所を拘束しない。

なお判断指針によっても、心理的負荷「Ⅲ」＋会社の対応欠如（「相当程度過重」）で総合評価「強」となり業務起因性が肯定されると付言 ⇒ いじめ事案では会社の対応（防止措置の有無）自体が心理的負荷の評価を左右する。

③ 判決要旨（判示事項）

富士通京都支店職場いじめ事件 大阪地判平成22年6月23日（平成20年（行ウ）第144号 療養補償給付不支給処分取消請求事件）労働判例1019号75頁・労経速2086号3頁

1 労働者に発症した精神障害について業務起因性が認められるためには、社会通念上、当該疾病が業務に内在または随伴する危険の現実化したものと認められる関係（相当因果関係）の存在が必要であり、これが認められるための要件は「ストレス－脆弱性」理論を踏まえると、ストレス（業務による心理的負荷と業務以外の心理的負荷）と個体側の反応性、脆弱性を総合考慮し、業務による心理的負荷が社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重であるといえることが必要とされた例

2 平成11年9月14日労働省労働基準局長通達（基発544号）「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」は、内容に一応の合理性が認められるものの、その設定趣旨および内容を踏まえると、裁判所の労働者に発症ないし増悪した疾病と業務との間の相当因果関係（同疾病などとの業務起因性）に関する判断を拘束するものではないとされた例

3 本件疾病と業務との間で相当因果関係が認められるか否かを判断するに当たっては、本件疾病発症前の業務の内容および業務外の生活状況ならびにこれらによる心理的負荷の有無および程度、さらにはX側の反応性および脆弱性を総合的に検討し、社会通念を踏まえて判断するのが相当とされた例

4 Xの発症した精神疾患は、会社の同僚等の職務に伴ういじめとそれに対する適切な措置がとられず業務に起因するものであるとのX主張が認められ、Y労基署長による療養補償給付不支給処分が取り消された例

※X＝原告（訴外会社A社の労働者・6級課長補佐職）、Y労基署長＝京都下労働基準監督署長（原処分庁。取消訴訟の被告は国）

※判示事項の引用は労働判例1019号75頁の表記による。本レジュメは第一審（大阪地裁）判決に基づく。

【主文（原文のまま）】

- 1 京都下労働基準監督署長が、平成18年5月9日付けで原告に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

① 事案の概要

三洋電機 C E 事件（三洋電機コンシューマエレクトロニクス事件） 広島高松江支判平成21年5月22日（平成20年（ネ）第66号・第109号 損害賠償等請求控訴・同附帯控訴事件）労働判例987号29頁

【当事者の関係】

大声での叱責（本件面談）・覚書への署名要求・規程精読指示・清掃会社への出向命令



請求： 上記各行為が不法行為（一審はパワーハラスメント構成）に当たるとして、担当者ら（民法709条）と会社（民法715条・使用者責任）に連帯して慰謝料300万円（当審。原審請求は800万円）等を請求。一部認容の一審判決に対し会社側が控訴、被控訴人が附帯控訴

【時系列】

昭51.4	被控訴人、控訴人会社に入社（昭58.11 出産を機に退職 → 昭59.6 契約期間1年の「準社員」として再就職。平4.12以降「新準社員」）
平16頃～	フォトニクス部門の業績悪化で余剰人員が発生。生産応援・異動のほか、希望退職を支援する「転進支援制度」を実施
平17.10～	被控訴人、マルチメディア部門へ生産応援（携帯電話製造。平18.6末で生産終了予定）
平18.5.10	女子ロッカールームで同僚 G への中傷発言（「会社のお金を何億も使い込んで飛ばされた」）。G が翌日涙ながらに相談。5.18・22の面談で被控訴人は発言を否定
平18.6.16	朝、被控訴人が M 取締役へ直接電話（サンプル不正出荷の指摘・県外出向の強要・「ドスで刺す」発言等）→ 同日夕、人事課会議室で本件面談。Y 1 が大声で叱責（被控訴人は秘密録音）
平18.6.21	契約更新の際、「即時懲戒解雇も有り得る」等と記載した覚書への署名押印を要求（被控訴人は署名。7.11付けの同趣旨の覚書は拒否）
平18.7月	3～10日 待機期間中、会議室で社内規程類の精読を指示／11日 清掃会社 E へ出向発令、独身寮の清掃業務へ（労働条件の変更なし）
平19年	5月 人事評価「C」（三次評価者が出向先支店長の一次評価コメントの訂正を要求）→ 6.21以降の基本給を14万7900円に減給
平20～21	一審・鳥取地裁＝控訴人らに連帯して慰謝料300万円の支払を命令 → 控訴・附帯控訴 → 平21.5.22 本判決（10万円に変更。平21.6.16 更正決定）

判決： 原判決を変更。控訴人会社と Y 1（面談で叱責した人事担当者）は連帯して慰謝料10万円＋年5分（平成19年6月21日から）を支払え。その余の請求・附帯控訴は棄却（一審認容額300万円 → 10万円に大幅減額）

② ポイントとなった重要な事実認定・判断

三洋電機C E事件（三洋電機コンシューマエレクトロニクス事件） 広島高松江支判平成21年5月22日（平成20年（ネ）第66号・第109号 損害賠償等請求控訴・同附帯控訴事件）労働判例987号29頁

■ 前提 本件面談の目的自体は正当

「企業の人事担当者が問題行動を起こした従業員に対する適切な注意、指導のために行った面談であって、その目的は正当であるといえる」

前提として、①同僚Gへの中傷発言（直接聞いた従業員2名の証言、被控訴人自身の供述、新聞記事等から認定。否認供述は排斥）、②労使協議を経た県外出向策について取締役へ直接電話し脅迫的言辞で妨害・中止させようとした行為、という被控訴人の問題行動を認定。

■ 不法行為 大声・人格否定的な叱責は許容範囲を超え違法

「大きな声を出し、被控訴人の人間性を否定するような不相当な表現を用いて被控訴人を叱責した点については、従業員に対する注意、指導として社会通念上許容される範囲を超えているものであり、被控訴人に対する不法行為を構成する」

「全体の秩序を乱すような者は要らん。うちは。」「あなたがやっていることは犯罪なんだぞ」等の発言（被控訴人の秘密録音により認定）。目的の正当性は表現・態様の違法性を阻却しない。会社も使用者責任（民法715条）を負う。

■ 否定 覚書・精読指示・出向・C評価はいずれも適法

「（規程精読の指示は）出向直前の待機期間における指導の一環として行ったものであり、懲罰の意図あるいは退職を促す意図に基づくものとまでは認め難く、社会通念に照らして相当な措置」

覚書＝記載内容は就業規則に照らし不当とはいえず裁量の範囲内／出向＝希望勤務時間に沿う就労先確保が目的で労働条件の変更なし＝人事施策の裁量内／C評価＝労使協定の基準・3段階評価制度に沿い裁量逸脱なし。全体をパワハラと構成した一審判断を排斥。

■ 損害 慰謝料300万円 → 10万円へ大幅減額

「（Y1が感情的になったのは）被控訴人が…ふて腐れ、横を向くなどの不遜な態度を取り続けたことが多分に起因している」「発言に至るまでの経緯などからすれば、その額は相当低額で足りる」

被控訴人が録音を意識して面談に臨み、Y1が録音に気づかず発言をエスカレートさせた経緯も考慮。認容額は一審の30分の1にとどまり、訴訟費用も第1・2審を通じて大半（60分の58等）が被控訴人の負担とされた。

■ 対比 一審（一連のパワハラ構成・300万円）と控訴審（面談時の叱責のみ違法・10万円）の分かれ目

一審は覚書・精読指示・出向・評価への介入を面談時の発言と併せ「全体としてパワーハラスメント」を構成すると評価したが、控訴審は行為ごとに個別に適法性を判断し、業務上の必要性・裁量の範囲内の行為を切り分け、違法は面談時の「表現・態様」のみに限定。

⇒ 指導目的が正当でも表現・態様が違法性の分水嶺となる点は三井住友海上火災保険上司事件（東京高判平17.4.20）と同旨。被害者側の挑発的言動・態度は慰謝料額の大幅な減額要素となる。

③ 判決要旨（判示事項）

三洋電機C E事件（三洋電機コンシューマエレクトロニクス事件） 広島高松江支判平成21年5月22日（平成20年（ネ）第66号・第109号 損害賠償等請求控訴・同附帯控訴事件）労働判例987号29頁

- 1 控訴人（一審被告）Y 1社に勤務していた被控訴人（一審原告）Xが、同僚および取締役に対し、異動してきた従業員Aを誹謗中傷するなどし、人事担当の控訴人（一審被告）Y 2らがXを会議室に呼んで面談した件につき、問題行動を起こした従業員に適切な注意、指導を行うという本件面談の目的は正当といえるが、Xの中傷発言があったことを前提としても、Y 2が面談の際に大声を出し、Xの人間性を否定するような不当な表現を用いて叱責した点については、従業員に対する注意、指導として社会通念上許容される範囲を超えており、Xに対する不法行為を構成するとして、結論において一審の判断が維持された例
- 2 上記不法行為につき、Y 1社およびY 2は慰謝料支払義務を免れないが、Y 2の本件発言に至るまでの経緯などからすれば、その額は相当低額で足りるとして、慰謝料300万円を認めた一審の判断を変更し、慰謝料額は10万円とするのが相当であるとされた例
- 3 YらがXに対し、Ⅰ「懲戒事由該当行為が見受けられた場合には譴責以上の懲戒処分を下す。当該事由の程度によっては即時懲戒解雇もあり得る」等と記載された覚書に署名押印を求めたこと、Ⅱ出向直前の待機期間における指導として、社内規程類の精読を指示したこと、Ⅲ就労先確保のため清掃会社K社への、労働条件変更の伴わない出向を命じたこと、Ⅳ人事評価においてXをC評価とし減給としたこと、および出向後の評価につきK社支店長の評価コメントを訂正したことが、いずれも不法行為を構成するとはいえないとして、ⅠにつきXに対する重大な侮辱になるとし、Ⅲ、Ⅳにつき不当であり、それらはY 2の本件発言も含め、全体としていわゆるパワーハラスメントを構成するとした一審判断が退けられた例
- 4 Xの月例給与にかかる、平成17年度中の減額および平成17年1月から19年3月までの政治活動名目での控除につき、いずれも不法行為には当たらないとされ、同人の損害賠償請求が棄却された例（一審判断）

※X＝被控訴人（一審原告・新準社員）、Y 1社＝控訴人会社（電機メーカー・旧N社）、Y 2＝面談を行った人事担当者（判決本文では「控訴人Y 1」）、A＝中傷対象の従業員（本文ではG）、K社＝出向先の清掃会社（本文ではE）

※一審：鳥取地裁＝慰謝料300万円認容（本判決により変更）。判示事項の引用は労働判例987号29頁の表記による。平成21年6月16日付け更正決定（主文第2項に「被控訴人に対し」を補充）がある。

【主文（要点）・認容額】

本件控訴に基づき原判決を変更する。控訴人会社及び控訴人Y 1は、被控訴人に対し、連帯して、10万円及びこれに対する平成19年6月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え（更正決定後の表記）。

被控訴人のその余の請求および本件附帯控訴を棄却。訴訟費用は第1・2審を通じ、その大半（60分の58等）を被控訴人の負担とする。

① 事案の概要

アンシス・ジャパン事件 東京地判平成27年3月27日（平成25年（ワ）第16709号 賃金等請求事件）労働経済判例速報2251号12頁

【当事者の関係】

問題のある同僚Bとの二人体制・チームリーダー指名を維持し、再三の体制変更要望を
放置



請求： 被告が労働契約上の安全配慮義務（労働者が労働しやすい職場環境を整える義務）を怠ったとして、債務不履行（民法415条）又は不法行為（民法715条・C部長の使用者責任）に基づき、慰謝料等700万円（うち348万2032円に遅延損害金）の支払を請求

【時系列】

平18～19	原告、被告の前身会社に正社員として在籍し、インストールサポートを単独で担当（体調を崩し平19.5退職）
平22.10.1	原告、被告に入社（当初1年の有期雇用）。専任だった同僚Bとの二人体制に。入社直後からBの業務遂行の問題（顧客・社内の苦情、信頼関係の崩壊）を認識し、C部長に改善を要望
平22.11.17	C部長、有期雇用の原告をチームリーダーに指名し、Bへの仕事の割振り・指導を担当させる（Bは口頭依頼を拒否し、手渡した紙を捨てる・シュレッダーにかける等）
平23年前半	原告、サポート件数の集計を毎月報告して分担の不均衡を指摘し、Bの異動・体制変更を再三要望（平23.7.1から期間の定めのない雇用）
平23.8.18	原告が技術部全員CCのメールでBに注意 → Bが「原告からパワハラを受けた」と被告コンプライアンス機関に訴え
平23.9	人事部による聞き取り調査 → 9.16 パワハラの事実なしと判断。原告に「今後3か月間Bを指導するよう」指示（原告は精神的に不可能と回答）
平23.10／24.3	暫定体制（Hを調整・相談役、製品別ローテーション → 機能せず）／新分担（原告7：B3、原告のバックアップはB → 機能せず。技術部員Fの申出にも対応なし）
平24.10～12	被告代表者宛て「要望書」を送付（回答なし） → 12.26 C部長「この会社を辞めるか、この状況の中でやるべき仕事をやるか」 → 原告、退職を申出
平25～27	平25.2.6 退職／1月 東京労働局にあっせん申請（後に取下げ） → 提訴 → 平27.3.27 本判決（慰謝料50万円認容）

判決： 被告は原告に50万円＋年5分（平成25年2月7日から）を支払え。その余の請求は棄却（訴訟費用は6分の1が被告負担）＝心身の健康被害の立証がなくても、注意義務違反による精神的損害（慰謝料）を認容

② ポイントとなった重要な事実認定・判断

アンシス・ジャパン事件 東京地判平成27年3月27日（平成25年（ワ）第16709号 賃金等請求事件）労働経済判例速報2251号12頁

■ 前提 負担増・関係悪化は「業務遂行上の事情」に起因

「原告の業務負担の増加や原告とBとの関係悪化の原因については、原告及びBの二人体制で、かつ、原告がチームリーダーに指名されて…業務遂行上の事情によるものと認めるのが相当」

Bの業務遂行には原告の入社前から社内外で問題（顧客・技術部の苦情、信頼関係の崩壊）があったと認定し、「協調性のない原告の好き嫌い」とする被告の主張を排斥。原告の日々のノート（甲8等）の信用性も肯定。有期雇用の原告へのチームリーダー指名を「原告の要望」とする主張も不採用。

■ 注意義務 電通事件最判に基づく心身の健康への配慮義務

「業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負う」（最二小判平成12年3月24日〔電通事件〕参照・労働契約法5条）

同僚からパワハラで訴えられるトラブルは「客観的にみても原告に相当強い心理的負荷を与えた」と評価（調査でパワハラの事実なし＝原告に帰責性なし）。具体的義務として、配転による完全分離、又は業務上の関わりの最小化＋負担の偏らない体制の構築を要求。

■ 義務違反 実現可能な体制変更を怠った不作為

「C部長が、原告に対し、その心理的負荷等が過度に蓄積することがないように注意して指揮監督権限を行使していたと認めることはできない」

技術部から原告のバックアップ案が出され、技術部員Fから個人的な申出もあり「原告の要望に添う方向でサポート体制を変更することが困難であったとは認め難い」のに、C部長はBをバックアップとする体制を維持し、要否・代替策の検討もなし→被告は民法415条（債務不履行）と民法715条（C部長の過失につき使用者責任）の責任を負う。

■ 損害 健康被害の立証がなくても慰謝料50万円

「原告が心身の健康を損なったと認められるまでに至っていないからといって直ちに原告の損害を否定することはできず」「精神的損害については50万円をもって慰謝するのが相当」

パワハラの訴えによる強い心理的負荷、対応がとられないまま「この会社を辞めるか…」と告げられ退職に至った経緯を重視。残業代不払いに係る慰謝料は認諾・支払により慰謝されるとして否定し、被告の過失相殺の主張も排斥（認容額は請求700万円の一部）。

■ 意義 「パワハラ加害者と訴えられた側」への配慮義務を認めた点 — 従業員間トラブルへの使用者の対応義務

ハラスメントの成否ではなく、二人体制・チームリーダー指名という業務体制に起因するトラブルととらえ、訴えられた側の心理的負荷への配慮義務（分離・負担調整）を使用者に課した点が特徴。精神疾患の発症や健康被害の立証がなくても、強い心理的負荷＋使用者の不作為＋退職の経緯から慰謝料が認められる。

⇒従業員間トラブルの申告を受けた使用者は、調査により「ハラスメント非該当」と判断して終わりにするのではなく、当事者の分離・業務負担の調整等の再発防止措置まで講じる必要がある。

③ 判決要旨（判示事項・理由）

アンシス・ジャパン事件 東京地判平成27年3月27日（平成25年（ワ）第16709号 賃金等請求事件）労働経済判例速報2251号12頁

1 従業員の原告が使用者の被告に対し、被告が労働契約上の安全配慮義務又は労働者が労働しやすい職場環境を整える義務を怠ったとして、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償金の支払を求めた事案。裁判所は、被告は、原告の業務負担の増加や訴外従業員との関係悪化の原因につき、疲労や心理的負担が過度に蓄積して原告の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うところ、その注意義務違反により民法415条に基づき、また、部長が注意義務の内容に従って指揮監督権限を行使していないので、部長の使用者として民法715条に基づき、注意義務違反により生じた損害につき賠償責任を負うとし、認定した慰謝料額の限度で請求を認容した事例

2 「使用者は…当該労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負担等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わり労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従って、その権限を行使すべきことになる（平成12年3月24日最高裁第二小法廷判決・民集54巻3号355頁参照。労働契約法5条）。」

3 「原告又はBを他部署へ配転して原告とBとを業務上完全に分離するか、又は少なくとも原告とBとの業務上の関わりを極力少なくし、原告に業務の負担が偏ることのない体制をとる必要があったというべきである。」「C部長が、原告に対し、その心理的負担等が過度に蓄積することがないよう注意して指揮監督権限を行使していたと認めることはできない」

4 「原告が心身の健康を損なったと認められるまでに至っていないからといって直ちに原告の損害を否定することはできず、上記の事実経過に照らせば、被告の注意義務違反により原告が精神的損害を被ったことは明らかというべきである」

※1は掲載誌（労働経済判例速報2251号12頁）の判示事項、2～4は判決理由中の重要な判示（判決文の引用）。

※B＝原告と二人体制でインストールサポートを担当した同僚従業員、C部長＝技術部部长（原告の上司）。本判決は東京地裁（民事第36部）の第一審判決である。

【主文】

1 被告は、原告に対し、50万円及びこれに対する平成25年2月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 2 原告のその他の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを6分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

3 セクシュアルハラスメントとは

何に対応すべき「セクハラ」にあたるのか

□ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは

「職場」において行われる、「労働者」の意に反する

「性的な言動」に対する労働者の対応により労働条件について不利益を受けたり、

「性的な言動」により就業環境が害されること（男女雇用機会均等法11条、セクハラ指針）

□ 性的な言動とは（性的な内容の発言及び性的な言動）

- ・ 性的な言動を行う者は、事業主、上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等もなり得る。
- ・ 男女とも行為者にも被害者にもなり得る。同性に対するものも該当する。
性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらない。

① 性的な内容の発言

性的な事実関係を尋ねること
性的な内容の情報（噂）を意図的に流布すること
性的な冗談やからかい
食事やデートへの執拗な誘い
個人的な性的体験談を話すこと等

② 性的な行動

性的な関係を強要すること
必要なく身体へ接触すること
わいせつ図画を配布・掲示すること
強制わいせつ行為等

何が対応すべき「セクハラ」にあたるのか

□ 「対価型セクシャルハラスメント」とは

＝労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応（拒否や抵抗）により、その労働者が解雇、降格、減給、労働契約の更新拒否、昇進・昇格の対象からの除外、客観的に見て不利な配置転換等の不利益を受けること

- （例） 事務所内において事業主が労働者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、当該労働者を解雇すること。
- （例） 出張中の車中において上司が労働者の腰、胸等に触ったが、抵抗されたため、当該労働者について不利益な配置転換をすること。
- （例） 営業所内において事業主が日頃から労働者に係る性的な事柄について公然と発言していたが、抗議されたため、当該労働者を降格すること。

□ 「環境型セクシャルハラスメント」とは

＝労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等その労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること

- （例） 事務所内において上司が労働者の腰、胸等に度々触ったため、当該労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下していること。
- （例） 同僚が取引先において労働者に係る性的な内容の情報を意図的かつ継続的に流布したため、当該労働者が苦痛に感じて仕事が手につかないこと。
- （例） 労働者が抗議をしているにもかかわらず、事務所内にヌードポスターを掲示しているため、当該労働者が苦痛に感じて業務に専念できないこと。

何が対応すべき「セクハラ」にあたるのか

□ 判断基準

- ・セクシャルハラスメントの状況は多様であり、判断に当たり**個別の状況を斟酌**する必要がある。
- ・「労働者の意に反する性的な言動」「就業環境を害される」の判断に当たっては、**労働者の主観を重視**しつつも、事業主の防止のための措置義務の対象となっていることから**一定の客観性が必要**と解されている。
- ・一般的には、意に反する**身体的接触**によって強い精神的苦痛を被る場合には、**一回でも**就業環境を害することになり得る。
- ・**継続性又は繰り返し**が要件となるものであっても、「**明確に抗議しているにもかかわらず放置**された状態」又は「**心身に重大な影響を受けていることが明らかな場合**」には、就業環境が害されていると判断し得る。
- ・被害を受けた労働者が女性である場合には「**平均的な女性労働者の感じ方**」を基準とし、被害を受けた労働者が男性である場合には「**平均的な男性労働者の感じ方**」を基準とすることが適当だと解されている。

4 マタニティハラスメントとは

マタニティ（パタニティ・ケア）ハラスメントとは

□ 関連する法律

男女雇用機会均等法
育児介護休業法

□ 「職場における妊娠・出産等に関するハラスメント」、「育児・介護休業等に関するハラスメント」とは

「職場」において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児・介護休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」の就業環境が害されること

- ・妊娠の状態や育児・介護休業制度等の利用等と嫌がらせとなる行為の間に因果関係があるものがハラスメントに該当する。
- ・なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しない。

□ 「業務上の必要性」の判断

- ・部下が休業するとなると、上司としては業務の調整を行う必要がある。
- ・妊娠中に医師等から休業指示が出た場合のように、労働者の体調を考慮してすぐに対応しなければならない休業について、「業務が回らないから」といった理由で上司が休業を妨げる場合はハラスメントに該当する。
- ・しかし、ある程度調整が可能な休業等（例えば、定期的な妊婦健診の日時）について、その時期を調整することが可能か労働者の意向を確認するといった行為までがハラスメントとして禁止されるものではない。
- ・ただし、労働者の意を汲まない一方的な通告はハラスメントとなる可能性があるので注意が必要である。

マタニティ（パタニティ・ケア）ハラスメントとは

□ 「制度等の利用への嫌がらせ型」

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法が対象とする一定の制度又は措置の利用に関する言動により就業環境が害されるもの。

(1) 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

労働者が、制度等の利用の請求等（措置の求め、請求又は申出をいう。以下同じ。）をしたい旨を上司に相談したことや制度等の利用の請求等をしたこと、制度等の利用をしたことにより、上司がその労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること。

〔典型的な例〕

- ・ 産前休業の取得を上司に相談したところ、「休みを取るなら辞めてもらう」と言われた。
- ・ 時間外労働の制限について上司に相談したところ、「次の査定の際は昇進しないと思え」と言われた。

(2) 制度等の利用の請求等又は制度等の利用を阻害するもの

以下のような言動が該当する。

- ①労働者が制度の利用の請求をしたい旨を上司に相談したところ、上司がその労働者に対し、請求をしないように言うこと。
- ②労働者が制度の利用の請求をしたところ、上司がその労働者に対し、請求を取り下げるよう言うこと。
- ③労働者が制度の利用の請求をしたい旨を同僚に伝えたところ、同僚がその労働者に対し、繰り返し又は継続的に、請求をしないように言うこと。
- ④労働者が制度利用の請求をしたところ、同僚がその労働者に対し、繰り返し又は継続的に、その請求等を取り下げるよう言うこと。

マタニティ（パタニティ・ケア）ハラスメントとは

〔典型的な例〕

- ・ 育児休業の取得について上司に相談したところ、「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。
- ・ 産後パパ育休の取得を周囲に伝えたところ、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき」と言われ苦痛に感じた。
- ・ 介護休業について請求する旨を周囲に伝えたところ、同僚から「自分なら請求しない。あなたもそうすべき」と言われた。「でも自分は請求したい」と再度伝えたが、再度同様の発言をされ、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。

(3) 制度等を利用したことにより嫌がらせ等をするもの

労働者が制度等を利用したところ、上司・同僚がその労働者に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等をすることをいう。

「嫌がらせ等」とは、嫌がらせ的な言動、業務に従事させないこと、又は専ら雑務に従事させることをいう。

〔典型的な例〕

- ・ 上司・同僚が「所定外労働の制限をしている人にはたいした仕事はさせられない」と繰り返し又は継続的に言い、専ら雑務のみさせられる状況となっており、就業する上で看過できない程度の支障が生じている（意に反することを明示した場合に、さらに行われる言動も含む）。
- ・ 上司・同僚が「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ。」と繰り返し又は継続的に言い、就業をする上で看過できない程度の支障が生じている（意に反することを明示した場合に、さらに行われる言動も含む）。

マタニティ（パタニティ・ケア）ハラスメントとは

□ 「状態への嫌がらせ型」

女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの。

(1) 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの

女性労働者が妊娠等したことにより、上司がその女性労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること。

〔典型的な例〕

- ・ 上司に妊娠を報告したところ「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。

(2) 妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの

女性労働者が妊娠等したことにより、上司・同僚がその女性労働者に対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等をする事。

〔典型的な例〕

- ・ 上司・同僚が「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない」と繰り返し又は継続的に言い、仕事をさせない状況となっており、就業をする上で看過できない程度の支障が生じている（意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む）。
- ・ 上司・同僚が「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」と繰り返し又は継続的に言い、就業をする上で看過できない程度の支障が生じている（意に反することを明示した場合にさらに行われる言動も含む）

マタニティ（パタニティ・ケア）ハラスメントとは

□ ハラスメントには該当しない業務上の必要性に基づく言動（具体例）

●「制度等の利用」に関する言動の例

- （１）業務体制を見直すため、上司が育児休業をいつからいつまで取得するのか確認すること。
 - （２）業務状況を考えて、上司が「次の妊婦健診はこの日は避けてほしいが調整できるか」と確認すること。
 - （３）同僚が自分の休暇との調整をする目的で休業の期間を尋ね、変更を相談すること。
- ※（２）や（３）のように、制度等の利用を希望する労働者に対する変更の依頼や相談は、強要しない場合に限られる。

●「状態」に関する言動の例

- （１）上司が、長時間労働をしている妊婦に対して、「妊婦には長時間労働は負担が大きいのだから、業務分担の見直しを行い、あなたの残業量を減らそうと思うがどうか」と配慮する。
 - （２）上司・同僚が「妊婦には負担が大きいのだから、もう少し楽な業務に変わってはどうか」と配慮する。
 - （３）上司・同僚が「つわりで体調が悪そうだが、少し休んだ方が良くはないか」と配慮する。
- ※（１）から（３）のような配慮については、妊婦本人にはこれまでどおり勤務を続けたいという意欲がある場合であっても、客観的にみて、妊婦の体調が悪い場合は業務上の必要性に基づく言動となる。

5 カスタマーハラスメントとは

カスタマーハラスメントとは

□職場におけるカスタマーハラスメントとは

職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう（労働施策総合推進法３３条、カスハラ指針）。

- ・顧客等からの苦情の全てが職場におけるカスタマーハラスメントに該当するわけではなく、客観的にみて、社会通念上許容される範囲で行われたものは、いわば正当な申入れであり、職場におけるカスタマーハラスメントには当たらない。
- ・職場におけるカスタマーハラスメントには、店舗及び施設等において対面で行われるもののみならず、電話やＳＮＳ等のインターネット上において行われるものも含まれるものである。

□①「顧客等」とは

顧客（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある潜在的な顧客も含む。）、取引の相手方（今後取引する可能性のある者も含む。）、施設の利用者（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等の施設を利用する者をいい、今後利用する可能性のある者も含む。）その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指し、例えば、以下の者等が含まれる。

- ・事業主が販売する商品の購入やサービスの利用をする者
- ・事業主の行う事業に関する内容等に関し問い合わせをする者
- ・取引先の担当者
- ・企業間での契約締結に向けた交渉を行う際の担当者
- ・施設・サービスの利用者及びその家族
- ・施設の近隣住民

カスタマーハラスメントとは

□②「業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えた」言動とは 社会通念に照らし、当該顧客等の言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は手段や態様が相当でないものを指す。

（１）判断枠組み

- ・この判断に当たっては、様々な要素（当該言動の目的、当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、当該言動の行為者とされる者（以下「行為者」という。）との関係性等）を総合的に考慮することが適当である。
- ・「言動の内容」及び「手段や態様」に着目し、総合的に判断することが適当であり、「言動の内容」、「手段や態様」の一方のみが社会通念上許容される範囲を超える場合でもこれに該当し得ることに留意が必要である。
- ・社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断に当たっては、事業主又は労働者の側の不適切な対応が当該言動の原因や背景となっている場合もあることにも留意する必要がある。
- ・社会通念上許容される範囲を超えた言動の典型的な例としては、以下の（２）及び（３）のものがあるが、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、また、（２）及び（３）に掲げるものは限定列举ではないことに十分留意し、相談に対応するなど、適切な対応を行うようにすることが必要である。

カスタマーハラスメントとは

(2) 言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

① そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求

- ・ 性的な要求や、労働者のプライバシーに関わる要求をすること。

② 契約等により想定しているサービスを著しく超える要求

- ・ 契約内容を著しく超えたサービスの提供を要求すること。

③ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求

- ・ 契約金額の著しい減額の要求をすること。

④ 不当な損害賠償要求

- ・ 商品やサービス等の内容と無関係である不当な損害賠償要求をすること。

(3) 手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

① 身体的な攻撃（暴行、傷害等）

- ・ 殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。
- ・ 物を投げつけること。
- ・ わざとぶつかること。
- ・ つばを吐きかけること。

② 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）

- ・ 店舗の物を壊すことをほのめかす発言やSNS等のインターネット上へ悪評を投稿することをほのめかす発言によって労働者を脅すこと。
- ・ SNS等のインターネット上へ労働者のプライバシーに係る情報の投稿等をすること。

カスタマーハラスメントとは

- ・ 労働者の人格を否定するような言動を行うこと。相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む。
- ・ 土下座を強要すること。
- ・ 盗撮や無断での撮影をすること。
- ・ 労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該労働者が開示することを強要する若しくは禁止すること。

③ 威圧的な言動

- ・ 大きな声をあげて労働者や周囲を威圧すること。
- ・ 反社会的な言動を行うこと。

④ 継続的、執拗な言動

- ・ 同様の質問を執拗に繰り返すこと。
- ・ 当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをすること。
- ・ 同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること。

⑤ 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

- ・ 長時間に渡る居座りや電話で労働者を拘束すること。

カスタマーハラスメントとは

□③「労働者の就業環境が害される」とは

当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。

- ・この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当である。
- ・なお、当該言動の頻度や継続性は考慮するが、強い身体的又は精神的苦痛を与える態様の言動の場合は、1回の言動でも、当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じ、就業環境を害する場合があります。

□ 雇用管理上講ずべき措置（カスハラ独自）

- ①職場におけるカスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- ②職場におけるカスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた職場におけるカスタマーハラスメントへの対処の内容を、管理監督者を含む労働者に周知すること。
- ③事業主は、職場におけるカスタマーハラスメントの抑止のための措置として、労働者に対し過度な要求を繰り返すなど特に悪質と考えられるものへの対処の方針をあらかじめ定め、管理監督者を含む労働者に周知するとともに、当該方針において定めた対処を行うことができる体制を整備しなければならない。

弁護士 内田久美子

和田倉門法律事務所（ワダクラモン ホウリツジムシヨ）

2016年1月東京大手町に創設。取扱分野は会社法・金商法・租税法・相続法ほか。

2026年7月現在弁護士19名（出向者を含む），税理士2名（うち1名は弁護士を兼務）

略歴

千葉県生まれ。千葉県立千葉高等学校卒業。慶応義塾大学文学部哲学科卒業。

1997年司法試験合格。司法修習（52期）を経て2000年4月弁護士登録，鳥飼総合法律事務所入所。2008年1月より同事務所パートナー弁護士。2016年1月，東京大手町に和田倉門法律事務所を創設。上場会社5社の社外役員（取締役・監査役）を現任。